

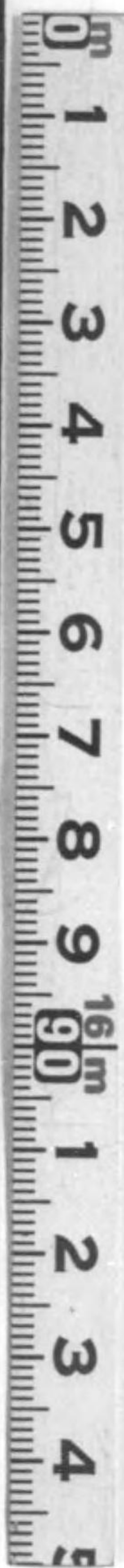
290. 8-Ta74ウ



1200500732782

8

4



始



917

165

叢書 第七篇

濠

洲

法人 日本拓殖協會

860
760

290.8
TA74



拓殖叢書 第七輯

濠

洲

法財人團 日本拓殖協會





見殺一ニドレ

1907
A faint, illegible handwritten note or signature at the top of the right page.





シドニーの街

濠洲聯邦の首府・郵政總會



シドニー港の橋



シドニー港の一部

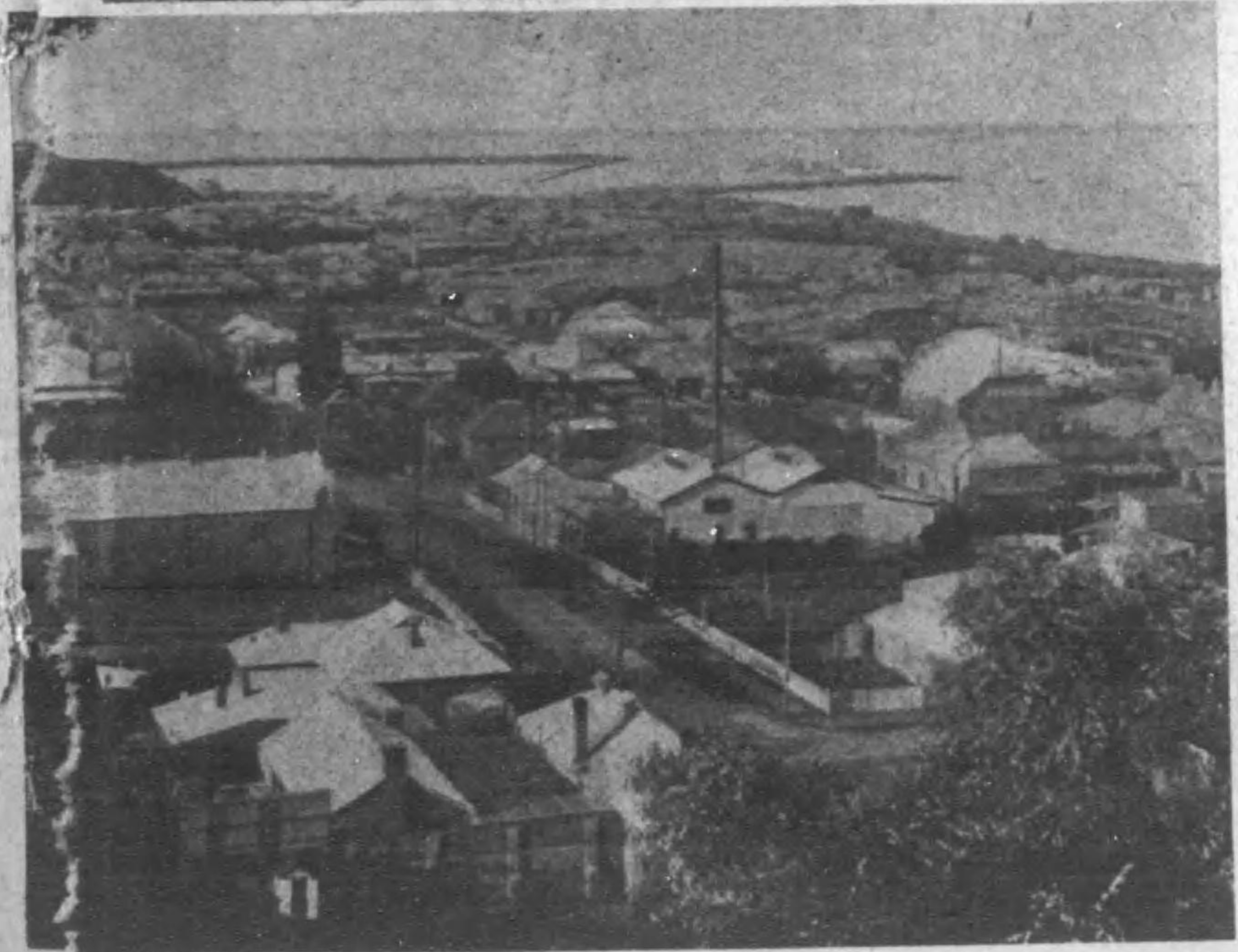
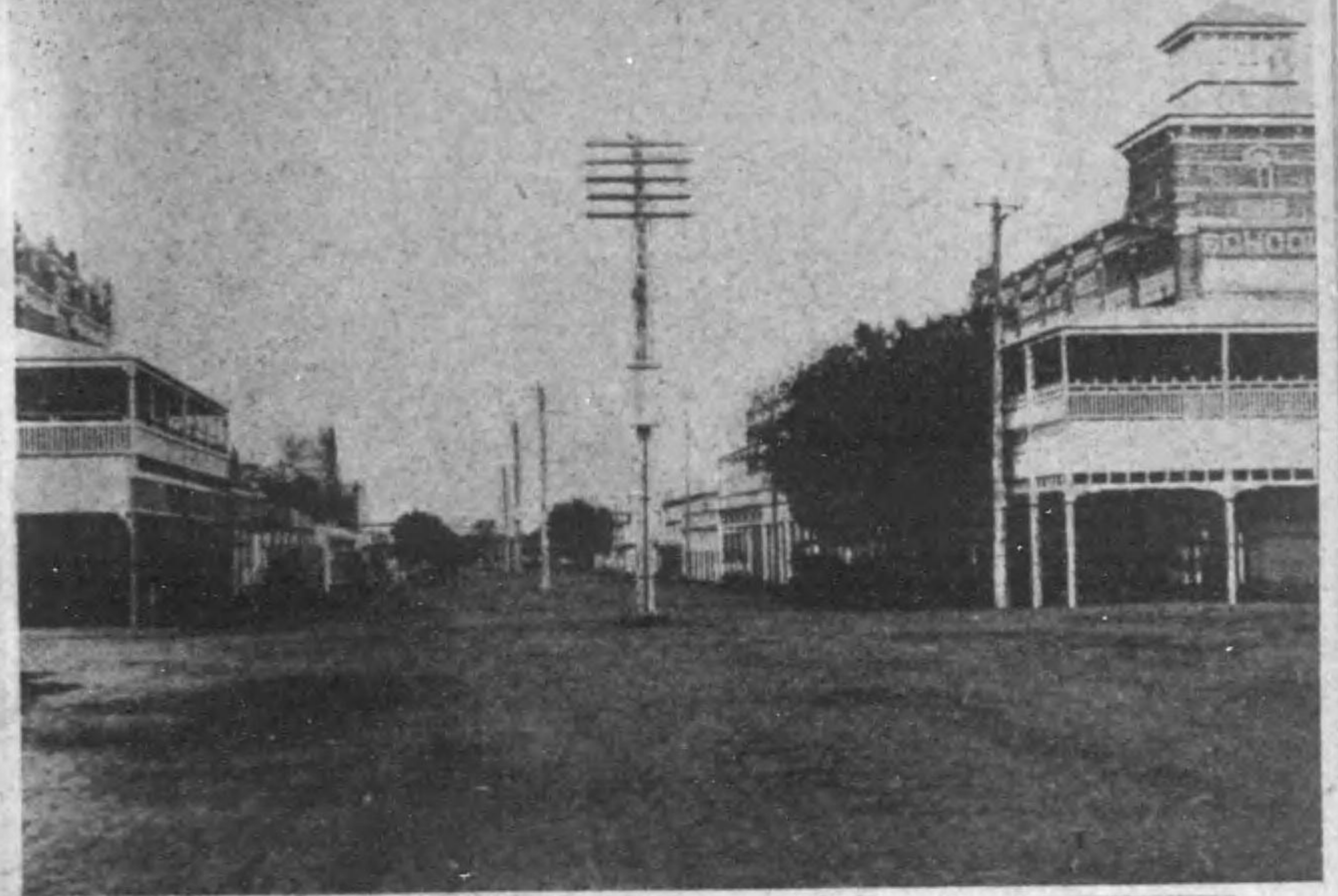


ニューサウスウェルスの移民地



コスシウスコ山のスロープ

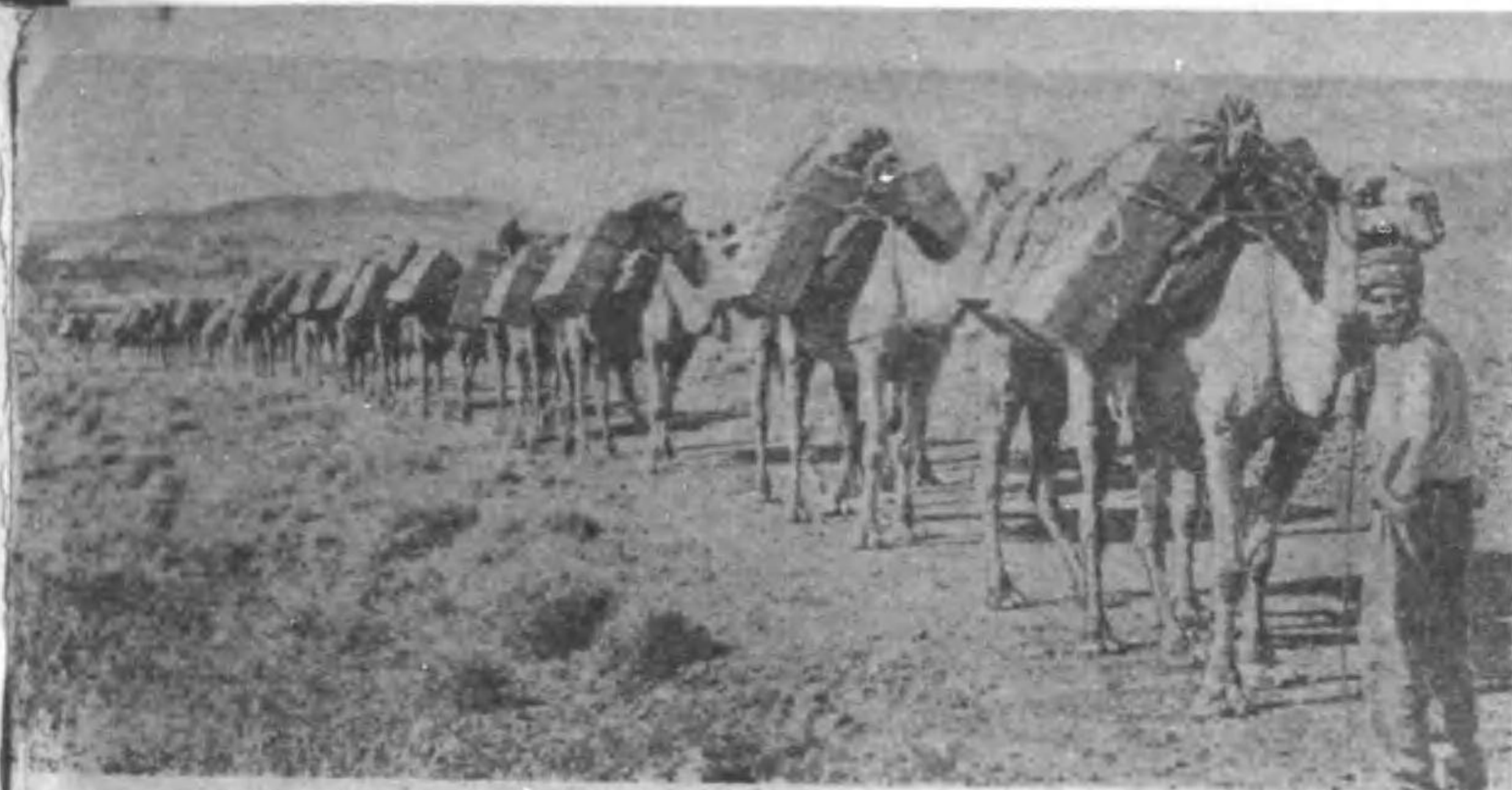
西クインズランドの郊外



バンブリー(西濠洲)の風景

大東亞戰爭勃發して未だ半歳ならざるに大御稜威の下皇軍將兵の勇戰奮闘と其の尊き犠牲とにより南方諸地域に於ける米英蘭二百年の牙城は一朝にして葬られ今や大東亞共榮圏の建設は我日本國民の雙肩に課せられた大使命となつた。然しながら多年米英の假借なき政治的桎梏と執拗なる經濟的搾取の機構の下に呻吟せる之等諸民族を解放して各々其の處を得しめ以て人類福祉の増進と世界永遠の平和に寄與せんとするは眞に容易ならざる大事業である。之が爲には一億一心不退轉の決意を以て聖戰目的の完遂に向つて勇往邁進すべきは素よりなるも、各地域に就て其の自然的、人文的事情に精通することが何よりも喫緊事である。

當協會は叙上の趣旨により夫々權威者に依囑して本叢書を刊



西濠洲の沙漠を横斷する駱駝隊



クインスランドの家畜場



シドニーの郊外

行するに至つたのである。而して本叢書の特色は内容の正確と行文の簡明とに在る。必ずや大方の御期待に副ひ得ることを信じて疑はない。

敢て一讀を勸むる所以である。

昭和十七年十二月

財団法人 日本拓殖協會

目次

第一編 濠洲	一
一 自然條件	七
二 政治	三五
英國との統治關係——聯邦政府——州政府——政治方向と諸政黨——社會的諸勢力と諸政黨との關係——英帝國內に占める政治的諸關係	
三 經濟	三五
牧畜業——農業——林業——鑛業——水産業——製造工業——運輸——海運と航空路——通信——外國貿易——財政——銀行	
四 白濠主義と土地問題	一〇三
五 軍備と兵力	一〇〇
六 國民教育・圖書館・博物館	一〇四
七 原住民族	一一八

(附) 歴史年表

第二編 新西蘭

一 小史 一三

二 自然條件 一四

三 政治 一五

四 産業 一六

五 貿易 一七

六 社會立法・移民制限 一八

七 原住民族 一九

第一編 濠洲

面積 約三百萬平方哩

人口 約六百八十萬人 (密度一平方哩當り二・三人)

首府 キヤンベラ

地形 東部は褶曲山脈が海岸に沿ふて南北に走り、オーストラリアアルプスのコシヤコス山に至り最高に達してゐる。

東岸は略々斷層、東北部は沈降海岸で岸に近く大堡礁が長距離に連り、西部高地は古くから削磨された卓状地で、中央低地は大鑛井盆地、マルレーダーリング盆地、南オーストラリア高地及び砂漠より成る。東部西部海岸の河は短く、東南部を流れるマルレーダーリング河も支流をもたない。

州名	州廳	主要都市	主要河川
ニューサウスウェルズ州	シドニー (人口百二十萬人)	ニューカッスル (人口十萬人)	ダーリングダール河

ガ樹を雜へたユーカリ樹で蔽はれてゐる。雨量の多い熱帯地方には千古斧鉞を入れない熱帯林があり、内奥地の雨量の少ない酸性土地方にはサルトブツシュが生へてゐる。エミーやカンガル
ーやコアラペアーやオプサムなどの濠洲特有の鳥獸が森林に、原野に、砂漠に棲息してゐるが
不思議に猛獸類は一つもゐない。」

「また、濠洲の氣候は變化に富んでゐる。南北二千哩、東西二千五百哩の大陸だから、變化
も多いわけだが、大陸の北部四〇％は熱帯圏内にあり、南部六〇％は温帯圏内にある。常夏の
ところもあれば、雪の降るところもある。氣候は日本と逆で、日本の夏が濠洲の冬、濠洲の夏
が日本の冬であるため、一月二月が暑いと云ふことは慣れない間は變に思ふ。

温帯地の夏は比較的に高温だが、夕刻からは南極から吹きあげる涼風のため涼しく南十字星
を中心に實に美しく愉しい夜が来る。冬はシドニー邊りで鹿兒島あたりの氣候を思はせ、首府
のキャンペラでは霜が降り、メルボルンでは厚手のオーバーを着て白雪に蔽はれたコシウスコ
山（海拔七千呎）のスキーを楽しむことが出来る。」

「そして、濠洲に上陸して先づ感ずることは、濠洲が正しく白人の國だと云ふことである。
アジアの南方に隣接して、何もなかつたといつてもよい處女地に、僅かこの百五十年ばかりの

間によくもかう白人ばかりの樂園——そう言つても、さう誇張とも思はれないほどの別天地を
築きあげたものだと思はせられる。埠頭人足も自動車の運轉手も、ホテルのボーイも、雜役
夫も、みんな白人である。黒人も黄色人もさう見當らない。ほかの國では見られないことであ
る。流石に白濠主義に徹底した國——一九四〇年六月末現在の推定總人口は七百万人強だつた
が、そのうち、九九％強は白人で、残りの一％弱が非ヨーロッパ人、即ち支那人、マレー人、
印度人、シリア人、日本人、ポリネシア人、混血兒なので、白人の渡濠前に、久しく濠洲をわ
がものとしてゐた先住民族たる黒人も、黒白の鬭争に破れて白人の住み得ない熱帯の奥地に逃
避して、いまなほ石器時代の生活を續けてゐる。」

「全く、濠洲はデモクラシーにより、對外的には高率關稅制度と白濠主義とにより強固に守
り固めてゐる白人ばかりの平和境と云つても差支へないだらう。」

「そして、兎に角、濠洲は實に大きい。イギリス本國の二十五倍、日本の十二倍はあるだら
う。濠洲の最北端にある木曜島に着いてから、日本郵船の熱田丸級（經濟速力十節として）な
らば、寄港中の時間も含めて、四日目にタンスビルに、八日目にブリスベインに、十日目にシ
ドニーに、十四日目に、やつと、メルボルンに着く位である。」と。

こうした旅行者の言葉に對して、濠洲人はかう言つてゐる。

「オーストラリアについては多くの誤解があるが、そのうちでよく言はれることは「オーストラリアの廣大な自由の天地」と云ふ言葉に關聯したことである。オーストラリアには確かに廣大な天地はあるが、人々の想像するやうな豊饒な土地はさう澤山はなく、住民も決して進取的ではない。むしろ保守的である。オーストラリアの三分の二は不毛の地である。たとゝ雨量の多い地方と東部および南東部の海岸地方が有望なだけである。しかも、複雑な科學的知識と現在以上の巨額の資本を適用しなければ、これらの土地も舊態依然として、より多くの人々を養ふことは困難である。現在のオーストラリアは、現在の財力から見れば、その人口はすでに飽和状態に達してゐるやうである。」

「なるほど濠洲人は樂觀的で、歌好きで、燦々と照る日の下で朗らかに暮してはゐるが、自分自身のこと以外の外國の問題などにはあまり興味をもたず、急激な社會政治上の變化に對しては極力反對してゐる。濠洲人は、元來、純朴で氣が小さいのだ。」と。

一、自然條件

濠洲本土は「隠元豆に似た」世界最小の大陸で、米合衆國と殆んどその面積を等しくし、西に印度洋、東に南太平洋、北にチモール海・アラフラ海・トレス海峡をもつ東經百十三度——百五十四度、東西二千四百哩、南北千七百哩の海岸線の單調な——陸地二百四十四平方哩につき一哩の海岸線——亞寒地帯を有せざる中緯度高壓帶下の東部と南部の海岸に接する分水嶺山脈（オーストラリアアルプス）の他に起伏を殆んど有たない大陸である。

この大陸の三五％は砂漠であるが、他の大部分にポドゾール化土壤を有ち湿度の低い降雨量の少ないことはこの大陸をして世界最大の農牧畜地たらしめた自然要因なのである。

「大陸發見とともに、氣候と土壤とが傳統的な彼等の家畜飼育の經驗に適合した」と濠洲人は好んで言つてゐる。

大陸の中央から南へ移動する中緯度高壓帶と北方からのハリケーン・モンスーンと西からの編西風とは地形に照應して左圖のやうな等雨量線を示してゐる。だが、この「年平均」等雨量線には表示されない降雨量の變異率がある。大陸の大半、殊に内奥地から西部に亘る變異率の

第一圖 降雨量と變異率



高度であること（屢々旱魃の要因となる）は大陸の特異な氣象的特質となつてゐる。殊に中部内奥地では中緯度高壓帯の移動に伴ふ一時的降雨、一時的豪雨のために、一時的（一月位）以外の期間には極く少量の降雨か長い無雨期に終り、従つて五〇%と云ふ高度な變異率を示すやうになつてゐるのである。このことは河川に顯著に表はれ、例へば北西部に流れるフィツツロイ河の如きは豪雨の時期には河幅二軒、蒸氣船の通航も可能であるが、豪雨期がすぎた一年の

大半の部分では河床を表はし單に水溜りの連続にすぎないものとなつて終ふ。これほどの差があるのである。濠洲では東南部の河川を除いて殆んど大部分の河川が大なり小なり、この特質をもつてゐるのである。従つて、等雨量線と變異率の低度な、すなわち、農牧業に適し、降雨量を信頼し得る限りにおいての變異率線とを組み合わせれば——濠洲の三百萬平方哩からの土地のうち氣象條件の農牧業に適した地域をさがせば右圖のやうになる。

即ち、大陸の大部分は年三〇吋以下の降雨量地帯であり、東部・東南部・南部・北西部を除き降雨信頼度は小さく、従つてもし年降雨量十吋以下の地域は農牧業に適せずとすれば、この大陸の降雨量と降雨變異率とより受ける農牧業の制約地域は巨大なものとなる。

更に、メラボー平原（サウスオーストラリア州、西南部からウェスタンオーストラリア州の東南部に至る平原）からエイア湖に至る鹽性水質・鹽性地質とレッドガム等の毒草、北部の熱帶性氣候——之は單なる歐洲人の躊躇であると言はれてゐるが——と東部・東南部の高峻な山嶽地帯とが非農牧地帯として除外されるとき「適地」は一層、狭少なものとなる。

だが、一方に低降雨地帯、高變異率地帯を補ふものとして大陸の東北部の大部分（クイーンズランド州の殆んど大部分）から中部・南部に亘り西部の海岸線に沿ひ散在する鑽井地帯があ

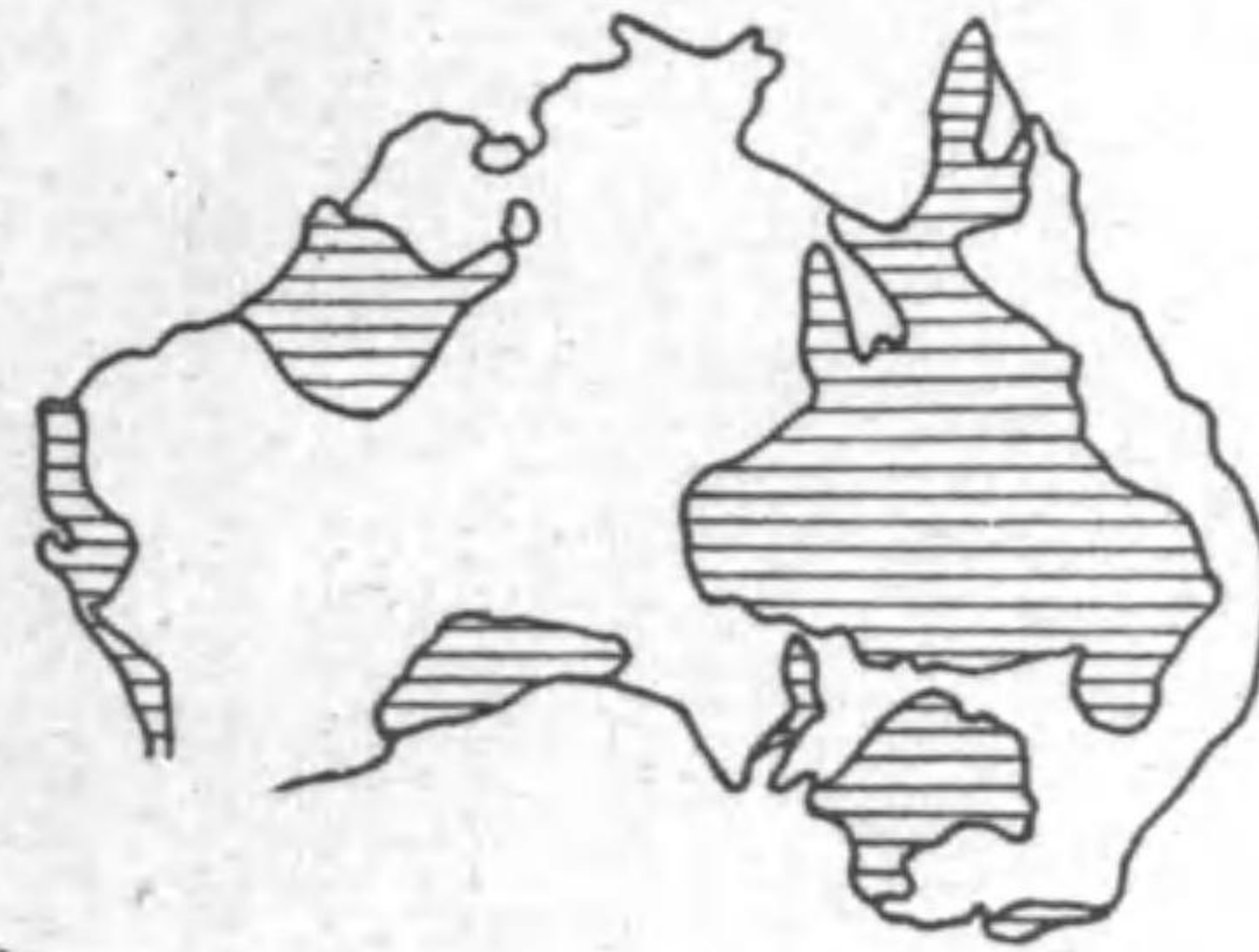
る。(鑽井地とは地下水の一種の噴出地)

鑽井は家畜飲料水として、灌漑用水として、大きな役割を果してゐるのである。(但し、中央

部・南部の鑽井は鹽分・礦物質等が多すぎるため、不適當であると
言はれてゐる)

又、濕度が東部・東南部の分水嶺以東南の海岸地帯及び西南端を除いて一般に低度であることと共に、前述の諸條件に照應して、大陸の大半の部分を牧畜地帯たらしめ、大陸のマレー河を有する廣大

第二圖
鑽井盆地の分布



な東南部分と西南部分とを農業地帯たらしめ、東北部海岸地帯の棉花・砂糖の栽培を成功せしめてゐる。その農牧業分布圖は左圖の如くである。

第一圖——第五圖を組み合わせ比較するとき、降雨量・變異率の農牧業との關聯を明瞭に窺知

し得るであらう。

もう一つ、鑛業と關聯して地質がある。

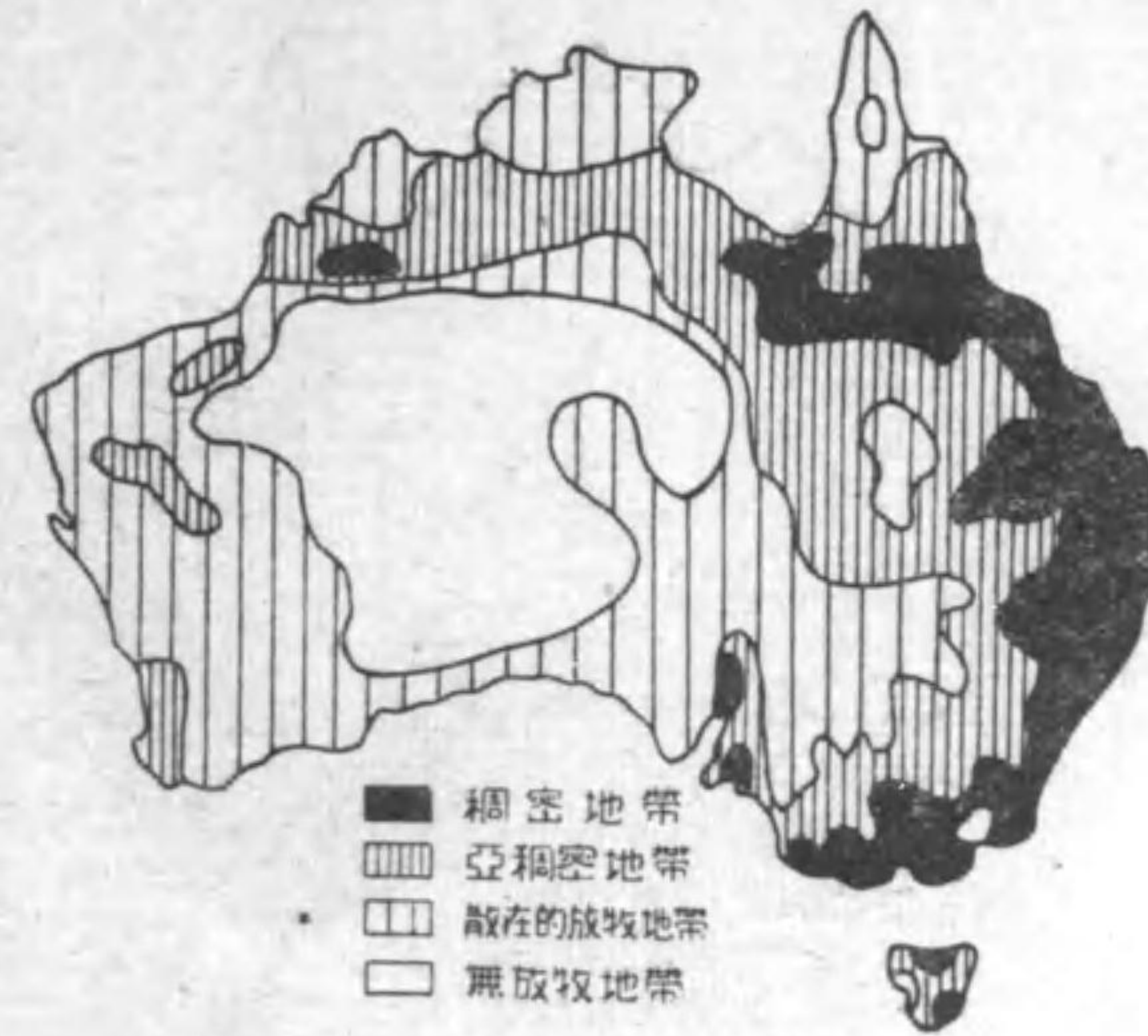
濠洲大陸は地球上の二つの最新な造山帯——一はヨーロッパからアジアへ連り、一方、アフリカ北端を掠めるアルプス——ヒマラヤ造山帯と一は環太平洋の造山帯であるが——の支配を受けざる前述のやうな地形的變化の乏しい大陸である。それは地質的には三分區し得、即ち、(1)西方の大陸の約三分の二を占める單調平凡な廣大な平坦地は古期岩層より成り、楕狀

第三圖 羊 分 布 圖



■ 稠密地帯
▨ 亞稠密地帯
▤ 散在的放牧地帯
□ 無放牧地帯

第四圖 牛 分 布 圖



■ 稠密地帯
 ▨ 亞稠密地帯
 ▩ 散在的放牧地帯
 □ 無放牧地帯

地とも呼ばれ、南部の大部分は前カンブリア代の地層によつて構成され、北部は主として下部古生界よりなり、その表面は概ね薄く陸成の新生界に覆はれてゐる。(2)概ね九〇〇米以上の火山を伴ふ大陸東岸の東部高地は褶曲した古生界を主とし、それに花崗岩・火山岩を伴つてゐる。(3)前二者の間の中央低地は大陸中最も厚く中生界及び新生界に覆はれた所であり、それらの地層は、下方に緩慢に撓下し、その結果、北部の中生界地域は前述の鑽井盆地となつてゐるの

第五圖 農 業 分 布 圖



■ 稠密小麦耕作地
 ▨ 小麦耕作地
 ▩ 綿花栽培地
 ▪ 砂糖栽培地
 □ 非農耕地

である。

これらの各地質地帯は河蝕の進みつゝある海岸地帯と乾燥侵蝕の卓越してゐる内陸とに二大別し得るが、それらが更に侵蝕の程度・地盤運動の性質・隆起量の多少・組織如何等によつて、概略、次表のやうな地質を現在示してゐるのである。

第六圖のやうな地質をもつてゐる濠洲大陸において圖の6-8、すなわち、第三紀層・白亜紀層の分布地帯には鑛産資源はなく、唯古生代・中生代に行はれた花崗岩

第六圖 地質と鑛產地



(註) 1. 片麻岩及び花崗岩 2. カンブリア系碎石沈殿 3. シルリア系粘板岩 4. デヴオン系石炭紀 5. 二疊系諸層 6. 白亜紀の鐵牙 7. 8. 第三紀層

の進入地帯のみに、分布されてゐる。そして圖の1即ち片麻岩及び花崗岩(始生代)よりなる部分には金鑛脈が散在し、圖の2、4即ちカンブリア系、シルリア系、デヴオン系、各岩層には金以外の金屬鑛物があり、圖の5即ち二疊系諸層には廣く石炭が分布されてゐる。その關聯は前圖の地質と鑛山分布とを組合せ見れば明らかとなると思はれる。

以上のやうな自然條件は濠

洲をして農牧業國たらしめ豊富な鑛業國たらしめてゐる。

一方、大陸の大部分を占める温暖な氣候と廣々とした低湿度の澄んだ空氣とユーカリ樹とカンガルー羊の歩む自然環境は、自然的な面においては牧歌的な國を作り上げてゐる。

二、政治

(1) 英國との統治關係

濠洲聯邦は英國自治領の一であつて英帝國の一組成分子であると同時に、同一君主を戴く一獨立國家たるの機能を併有してゐる。即ち一九二六年の英帝國會議により英本國に對し對等の地位に在る旨の原則の承認を獲得し立法、行政、司法、外交等の各面に涉り廣汎、高度の自主權を得たのであつた。別言すれば、自治領と英國との關係を規定した一九三一年のウエストミンスター法には「自治領及英本國ハ國王ニ對スル共通ノ忠誠ニヨリテ結バレ且英帝國ノ一員トシテ自由ニ結合スルモノナルモ其ノ地位ハ平等ニシテ内外政務ノ如何ナル關係ニ於テモ從屬關係ニ立タザルモノ」と規定してゐる。従つて、法律的には、英本國と自治領とを結合する要

素は、両者が單一の國王を共通の元首とすることにありますが、また同時に、両者は「自由ニ結合ス」る結果、事實上の結合は英帝國會議其の他の協議機關を通じ政治的に折衝するを必要とし行はれ來つてゐるのである。そして、後述の様な種々な對英依存關係にうらづけられて濠洲は英帝國の一員として、愛蘭・南阿等に比較して寧ろ親英的であつた。

濠洲聯邦の英本國に對する關係は、根據法乃至原則的取極についてはカナダ、南阿等の自治領と同一であるが具體關係は必ずしも同一ではない。

△國王……濠洲聯邦は共通の元首たる英國王を元首としてゐる。従つてその領土は國王の領土であり行政權は總て國王の名に於て行はれ、立法權は國王、聯邦上院及下院の名に於て行はれ、國民は國王に對し忠誠の義務を負ふのである。だが、立法及行政に關する國王の權限の大部分は總督に委任せられ國王の親裁するのは主要外交關係事項と總督の任命及び榮典授與に限定せられてゐる。また、榮典授與を除く事項についても自治領内閣の輔弼を以て行はれ、英本國內閣の輔弼を必要としてゐない。

△立法上の關係……一九三一年以來、立法權は英本國議會による拘束を受けず聯邦議會の法律は英本國議會の制定する法律に優先し違反するの故を以て無効となることなく又英本國議會

の法律は聯邦議會の要求又は承認にする場合の外、當聯邦に對し效力を及ぼさない。だが、濠洲聯邦憲法の改正が聯邦政府と州政府との關係を變更する場合には英本國議會の承認を必要としてゐる。この點が他自治領と異なる特異點である。

そして聯邦議會を通過した法案に對して總督の同意が必要である。が、總督には法案に對し同意を國王の爲に拒否し、又は留保し得る權限を聯邦憲法は與へてゐるが、一九二六年の前述の原則確立以後、この英本國の干渉權は事實上行使し得ざるに至つた。尙、總督の同意した法案に對して勅令を以て否認し得る權限を國王は有つてゐるが未だ行使された實例はない。

尙、英帝國に共通の利害關係のある立法については英國又は自治領は單獨に立法し得ないこととなつてゐる。

△行政上の關係……一九二六年に「自治領總督ハ國王ノ代表者ニシテ英國政府の代表者ニ非ズ、其ノ自治領統治ニ關スル關係ハ英國皇帝ガ英本國ニ於テ占ムル地位ニ等シ」との原則が承認せられて以來、濠洲聯邦は行政に關しても高度の自主性を有することとなり、一九三〇年以來、總督の任免も國王は自治領内閣の輔弼により任命することとなつた。

△司法上の關係……濠洲聯邦は司法權に關し最高裁判所として高等法院を有つてゐるが、聯

邦及び州裁判所の判決に對し英本國樞密院司法委員會に對する上訴が認められてゐる。

△外交權……所謂對等原則に基き濠洲聯邦は可成り廣範圍の外交權を認められてゐる。然し一九二六年の英帝國會議決議（バルフォア報告）にもあるやうに、「國防及一般外交政策の責任は」英國が負擔すべきもの」として英本國は英帝國の外交に關し指導的立場を採つてゐる。又國際條約は自治領對英本國、又は自治領相互關係に對しては、原則として適用されないことゝなつてゐる。だが、法的には、自治領として濠洲は外國と條約を締結し得るが、他英帝國政府に通告の義務（他政府は意見を述べ得る）を要する。又、英本國とは別個に外交使節、領事、通商代表等を送り得ることとなつてゐる。

△英帝國會議其の他協議機關……帝國會議は英國及自治領の共通問題を協議するため、四年毎に開かれてゐる。會議は英國、自治領、印度代表より構成されてゐる。その實體は主として英本國首相及自治領首相の協議機關であつて參加政府は總て平等の發言權と平等の投票權とを議つてゐる。

英帝國共通の問題として特に重要な國防上及經濟上の事項に關しては帝國會議の外各種の協機關が設けられ、各構成分子の協調と結合が圖られて來てゐる。

△其の他……自治領及英本國間には夫々高等辨務官が派遣されて居り、夫々所屬政府を代表して通商その他の事項に關し聯絡をとつてゐる。又、濠洲聯邦は英本國及カナダに高等辨務官を、ロンドンに外務辨理官を派遣、駐在せしめてゐる。

(2) 聯邦政府

濠洲聯邦は自治領として英國王を元首とし英國王は總督を任命して國王を代表して統治せしめてゐる。が、總督は英本國政府の命令を受けざるのみならず、聯邦議會に基礎をおく責任内閣制が樹立せられてゐるため、實質上の統治者は聯邦議會と内閣である。

聯邦政府とその統治機構を次に概説しておかう。

△總督……總督は英國王に依り任命せられる。が、英國王は濠洲聯邦内閣の輔弼によつて任命し英國政府は法律上關與し得ることゝなつてゐる。總督は國王親裁事項を除き國王の代表として濠洲聯邦内閣の輔弼を以て行政權を行使する。が、司法官の罷免は聯邦議會の通告を必要とする。そして、國王親裁事項とは榮典授與、外交關係事項中開戦、媾和、中立を宣言する權、條約締結權、公使任命權である。立法權は聯邦議會にあり、總督は兩院通過法案に對し同

意を與へ同意を拒否し同意を留保し又は修正意見を附し兩院に回附し得る。が、一九二六年の原則取極以來、この権限は單に形式的存在となつた。

尙、總督は英國王を代表して陸海軍を統帥してゐる。

△立法……立法權は聯邦議會にある。聯邦議會は國王、上院、下院により構成されてゐる。上院——上院は各州より六名宛選舉せる三六名の議員より成る。選舉制度は平等普通選舉制であり、女子も參政權を有つてゐる。

下院——下院の議員數は上院の約二倍とし、各州の議員選出數は人口に比例して決定せられる。選舉制度は上院と同一である。

權限——聯邦議會の權限は聯邦憲法に明示されてゐる。その主要なものは通商・稅制・補助金・借入金・郵便・陸海軍・國勢調査及統計・通貨・銀行・保險・破産・組合・婚姻及離婚、傷病養老年金・移民・檢疫・二州以上に跨る工業上の紛争、鐵道等に關する法律の制定權である。尙上院は豫算案を提出するを得ず又之を修正するを得ない。

△行政……行政權は國王に屬し總督が代行し、總督は内閣の輔弼を受ける。閣僚は内閣員たると共に各省大臣であつて、閣僚たるには議會に議席を有するか、或は就任後三ヶ月以内に議

席を得るを要する。各省としては外務、大藏、内務、國防、陸軍、海軍、空軍、貿易、關稅、郵政、檢事總長、情報、保健、商務、軍需等がある。

△司法……聯邦には司法裁判機關として濠洲高等法院がある。それは總督の任命する裁判所及五名の判事を以て構成されてゐる。その権限は主として各州上級裁判所からの控訴審の管轄にある。が、その他、條約に基く事件、各州間の事件、外國代表に關する事件等に關し第一審を司る。そして聯邦高等法院の判決に對しては一定の條件の下に英本國樞密院司法委員會に對し上訴し得る。また、聯邦は以上の外、仲裁調停裁判所及聯邦破産裁判所を有してゐる。

(3) 州 政 府

濠洲聯邦の結成に際し、別個の植民地として發展して來た各州は一定事項に關する權能を聯邦に移管したが、尙、可成り廣汎にわたる權能を留保し、各々自己の憲法と立法機關及び内閣を有し、國王はその代表として各州に知事を派し地方的事項に關する統治權を行つてゐる。そして、各州の有つてゐる立法權に基き設定した州法律が聯邦法律と牴觸するときは後者が、優先する。

憲法上明示されてゐる聯邦の保有する權能以外は各州の權能に屬するが、聯邦政府の前述の權能の外、各州は聯邦議會の同意あるに非ざれば陸海軍を保有するを能ざること、各州は獨自の通貨制度を有し得ざること、關稅及消費稅は聯邦のみ之を賦課し得ること、生産又は輸出補助金は聯邦のみ之を支給し得ること、聯邦は各州に對し一定の財政補給金を支出すべきこと、各州の國防及内亂の防止は聯邦の責任なること、河川利用權は各州之を保有すべきこと等が規定されてゐる。

△知事……知事は國王の任命により内閣の輔弼を以て州内の行政權を行ふ。知事は閣僚の任免權を有するが、その實際は議會多數黨領袖を以て之に任ずる例となつてゐる。知事は國王の名において議會の協贊を得て法律を制定する。知事は議會の議決せる法律案に對し同意を與へ又は拒否し或ひは國王の決定を留保するを得る。尙、知事は州の統治に關する事項につき總督を經由せずして英本國自治領相と直接通信し得る。

△立法……各州は州憲法の範圍内において州内の事項に關し法律を制定するを得る。又、一定の制限の下に州憲法を改正するを得る。各州の立法は國王の名において議會の協贊を経て制定せられる。議會の構成、選舉制度等は州により異なる。その概要次の如し。

州	兩院の有無	議員數及選舉制の概要	
		上院	下院
ニューサウスウェルズ州	兩院制	六〇名・兩院議員之を選舉す	九〇名・平等普通選舉制
ヴィクトリア州	兩院制	三四名・男女同權なるも原則として一定の不動産所有權あるを要す	六五名・平等普通選舉制
クイーンズランド州	一院制	六二名・平等普通選舉制	
ウエスタンオーストラリア州	兩院制	三〇名・一定の不動産權あるを要す	五〇名・平等普通選舉制
サウスオーストラリア州	兩院制	二〇名・男女同權なるも一定の不動産權あるか、又は一定の職業を有するを要す	二九名・平等普通選舉制
タスマニア州	兩院制	一八名・一定の不動産權あるを要す	三〇名・平等普通選舉制

△行政……各州の行政權は知事とその任命する内閣の輔弼を以て行ふ。閣僚の數は州により異なる。

△司法……各州は民事、刑事に關し上級・下級の各種裁判所を以て司法權を行ふ。上級裁判所

の判決に對しては聯邦高等法院に上訴し得る。

△地方行政……各州とも多少の相違はあるが、何れも地方自治制を施行してゐる。地方自治體には地方公共事業の管理經營のみならず課稅權も認められてゐる。その機關は住民の選舉に依り構成されるが選舉權は一定の財産權あるを要するのが普通である。尙、地方自治制を全領域に施行する州と然らざる州とがあり、又市部と郡部を分ける州と然らざる州とがある。例へばニューサウスウェルス州は全領域の約六割に相當する地域に地方自治制を施行し、その區域はシドニー市及一五八市並に一三九郡に分れ、ヴィクトリア州は全領域に涉り完全な地方自治制を施行し、その區域は五八市及一三八郡に分れてゐる。

(4) 政治方向と諸政黨

濠洲聯邦下院における各派勢力は次の如くである。

	一九三一年	一九四〇年
勞働黨	一四	三二
勞働黨(非共產主義)	四	四
統一濠洲黨	三九	二三

農民黨	一六	一三
中立派	二	一
計	七四	七三

すなわち、濠洲においては常に勞働黨、統一濠洲黨、農民黨の三派、鼎立状態におかれてゐる。

この政情と濠洲の基本的な政治方向とを簡単に概述しておかう。

第一回の聯邦議會においては白濠主義者(後述)と保護關稅論者とが絶對多數を占め、東洋人と東洋製品の殺到に對する保護のために幾多の立法を作り上げた後、濠洲朝野の理想であつた濠洲生産品の東洋市場開拓政策のために努力したが、第一次世界大戰に遭遇し専ら對英依存政策が採られたのだつた。しかし、國際聯盟規約による集團保證制度の實施、ワシントン條約の成立、日英同盟の廢棄とともに濠洲政府は専ら國內問題に没頭し、濠洲人の濠洲の確立のために政治方向を集中したのである。その最高潮期は一九二九—三一年の恐慌期にうらづけられた時機だつた。すなわち、一九二九年に濠洲諸政黨中で最も強く「濠洲人の濠洲」を強調してきた濠洲勞働黨が政權を掌握するや、濠洲の對英關係は惡化し、英濠移民協定の事實上の廢棄

英國品の特惠待遇の弱体化、對英債務の廢棄論となり、翌三〇年には、濠洲人待望の濠洲人の總督を聯邦政府首相によつて實現せしめ、三一年には一九二六年の英帝國會議の決議によるウエストミンスター法中、英國と自治領との對等の地位の公認以外の直接的諸關係を清算するに至つたのである。

しかし、一方、恐慌の齎らした諸影響のために、國內經濟の大半を對外貿易に依存し長期資本の巨大輸入國である濠洲にとつて、花々しかつた自主確立の途も財政危機に直面し、政策の轉換を要求されたのである。その他の促進要因には滿洲事變、エチオピア戰爭、支那事變等があつた。經濟的にも軍事的にも獨立國として強固ではない濠洲にとつては對英依存策の復活が唯一の途でなければならなかつたのである。

かうした政治方向の諸轉換のうちに推知し得るやうに三派のうち、統一濠洲黨は終始對英協調を是とする英帝國主義者であり、労働黨は濠洲人の濠洲を黨是として利用した反帝國主義者であり、農民黨は兩黨の中間にあつて農牧品を積極的に買い取る諸國との提携のみを希求してきてゐる政黨である。

(5) 社會的諸勢力と諸政黨との關係

△統一濠洲黨

その核心を成すものは、銀行家、大牧畜業者、輸入商、工場主及び一般的大魚業者であるがしかし、統一濠洲黨は中間階級の、又部分的には労働團體——主として労働貴族——の支持によつてなりたつてゐるのである。

労働者團體が統一濠洲黨を支持する理由は、その公式的綱領が「民主主義的」性格を帯びて居ること、又同黨のなかには嘗ての労働黨の活動家であり一九一六年に労働黨を離脱した多くの人々が——そのなかには嘗ての労働黨の創立者であり、現在でも労働者に人望のあるヒューズがゐる——含まれてゐることによると言はれてゐる。

統一濠洲黨は社會政策の領域においては、労働黨と同一の協調的立場を採つてきてゐるが、しかし、對外政策の領域においては本國との完全な結合、傳統的關係の維持政策を採つてきてゐた。

△農民黨

これは農業上層者層、すなわち牧畜業者及び農場経営者の政黨である。

農場経営者の運動の發端は一八八五年の「農場経営者及び移住者協會」が組織されたときにはじまつた。同協會は大土地所有者及び資本家に對する純粹に經濟的な闘争をその任務としてゐたものである。だが、農業労働者の廣汎な労働運動の發展に伴つて、協會は全く明確な反下層民層の特徴を帯び、都市上層民層の國家的政黨と提携することもあつたのである。そしてまた、土地所有者が階級闘争の渦中に捲きこまれた結果として農民黨を結成したのである。

農民黨は國家主義者および労働黨とその立場を異にし、自由貿易の支持者として進出したのである。黨が特に大小の牧畜業者の利益を擁護するかぎりにおいて、黨の支持者は、事實上、羊毛資本であると云ふことが出来るのである。

農民黨は一方、強大な都市資本家、すなわち金融資本家および工業資本家に對立してゐ乍ら、同時に農業労働者運動に對する熱烈な反對者として進出してゐるのである。常に、しかしながら、小數派である農民黨は、むしろ統一濠洲黨と結合する場合が多い。

△労働黨

その組織及びその綱領は決して純粹な労働者層の政黨ではないが、しかし國民の全勤労働者層

と小財産所有者にいたるまで悉くを包含すること、すなわち廣義におけるオーストラリア民主々義者の政黨たることを目的としてゐる。

労働黨は「白濠主義者」であり、他國人労働者、主として「有色」労働者との競争による濠洲労働市場を防衛するために闘争し、また、自己の労働綱領を、専ら、労働者の經濟状態の改善に制限し、かつ、階級闘争を避け、國家的立法的方法により上層民と下層民との間に「市民的平和」を樹立すべしと努めてゐるのである。

この政治方向は、一九一〇—一六年において、地方議會のみならず聯邦議會においても絶對多數を得せしめたのであるが、濠洲經濟の發展とともに労働黨の「中間的」「協調的」政策は破綻に陥り、一九一六年の選挙のときにはクイーンズランド州々議會を除く全ての議會から驅逐されるに至つたのである。その後、労働黨は「生産の社會化」「労働者管理ならびに議會制を廢して國民經濟會議に代へよ」とのスローガンを掲げることにより、一九二四年にはニューサウスウェルス州を除いて多數黨となり得たのであつた。

共產黨は一九二〇年に創成され、労働組合を中軸として活動し、労働黨の核心勢力となつたこともあつた。また、濠洲労働組合同盟において最重要なシドニー労働組合會議は完全に共產

主義者の手中にある。共産黨が労働黨の中に容認されたのは一九二三年六月であつたが、一九二四年初めにいたり、労働黨の指導者は共産主義者の急速な成功的發展に不安を感じて労働黨から共産主義者を除名するにいたつた。

x x

労働黨の温和性について濠洲人はかう言つてゐる。

「濠洲労働黨は一八九〇年代の大ストライキの後に生れて今日に至つてゐるが、その政策綱領は保守黨のそれと殆んど區別がない。労働黨は生産の社會化する政策を掲げてゐるが、それも、ルーズな意味の社會奉仕的資本主義の範圍から一步も出てゐない。同黨の公認指導者カーティン（現首相）自身「……二五年この方、わが労働運動は大體において政府支持の運動であつた……」と言つてゐる。労働組合運動においては、炭坑と鐵道に左翼的な組合があるが、全體として頗る不活潑で、世界を震撼させるやうな闘争は却つて組合指導者を顛へ上らせるであらう。オーストラリア労働運動の保守的傾向は強く、その急進化は全く神話に屬する。」と。

(6) 大英帝國內に占める政治的諸關係

世界大戰を契機として濠洲其の他の各自治領の政治的地位は著しく向上し、内外ともに事實上英本國と對等の地位にまで發展し、法律上においても一九二三年のローザンヌ條約に關する英本國カナダ間の紛争を動機とした數次の帝國會議の後、一九三一年のウェストミンスター法により「自治領及び英本國は國王に對する忠誠により結ばれ、且つ、英帝國の一員として自由に結合するものなるも、その地位は平等にして内外政務の如何なる點においても從屬關係に立たざる」と規定されたのである。

しかし、自治領としての濠洲のもつてゐる人種的關聯、經濟的國防的諸條件については次の様な諸關係におかれてゐる。

人種的關聯——全人口の九割六分は英國系であり、そのなかには愛蘭系その他の完全獨立を希求してゐるものを含むとは言へ血縁的親和感は深い。

國防的關聯——大東亞戰前、一九一〇年の英帝國會議にもとづく濠洲艦隊の編成、ロンドン軍縮會議後、シンガポール海軍根據地の強大・日英同盟の廢棄による、英國々防責任の分擔、積極的援助を約せしめたところの國防の英本國依存。

宗教的關聯——全人口の約四割五分は新教を奉じ、英國監督教會に屬する。たゞし約三割は

舊教を奉じ、愛蘭系分子、労働者を信徒としこの關聯における反英的傾向は強い。

經濟關係——農畜産品の貿易市場として羊毛の六割、他商品の九割を英本國に依存する許りでなく、英本國の對濠投資の故に巨額の資本利子を支拂つてゐる。

この諸關係（詳細は後述）が相交錯し織出してきてゐる英濠政治關係は、世界情勢と相照應して次のやうな足跡をたどつてきたのである。

濠洲の對英政治關係は先づ第一次大戦後、他の英自治領とともに地位を高めた。すなはち當時ロンドンにあつた濠洲聯邦首相ヒューズは休戰條約の締結につき事前に各自治領側の同意を得ざりしを抗議し、平和會議代表問題につき濠洲側の要求たる舊獨逸領諸島の獲得問題をめぐり、各自治領の個別代表制を主張し、これを容認せしめたのである。しかし、個別代表制はその後、華府會議、ローザンヌ會議においてカナダ・南阿等の抗議となつたが、濠洲は沈黙を守り、一九二〇年の英土紛争に際しても濠洲のみが出兵を應諾してゐるのである。

第一次大戦後の七年間は統一濠洲黨治下に對英協調政策が堅持され戦後社會問題となつた歸還軍人問題に關しても好く協調してゐたのである。

しかるに、世界恐慌にもとづく財政危機に端を發する債務支拂停止問題、移民吸引策廢止問

題をめぐつて、労働黨の政權掌握とともに疎隔關係に變じたのだつた。その顯著な表明として總督任命の新例と新衛隊運動が揚げ得ると思ふ。すなはち、労働黨内閣は一九三〇年一二月、先例たる英國政府の干與——英本國自治領大臣の推薦と皇帝の任命とによる形式（前述）——を受けず、濠洲生れにして濠洲在住のアルフレッド・アイザック氏を總督として任命したのである。新衛隊運動とは労働黨の對英政策等に反激する退役軍人を中心とする英國皇帝に對する忠誠・共產主義反對を標榜する運動で、その勢力微小とは言へ、この運動惹起理由に見られる對英疎間の事實は見逃してはならない。そして、この恐慌期における英濠諸關係はオッタワ會議により終局的政治關係が遂げられたのである。オッタワ會議は英國自體の獨占資本の販賣市場、原料資源獨占の欲求にもとづく對英貿易の特惠關稅制の確立だつたのである。

（註）最近の動きには次のやうなものがある。

一 濠洲及び新西蘭兩國間に常設諮問委員會が設置され、それは兩國の國務大臣數名より構成された。

（一九四一年四月五日）

一 内閣改造及び行政機構の改革。（一九四一年六月二六日）

1 五省の新設（航空機製造、運輸、戰時産業編成、治安、屬領の各省）

2 閣員の増加（一九名に増員）

- 3 内閣の二委員会制の採用（内閣を戦時委員会―六名―と經濟産業委員会―七名―とに分ちその所管事項に關し完全な権限を有す。主要政治問題のみ内閣全體の問題とする）
- 4 諸委員會の設置（議會各派を含む委員を以て戦費支出委員會、社會保安委員會、利潤委員會、勞務委員會、放送委員會、税制委員會、地方産業委員會を設置する）
 - 一 戦時體制即應の手段として濠洲産業關係評議會（勞働省管轄）海事産業委員會（商務省管轄）を設置す。（一九四二年一月三日）

三、經濟

濠洲經濟の特質は次に掲げた統計表によつて明らかであらう。

	農業	牧畜業	酪農業	林漁業	鑛業	小計	工業	總額
總産業に對する率	二一・三%	二四・七%	一一・六%	二・七%	五・〇%	六五・四%	三四・六%	一〇〇
輸出總額に對する輸出率	二五・三%	五三・二%	八・〇%	一・三%	八・九%	九六・六%	三・四%	一〇〇
生産額に對する割合	三六・八%	六六・六%	二一・四%	一四・七%	五五・一%	四五・八%	三・〇%	三一・〇

即ち、濠洲政府當局が第一次産業と呼んでゐる産業部分（それには農業・牧畜業・鑛業・林漁業等の廣義の土地を必要としてゐる産業を含んでゐる）は總生産額の六五%餘を占め、總輸出額の實に九六%餘を占めてゐる。また、第一次産業はその生産額の四五%を輸出してゐる。濠洲は農牧國なのである。工業はまだ未發達であつた。

政策とにより齎らされたもので、従つて濠洲經濟は常に惡循環に逢着しなければならぬので、

他方、人口一人當りの投下資本・國民所得は非常に高度である。だが、それは巨額の輸入資本と白濠主義政策（後述）と基本貨銀制（後述）と保護關稅

ある。

(註) 戦争は濠洲の經濟を變貌した。資金統制、爲替・貿易統制、價格統制、消費割當等が次々に行はれた。

濠洲は第一次産業生産品を海外に賣つて、軍需機材を買はなければならない。特に、石油・ガソリンは大部分アメリカ系の會社から輸入しなければならぬ事情にある。ドル資金を節約し確保することは最大の問題となつてゐる。

戦争は第二次産業の勃興に拍車をかけた。戦前すでに或る程度まで發展してゐた重工業・化学工業は政府の奨励によつて、目醒しく發展した。既成會社は擴張され、工作機械、一般機械、造船、化学工業の新會社が一齊に興つた。工場労働者は六十五萬に達したと云はれる。就中、兵器工業の發展は顯著なもので、労働者數は大戦前の二千七百人に比して實に八萬人に達するに至つた。

だが、濠洲に足りないものは、やはり石油と人間労働力である。七百萬の人口で五十一—六十萬の兵隊を出して六十五萬の工場労働者を出すと、經濟の發展はおぼつかなくなる。

X / X

一九四一年六月、濠洲聯邦首相は無制限戦時體制強化の趣旨のもとに左の諸點を強調した。

- 1 職業登録制の徹底的改革および強化の實施
- 2 工場管理のため民間生産調査の勵行

- 3 不急商品輸入の大制限
- 4 民間の石油消費の節約
- 5 沿岸航海船の補償費用
- 6 危険思想保持者、共産主義者の收用
- 7 軍需工場罷業の禁止

(1) 牧 畜 業

一七八八年、植民地開設の時、フィリップ艦長の齎した家畜は馬七頭、牛六頭、羊二九頭、豚一二頭であつたが、一八五〇年には羊千三百萬頭、牛百七十萬頭となり牧畜業がこの大陸の主産業としての地位を確立し、一八八〇年頃には、最近の羊頭數・牛頭數の水準に達した。そして、この牧畜業の確立の爲には、開拓をさまたげてゐた東南部海岸線に沿ふ分水嶺山脈たるブルーマウンテインの突破による豊富な牧草原の發見、この新土地に對する總督の無制限にも等しかつた土地使用許可、或ひは移民誘致資金獲得の爲にした土地賣却等、及びゴールドラッシュが齎した労働者群の創成とが必要だつた。(後掲の歴史年表参照)

かくして確立された牧畜業の現在の羊頭數は實に一億一千萬頭を算し、牛は一千四百萬頭を

示してゐる。羊は肉として國內で消費され、冷肉として一億封度を輸出し、羊毛として生産額一〇億封度、その九三%を輸出し世界羊毛資源の四二%を占めてゐる。牛は肉としての國內消費（八億封度）は勿論、冷凍肉として二億封度を輸出し、乳製品たるバターは四億七千萬封度、チーズは四千萬封度を生産し、その大部分を英本國及びその屬領に仕向けてゐる。これら家畜の皮革の輸出額も五百萬濠貨磅に達してゐるのである。

この主要産業たる牧畜業が大陸の東南部に分布され發展してゐることは前に述べたが、濠洲羊毛はその質に於て全世界に匹敵するものゝないことも周知の事であらう。濠洲のメリー種羊（濠洲全羊頭數の八〇%を占めてゐる品種だが）の胴體の優れた體格、頭部・足、腹部を一面に蔽ふてゐる多量な良質な羊毛——このことは夙に有名である。優良種の牝羊は七—九疋・牡羊は一三—一六疋の羊毛を産してゐる。

濠洲では一般に放牧法が採られてゐる。牧場の大きなものは三十萬エーカーにも及び、牧場と名付けられるものは、少くとも三千エーカー以上のものを云ひ、それ以下のものは主として牧場と農耕との兼營形態を採つてゐる。放牧地の飼育能力については、一エーカー一頭の羊を飼育し得るものを良好の土地とし、それから一平方哩三〇—四〇頭の地方（降雨量少き地方）

に迄及んでゐる。牧草は耐寒・耐乾性の宿根草たるベレニアルライグラス、濕地を好み耐寒性のチモンシグラス、ルサン、オーチャードグラス、白クローバー、ブレアリーグラス等の良牧草である。唯、これら自生牧草——最も土地利用度の高いニューサウスウェルス州においても、一九三七—三八年年度における施肥牧場數は總牧場數のうち、僅かに一四%にすぎない。併し世界恐慌以後、施肥牧場は急角度な増加「傾向」にある——に極度に、今尙、依存してゐる濠洲牧場にとつて「牧場ベスト」として早魃とともに牧場の敵となつてゐるものに濠洲南部地域では兎、狐、蠅、蹄部腐蝕症、及びレッドグラス、サフオンサートル等の少量の毒草等があり、濠洲北部地域では、蠅、狐、野犬、バツタ、虱等がある。殊に兎、蠅の害は大きい。そして、この放牧飼育形態において、最も勞働力を必要とする時期は、剪毛期・交尾期・分娩期・藥浴期のみで、しかも、それは家族勞働者の他に、少數の熟練勞働者の臨時雇傭でこと足りるのである。亦、勞働者はそれ〴〵強固な組合をもつてゐる。

牧場經營中、最も資本を要するのは群羊改良用の種羊の購入・群羊の購入・區劃用の垣・剪毛小屋等である。そして、未開墾地を政府から借用する場合、普通一ヶ年一平方哩につき地代は三磅位である。（一エーカー五錢—十錢位）だが現在、良牧地は大牧羊者・土地會社・金融

機關等の間に分配し盡され、且、土地所有は集中傾向を示してゐる。

酪農品が急激に發展したのは最近二〇年間の内であつた。牛の放牧可能・英本國市場を基底として、羊毛・小麥價格の低落に伴ふ牧羊者・農業者の補填策として發展したのだつた。海岸地方では單一經營が發展した。一九一五年の生産額は二千萬磅であつたが、一九三八―三九年には、六千萬磅に達し、それは一九二〇年頃からの飛躍であつた。そして、酪農品、殊にバター・チーズ生産の場合、工場は協同組合組織である場合が多く、一九三七三八年に於て工場數五一七、労働者數一六萬人であつた。又、同年に於て酪農用牛は三百三十萬頭、乳生産高一〇億ガロンで、一酪農用牛の平均乳生産量は實に三三二ガロンの高度を示してゐる。そして、バター一封度を製造するに二・五ガロンの牛乳を以て足る程の技術的進歩を來たしてゐる。

(註)

一 政府は第二次歐洲大戰の勃發により、戰時中、英國政府が羊毛全部の買上げ保證を爲す旨を宣言しアップレイズメント法(羊毛價格標價法)を採用する旨布告した。(一九三九年九月六日)

一 濠洲中央委員會は一九四〇―四一年度の羊毛生産高を二百四十五萬千三百十四俵と見積つた。このうち十三萬三千五百九十二俵は米國に仕向けられ、百三十三萬俵が同委員會において、戰時貯藏として充てられると發表した。(一九四一年二月一五日)

(2) 農 業

土壤の關係上、大陸の過半は耕作・播種に不適當で、一九〇一年にはこのやうな土地(所謂キャピネット式土地)は全領土の半ばを超えてゐた。(五六・二%)灌溉の發展とともに不生産的土地面積は一九二一年には四〇・〇七%、一九三八年には三九・九七%に減少した。そして、一般的に云へば、播種可能の土地面積は僅かに二一%にすぎず、牧羊場に適する土地面積は三四%で、雨期にのみ牧場として利用し得る土地面積は二二%で、完全に利用不可能な土地(中央の砂漠地帯)は約二〇%であると言はれてゐる。

播種面積は、一八六〇年から一九三七年に至る間に一五倍に膨脹されたが、尙、非常に狭小なものである。一九三七年に於て、人口千人當りの播種面積は七、二五七エーカー、全大陸に於て四千七百萬エーカー、即ち總土地面積の一%弱に過ぎないのである。播種面積の作物別割合は、小麥六三%、草刈地二〇%、燕麥地四%、玉蜀黍二%、大麥二%等である。だが、穀物收穫高は需要を充たし、尙、輸出してゐる。

その生産性も未だ低い。例へば小麥を例にとれば、一エーカー當りの收穫量は僅かに一二・

二九ブツシエルである。オランダの四五・四二ブツシエル、日本の二八・八九ブツシエルに比し非常に低度であり主要世界小麥生産國において生産性は二八位である。

一九三七—三八年度に於ける主要農産品の生産額は次の通りである。

		單位	生産高
大麥	1.000	ブツシエル	6.383
玉蜀黍	同		7.246
燕麥	同		16.662
米	同		2.277
小麥	同		151.390
乾草	1.000	ト	3.448
砂糖(甜菜)	1.000	ト	42
葡萄	同		408
砂糖(甘蔗)	同		598
棉花	1.000	封度	18.199
タバコ	1.000	ト	198

産に限らず生産業一般に共通なことなのであるが——と云はれてゐる。

甘蔗の栽培されてゐる地域はクイーンズランド州及び北部ニューサウスウェルズ州に散在してゐる。濠洲は紅茶の一人當り使用量は世界第二位であるが、濠洲に生産される砂糖は僅少である。高率關稅と生産獎勵金加付にも不拘、今尙多量を輸入してゐる。その要因は、白系労働者の高率賃銀——白濠主義(後述)に基く——にある——このことは砂糖生

棉花栽培の發展も最近二〇年間のものであつた。その地域は大陸北部の熱帶圈内に限られてゐる。棉花栽培二〇ヘクタール以上の栽培業者に對しては免租策が採られてゐる。だが、一九三七—三八年度の栽培面積は五萬二千七百エーカーにすぎない。生産量は二千萬封度である。更に農産物で最近發展しつゝあるものに果實がある。灌漑地に殊に發展度は著しい。だがこれらの作物の生産量は少なく依然として小麥生産が主位を占め、大陸の東南部、西南端に分布されてゐる。

農場の場合、牧場とは異り主として稠密植民の下に發展したのだつた。現在、全播種面積の内約三〇%はそれであり、全農場數の五〇%或ひはそれ以上がそれである。稠密植民とは資産を持たない移民の爲に分割地を與へるを目的とし、政府はその爲の土地の創設のために、強制的に大土地所有者から土地を買収する。一九三八年に於て、買上價格は三千萬濠貨磅に達した。だが、この稠密植民に關する規定は地主の同意を前提とすることもある。或ひはこの制度の意圖する大土地所有反對の爲の大土地所有者への高稅賦課を逃れる爲に、名義的所有者が増大し、官廳統計に現はれる農場數の不信頼性・欺瞞が出て來る。他方、大牧羊者・土地會社・金融機關等の土地所有の増大傾向は稠密植民を事實上不可能にしつゝあるとも云はれ、地主の

同意を必要とすることは土地の使用目的——播種等——以外のために、即ち利潤追及を可能ならしめ、その爲の買上へのみ同意を與へることが多いとも言はれてゐる。

(註)

- 一 一九三九年八月二十九日の小麥會議(メルボルンに開催)にて政府は四州案を提出、限産協定および一ブツシエル三志一〇片に價格を維持せんことを要請した。(一九三九年八月二十九日)
- 一 濠洲に現在々庫してゐる小麥に對して國家管理法を發令し、在庫小麥はすべて政府プールに保管することに決定した。(一九三九年九月十四日)
- 一 通商大臣の發表するところによれば、聯邦政府はアデレードに本部をおく大麥局を設置し、大麥の買上出荷格付などを取扱ふ筈であると言つてゐる。(一九三九年一〇月十四日)
- 一 政府の小麥買上に除外されたものは、(1)農家の自家用小麥、(2)賣買契約済みの小麥、(3)製粉業者の手持の小麥粉用小麥で、契約済みの小麥、(5)生産者以外の者の三千ブツシエルを越へない程度の手持小麥で家畜飼料、原料、または再賣却のための小麥實驗、(4)研究および種子用小麥等と發表された。(一九三九年一〇月九日)
- 一 現在までの政府買上數量は小麥が七百五十萬ブツシエル、小麥粉が二百二十五萬ブツシエルであつて、餘剰のストックは五百萬ブツシエルであると言はれてゐる。(一九三九年十月十一日)
- 一 農相は小麥局が國內小麥の一時的貯蔵計畫を認可した旨を發表して注目をひいた。(一九三九年十月九日)

二月九日)

一 濠洲政府小麥統制局は十七日(一九四〇年一月)日本に對し七百五十萬ブツシエル英國に對し六千三百萬ブツシエルの小麥を賣却した。そのために濠洲政府の右賣却を含めた、それまでの賣却高は八千五十萬ブツシエルで、その結果現在の輸出餘力は四千萬ブツシエルであると發表してゐる。(一九四〇年一月十七日)

一 一九四〇年度の濠洲小麥は天候のため凶作であつて、前年の二億一千万ブツシエルの收穫に比し八千九百萬ブツシエル以下と見積られてゐる。政府は補助金交付と小麥全部の買上げを決定した。(一九四〇年十月二十五日)

(3) 林 業

濠洲の林業は微々たるものである。その理由は、大陸に森林の少ないことにある。森林の未成育性にある。森林面積は二七九〇萬ヘクタール、即ち、總土地面積の三・六%にすぎない。

(歐洲では森林は總土地面積の三一%を占めてゐる)廣大な森林地帯は僅かにタスマニア州にのみ見られる。併し、この州の伐採可能の森林面積は九百萬ヘクタールであると云はれる。

(4) 鑛業

濠洲の鑛業の過去に於ける役割は絶大だつた。その生産物によつては、一八五一年から續く黄金狂時代に流入した移民の數によつてある。黄金熱の消失後に居残つた農民・牧畜業者・労働者は濠洲を「一つの立派な國にしあげ」て終つたのである。

だが、現在、生産量は全濠洲産業の生産量の六%を占めるにすぎなくなつた。統計によれば一九〇七年以後、その生産額も減退傾向を示して來てゐる。鑛物も、第一次大戦までは金が主

單位	生産額
金 オンス	1,381.135
鉛及含鉛銀 トン	287.813
褐炭 トン	3,393.919
石炭 トン	12,074.274
亜鉛 トン	270.917
錫 トン	3.743
鐵 鐵 トン	1,871.631
銅 トン	21.578
銀 オンス	4,557.069

生産物であつたが、戦争直後には金と石炭と同額となり、その後は石炭が最重要鑛物となり、それに含鉛鉛鑛が續き、第三が金となり、銅が第四位を占めてゐる。その生産額は次の通りである。(一九三七年現在)
各主要鑛物の分布状態については前に述べた。(自然條件参照)

金産地はペンデイゴ・バララット・マウントモルガン・ジンピーク・ルガルデイ・マウン
トマーガレット・マーチソン・ダングス・キンバレイ・ビルバラ・アシユバートン等、であ
る。内奥地方にも鑛脈はあるが、未だ探掘されてゐない。

石炭の埋藏量は三百億トンと推算されてゐる。その四分の三は工業地帯のニューサウスウェ
ルス州に集中されてゐる。殊にシドニーを中心とする大石炭埋藏地は海岸にそつて一六〇哩、
海岸から奥へ一五〇哩の幅と長さをもつてゐる。だが、製造工業の未發達・石油燃料を動力と
する諸産業の發展と高賃銀の故に市場(國內・國外)を有たず。發展は行き悩んでゐる。

銀・鉛・亜鉛は世界主要生産國の一となつてゐる。世界總生産額のうち、銀は六%、鉛は二
〇%、亜鉛は一四%を占めてゐる。だが、その生産高は金屬の國際的相場變動殊にロンドン相
場に影響されて増減してゐる。銀はこの州にもあるが、主としてニューサウスウェルス州及
びタスマニア州にある。世界でも大きい銀の鑛脈はブロークンヒルである。このブロークンヒ
ルの頂蓋は鐵鑛で、その下に含銀と鉛及びカーボネイト酸化鐵があり、更にその下には鉛、
亜鉛、等がある。何れも豐鑛である。この小さな長さ二哩許りの低い丘の周邊に最初に出來た
B・H・Pシンチケートの最初の七つの株は一株一〇〇磅以下で賣られてゐたが、後日、二百

五十萬磅にせり上つた。

銅の分布は廣い。産額も大きい。大戰當時可成の英國への銅需要を充した。だが、生産額の増減はある。然しそれは鑛脈の枯渴を意味するものではない。市場の問題があり、高賃銀に基く高生産費が一層その限界點に立たしめるのである。

鐵の鑛床も分布圖に見られる様に豊富である。石炭も豊富である。唯、市場がない爲に發達しない迄である。

(5) 水産業

現在、濠洲聯邦中の各州のそれ／＼の海岸において、食用魚類の捕獲を増進せんと努めてゐるが、未だ頗る幼稚の域を脱しない。

たゞ、比較的有效に行はれてゐる水産物の主なるものは眞珠貝であつて、鼈甲と海鼠がこれに次いでゐるだけである。その採取は、北部及び西北部海岸の熱帯地方の海で盛んに行はれてゐる。

前述のやうに、濠洲の東部海岸線には、單調な大陸の海岸線に比較して多少の凹凸があり、

海岸線に沿ふ分水嶺脈により海岸には遮蔽灣が連続してゐるが、その多くは溺谷である。又、北部海岸線に沿ふては「大堡礁」として知られてゐる特殊な珊瑚礁帯がある。この溺谷と大堡礁とは水産物繁殖の好條件であり、殊に後者は淺くて溫暖な水域があつて、龜、眞珠貝、海鼠等は勿論、其他貴重な魚類の繁殖に最も適してゐる。

海鼠は燻製にして大部分が支那に輸出せられるが、クイーンズランド州の海岸地方ではスィブに用ひられることがある。支那市場における濠洲燻製海鼠の價格は一噸一六〇磅であつて、現在百隻内外の船がこの業に従事し、輸出年額二萬三千磅に達してゐる。しかし、一噸の燻製海鼠を得るには四隻の船と二十人の勞力とを一ヶ月間必要とすると云はれる。そして、この業に従事してゐる者は殆んど黒人だと言はれてゐる。尙、微々たるを得ないだらう。

眞珠貝採取業は大堡礁を中心として行はれてゐる。その中心地はトレス海峡中のヨーク岬の西三十哩にある木曜島で、こゝを本據として大堡礁の北部限界までの海岸沿線とトレス海峡北方のニューギニア迄採取船が出てゐる。又、カーペンタリア灣内遙か南部のスキーパー島までも眞珠貝のあることが證明されてゐる。現在、眞珠貝の大量が採取されてゐる平均水深は七、八尋であつて、採算のとれる最大限度の水深は二〇尋とされてゐる。

この業に従事してゐる船は百噸級が本州海岸には三百隻ほどあつて、従業員は二千名内外であり、日本人潜水夫も多数行つてゐて、木曜島には、かつて、日本人クラブもあつた。この地方での年産額は九萬二千磅で、そのうち日本人潜水夫の採取した額は二萬五千磅と推定されてゐる。

ウエスタンオーストラリア州のこの業はブルームを中心として行はれ、コサツク、オンスローでも採取せられ、年産額四十二萬磅にも達したこともある。従事した船は四百隻で、従業員三千人餘で、こゝでも日本人が主たる潜水夫であつた。

その他、ブルーム南方のシャーク灣、ダーウィン港附近でも採取されてゐる。

濠洲全部の眞珠及び眞珠貝の年産額は五十萬磅であるが、取引銀行の資金涸渇と有色人労働者雇傭の難問題のため、一九二六年以來、この業は停頓状態にある。

溺谷は多數の良港や遮蔽灣を形成してゐて、その附近では殆んど無盡蔵の魚類が四季を通じて捕獲し得られるのである。鯉・鰯・針魚類・海鰻・鯖・眞鯛・鮪・章魚・烏賊・貝類・海草等はいづれも豊富である。だが、そのうちで、事業として捕獲・加工してゐる魚類は少なく、各州で行はれてゐる鰯の罐詰、鮪の罐詰があるぐらいのものである。なかでも最も商業的價値

のあるものは海鰻である。

淡水魚中最も重要なものはマレー鱈で百封度に達するものもある。そのほか、鱈がある。また、ニューサウスウェルズ州・ヴィクトリア州・タスマニア州の諸川殊にニューサウスウェルズ州の南部、ヴィクトリア州との境界近くにそびえてゐる濠洲第一の高峯コシアスコ山附近の河川では鱈の馴化に成功してゐる。

以上のやうに魚類は豊富だが、元來、濠洲人は魚を喰はず、最近の統計によると、濠洲での一人當りの魚類消費高は僅かに十四封度にすぎない状態で、輸出量も少く、漁業は振はない。現在、濠洲で捕獲されてゐる魚類の年産額は平均五十萬磅許りであるが、輸入額は七十八萬磅であるのを見れば、濠洲の水産業が如何に微々たるものであるかは容易に推察し得られるだらう。勿論、魚類の加工工業は未發達だし、僅かな罐詰工業を除いては肥料・魚油製造は全然行はれてゐない。

捕鯨業も一八三五年頃までは輸出業として重要なものであつたが、いつしか新西蘭に移り、現在では殆んど終熄状態になつてしまつてゐる。

(6) 製造工業

濠洲の製造工業は第一次世界大戦時に勃興を見たのだが、その後停退を續けてゐた。その要因として多く高率關稅・高賃銀に基く競争場裡での敗北がいはれてゐるが、勿論それのみではない。この主要々因とともに資本主義經濟のもつてゐる一般的な種々の特質が、植民地・原料國としての濠洲にも適合することを見逃してはならない。

濠洲工業は次表によつて特徴的な指標を得ることが出来ると思ふ。

特に發達してゐる工業部門は第一次産業—農・牧・鑛・酪農業と結びついてゐる。即ち金屬工業・纖維工業・食品工業で、次いで化學工業・織物業・木細工業・製紙工業等がつゞいてゐる。

工場總數二萬六千三百餘（一九三八—三九年）勞働者總數五六萬人、生産額五億磅を算へてゐる。しかし、従業員別工場數を見れば、従業員二〇人以下の工場數が八一・五六%を占め、四人以下の勞働者使用工場が三二・七四%を、總工場數の中に占めてゐる現實は如何に小規模な經營状態にあるかを窺知し得ると思ふ。濠洲工業は未發達部分が多いと云へる。

業種	工場數	従業員數 1人	賃支拂高 1,000磅	動力 使用量 1,000磅	原料 使用高 1,000磅	規模別工場數		生産高 1,000磅
						従業員 百以下	従業員 百以上	
非金屬礦業	548	9,952	2,150	837	4,470			10,158
煉瓦・硝子・陶器業	459	15,142	2,963	956	1,798			8,192
化學工業	652	18,835	3,197	571	16,044			28,525
金屬工業	7,102	178,019	36,112	4,496	75,409			140,050
貴金屬	290	3,761	551	30	675			1,662
織物業	591	45,224	3,565	602	16,561	不明	不明	27,426
纖維工業	536	10,437	1,620	168	7,409			10,579
皮革工業	4,334	85,371	3,896	284	17,942			34,094
食品工業	4,982	81,117	14,034	2,676	109,097			152,167
織物業	2,771	31,117	5,666	332	13,091			22,737
紙工業	1,113	15,612	2,360	86	4,967			9,314
木家器具工業	1,790	39,062	6,526	451	10,448			25,088
織物業	302	7,534	1,189	243	4,980			7,685
織物業	34	441	79	4	48			197
織物業	398	7,798	929	68	2,134			4,383
織物業	493	9,070	2,429	3,235	2,171			16,514
織物業	26,395	559,160	87,221	15,047	287,243	25,445	960	478,779

然し食料品工業・金屬工業部分には完全な企業集中が行はれてゐる。主としてトラスト形態が採られてゐる。前者は輸出市場の獨占により、後者は國內市場の獨占により資本蓄積をつけてゐる。

(註)

- 一 一九三九年九月、供給大臣はロンドン會議出席に先立つて、濠洲は今後英國の兵器廠たらんと企圖してゐると述べた。(一九三九年十月二十四日)
- 一 一九三九年十月に新規工業設立計畫が立案され首相に手交されたが、同案は現在衰微してゐる工業で、助成せられなければならないもの、新設せられなければならない工業の種類等を含み、同案中の新設工場は次の通りである。
 - 「ラミー布製造工業」労働者數千名。「織物工場」十二月以内に労働者百名雇入の豫定。「刃物・フォーク・スプーン類の製造工場」資本金二萬磅。「レンズ製造工場」「義齒製造工場」「セロファン工場」
 - 「綿羊毛綳帶工場」「糊精工場」「古モーター及び油再製工場」「シャベル製造工場」「綿織物工場」資本金五百萬磅。「雜貨類製造工場」「紙製品工場」「手袋工場」「加工絲製造工場」「化學製品製造工場」
 - 「各種器具類製造工場」「鑄造工場」資本金二萬磅。「魚加工工場」「靴製造工場」資本金三千磅。「手袋及袋用皮革製造工場」「人造肥料製造工場」「石膏工場」資本金八千磅。

これらの工場の現在の活動狀況は不明であるが、この設立豫定が示すやうに、濠洲は戦争に直面し

て自給、工業化を企圖しはじめたのである。(一九三九年十月三十日)

- 一 濠洲において自動車の完全製造を奨励するために政府は斯業に着手するものには百五十萬磅迄の奨励金を與へることに一九三九年十二月に決定を見た。(一九三九年十二月七日)
- 一 一九四〇年五月から年産一千萬ガロンの人造石油の生産加能の工場を設立した。資本金は六十六萬六千磅で半官半民の會社である。(一九三九年十二月二十二日)
- 一 自動車工場を資本金百萬磅で設立した。一九四一年六月頃から生産し始め、年産二萬臺の工場となる豫定と言はれてゐる。(一九三九年十二月二十三日)
- 一 政府は本國海軍當局に對し、シドニーに乾ドック建設に關し照會を發し、注目をひいた。(一九四〇年二月七日)
- 一 政府は頁岩ガソリンの市販を一九四〇年八月から開始した。當分、日産三萬—三萬五千ガロンであるが、後、年産三萬ガロンに達する豫定であると發表してゐる。(一九四〇年八月二十七日)
- 一 一九四一年二月、徵收令とともに、政府は商船建造のため六百萬磅を支出することに決定した。(一九四一年二月二十日)

(7) 運 輸

鐵道網は未發達で、大陸での主要交通機關としては、海岸線に沿ふ道路の發達地域では自動

車、大陸内奥地との連絡には馬車が使はれてゐる。

一九三七—三八年における國有鐵道の總延長は二萬二千哩で、私有鐵道は七百哩である。それは人口一人當り四哩、千平方哩當り僅か九哩を示すにすぎないものである。

私有鐵道は主として木材・家畜・薪・甘蔗・石炭又は礦石の輸送用として敷設したものが多く、旅客輸送は一般に取扱つてゐないものが多い。

元來、濠洲の鐵道の建設當初に、各獨立州政府に於て協議することなく、獨善的に相異なる軌幅を採用したことは、今尙多くの不便を與へてゐる。鐵道軌幅に統一が與へられた最初の試みは、一九三〇年九月に開通したニューサウスウェルス州のガラクトンからクイーンズランド州のプリズベインに至る鐵道だつたのである。この鐵道建設に當つても、尙、聯邦政府成立前の複雑な各州間の性格に災されて、複雑な諸協定・諸委員會と怪奇とも思はれる會計制度により出來上つてゐるものである。一般に現在では若干の貨物輸送用の私鐵を除いて政府經營を原則としてはゐるが、聯邦政府所有・州政府所有・軌幅等の相違に基く統計表を掲げておかう。(一九三六—三七年現在、單位・印哩)

	政府鐵道		聯邦鐵道	一般交通用 私有鐵道
	州	鐵道		
ニューサウスウェルス州	5哩3吋 4哩8½吋 3哩6吋 3哩 2哩6吋 2哩	6,124.19		— 53.50 36.73 — — —
ヴァイクトリア州	5哩3吋 4哩8½吋 3哩6吋 3哩 2哩6吋 2哩	4,599.00		13.94 — — — 11.00 —
クイーンズランド州	5哩3吋 4哩8½吋 3哩6吋 3哩	— 68.82 6,467.57 —		— — — 100.00

	2呎6吋 2呎	— 30・26	— —	— —	— —
サウスオーストラリア州	5呎3吋 4呎8½吋 3呎6吋 3呎 2呎6吋 2呎	1,451・24 — 1,078・11 — — —	— 597・86 598・18 — — —	— — — — — —	128・52 — — — — —
ウエスタンオーストラリア州	5呎3吋 4呎8½吋 3呎6吋 3呎 2呎6吋 2呎	— — 4,357・05 — — —	— — — — — —	453・99 — — — — —	— — — — — —
タスマニア州	5呎3吋 4呎8½吋 3呎6吋 3呎 2呎6吋	— — — 639・67 —	— — — — —	— — — — —	— — — — —

	2呎	11・33	—	—	6・50
ノーザンテリトリー	5呎3吋 4呎8½吋 3呎6吋 3呎 2呎6吋 2呎	— — — — — —	— 4・94 489・73 — — —	— — — — — —	— — — — — —
計	5呎3吋 4呎8½吋 3呎6吋 3呎 2呎6吋 2呎	6,050・24 6,193・01 12,542・40 — 121・77 41・59	— 1,056・79 1,087・91 — — —	— — — — — —	13・94 53・50 529・70 11・00 — 135・02
計		24,949・01	2,144・70		803・16

聯邦經營の主要幹線は北部地區鐵道、北濠洲鐵道、中部濠洲鐵道、濠洲首府地區鐵道、濠洲横斷鐵道等で、總延長は二千哩だが、一九三七年六月三十日現在において建設中の鐵道總哩數は約百哩、調査済の建設豫定線は約一萬哩と算定發表してゐる。そして、開通線の建設費及施

設費は同年において合計一千六百萬磅で、一哩當り建設費は七千五百磅である。その鐵道収入は同年に四十四萬磅であつた。

州鐵道の開通哩數は二萬哩餘で、投下資本額は三億一千六百萬磅で、哩當り建設費は一萬二千八百磅であつた。

一般旅客及び貨物を取扱ふ私有鐵道は、一九三六―三七年において、總開通路は八〇〇哩、投下資本四百八十萬磅、總收入七〇萬磅、經營費四〇萬磅、旅客乘車數百三十萬人、貨物輸送噸數四百萬噸、従業員數千百人を示してゐる。

鐵道は尙未發達と云はなければならぬだらう。その他軌道車は國有四一〇哩、市有一八四哩、私有一二哩、計六〇七哩強である。うち電車軌道は五七八哩、ガソリンカー一八哩、ケーブルカー一一哩で、従業員總數一萬八千人、總收入七百八十萬磅であつた。

登録自動車總數は五三萬臺、うち商業用自動車は二四萬臺で約半ばを占め、自動自轉車は八五萬臺、この兩車の人口千人當り所有臺數は一二四臺の高率を示してゐる。

(8) 海運と航空路

△海 運

1 濠洲聯邦線

第一次世界大戰當時、濠洲生産物の海外輸送船舶不足を感じ、時のヒューズ首相は一九一六年十月イギリス本國でストラス線所屬の船十六隻を買収し、これによつて濠洲聯邦政府線を創設した。更に大戰時に拿捕したドイツ船及び在來の濠洲船計十八隻を聯邦線に就航せしめた。また、當時、英國に注文した客貨船五隻、米國に注文した木造モーター船四隻、木造蒸汽船十隻を配船した。

また、當時濠洲では造船工業が起つてゐたので、政府は自國造船業者にも注文し銅鐵船十九隻を竣成してゐる。

一九二三年に濠洲聯邦政府は所有汽船五十四隻を管理するために船舶管理局を設置し、その航路を濠洲聯邦線と改稱した。その後、老朽船舶を整理して、五隻の商船隊を以て經營した。この商船隊は一萬二千噸の貨物汽船二隻と拿捕したドイツ船三隻からなつてゐる。

英濠間の客貨輸送事業は定期航路として運營され、一九二六年には更に敵國所有船一隻と濠洲で建造した汽船五隻が追加された。

2 沿岸及州際交通

ニューサウスウェルス州ではハンター河蒸汽航海會社（一八三九年創立）が數隻の小型蒸汽船でメルボルン・ブリスベインとシドニー間及びハンター河貿易を行つてゐる。また、シドニー及びメルボルン蒸汽郵船會社（一八五四年創立）は沿岸通商航路をもつてをり、同州の北岸の諸港には北岸蒸汽航海會社（一八九一年創立）が就航してゐる。

その他、ヴィクトリア州では濠洲汽船會社（一八五一年創立）その他四、五の會社が、クイーンズランド州ではクイーンズランド蒸汽航海會社（一八六一年創立）その他二、三の會社がタスマニア州ではタスマニア汽船會社其他一、二の會社が、それら沿岸を就航してゐる。

x x

右のやうに濠洲自體のもつてゐる海運力は決して優れてはゐないが、貿易國である濠洲における國際海運は發達し、最近の濠洲諸港への入航船は、汽船千五百隻、（六百二十萬噸）帆船百隻（二萬八千噸）となつてゐる。その國籍別を見れば次表のごとくである。

濠洲船	三二六、六五二噸	新西蘭船	五二三、四三六噸
英國船	三、四四七、二四四噸	デンマーク船	五三、二三三噸

カナダ船	四一、六九四噸	オランダ船	一七三、〇一一噸
フランス船	八二、六三六噸	ノルウェー船	四三九、八四五噸
ドイツ船	一五二、五〇六噸	スウェーデン船	一〇四、二八一噸
イタリー船	四三、二二二噸	アメリカ船	一九九、七九四噸
日本船	三四四、三〇三噸	總計	六、二七四、一九〇噸

即ち濠洲船舶は五%にすぎない。しかし、英帝國船舶は入航總船舶噸數の七三%を示してゐる。

△航空路

一九二〇年以來、濠洲聯邦政府は正規の航空輸送業務を開始せしめるために財政的援助を與へる政策を採つたので、今日の濠洲の航空網は發展した。

1 國內航空

補助金交付航空路（補助金の交付を受けて旅客・郵便物及び貨物の輸送業務を取扱ふ會社）クワンタエンバイア航空路會社（ブリスベイン・ダーウイン・シンガポール間、及びクロンカリー・ノーマントン間）マツクロバートソンミラ航空會社（パース・ダリウオータース間、オードリヴァ・ウインドハム間、アデレイド・ホワイアラ間）バトラー航空輸送會社（クータム

ンドラ・チャールズヴィル間、ローセストン・ホバート間、メルボルン・キング島・ローンセストン間、ローンセストン・フリンダース間、パース・アデレード間) 航空機興業會社(ブリスベイン・クラカウ間) 濠洲航空路會社(ロツクハンプトン・マウントリーロン間) アダストラ航空會社(シドニー・ペガ間) 西濠洲航空會社(パース・ウイルナ・カルグーア間) 北クイーンズランド航空路興業會社(ノーマントン・パークタウン間) 等がある。

補助金非交付郵便航空路(補助金の交付を受けずして郵政廳との協定に基いて郵便物、旅客及び貨物の輸送業務を取扱ふ會社)——濠洲ナショナル航空路興業會社(メルボルン・キャンベラ・シドニー間、メルボルン・ミルデユラ・ブロークンヒル間、メルボルン・アデレード間、メルボルン・シドニー間、アデレード・ブロークンヒル・ミルデユラ・アデレード間、アデレード・レンマーク・ブロークンヒル間、アデレード・カウエル・リンカーン港・アデレード間、アデレード・カンガルー島間、アデレード・メルボルン間) 航空機航業會社(ブリスベイン・ロツクハンプトン・モント・ブリスベイン間、ブリスベイン・キングアロイ間) 濠洲航空路會社(ブリスベイン・タウンズヴィル間、タウンズヴィル・ケアンズ間、シドニー・ブリスベイン間) アンセツト航空路會社(メルボルン・ナラデラ・シドニー間、メルボルン・ミルデユラ・ブ

ロークンヒル間、メルボルン・ハミルトン間、アデレード・ミルデユラ・ナラデラ間) ギネー航空路會社(アデレード・ダーウイン間、アデレード・ミルデユラ・クータムランド・シドニー間) マツクロバートソンハミルトン航空會社(ホアイアラ・アイアンノツブ間) 北クイーンズランド航空路興業會社(ケアンズ・ノーマントン間、ケアンズ・タウンズビル間、ケアンズ・クツクタウン間、ケアンズ・ブリスベイン間) 北西航空路會社(シドニー・モリー間) ヴイクトリア及び州際航空路興業會社(メルボルン・ヘイ間) がある。

補助金非交付航空路(補助金を受けずして旅客と貨物の輸送業務を取扱ふ會社)——アダストラ航空路會社(シドニー・ペガ間) アンセツト航空路會社(メルボルン・シドニー間) 北クイーンズランド航空路興業會社(ケアンズ・ポートランドロード間、タウンズヴィル・マウンティアサ間) クワンタエンパイア航空路會社(ロンググリーチ・チャールズヴィル間) がある。

2 國際航空

帝國航空郵便業務——濠洲とイギリス本國がその領土との間の航空郵便業務であるが、前述のクワンタエンパイア航空會社がシンガポール・シドニー間を政府管理のもとに、運営してゐる。この航空路はシンガポールから各方面に伸びてゐる。

汎米航空路——一九四〇年七月十二日、アメリカ法人汎米航空會社は新西蘭政府の許可を得て、サンフランシスコ・カントン島・ヌメア（ニューカレドニア）オークランド（ニュージーランド）を經由する航空路を開設し、全行程を四十九時間の飛行時間を以て二週間に一往復の航空輸送業務を開始した。この航空路の開始によつて従來タスマン航空會社が經營してゐたオークランド・シドニー航空路との連絡が可能となつて、米濠航空路が開設されるに至つた。

(9) 通 信

通信業務も亦、各州において割據的に創設されたのだつた。だが、聯邦憲法第五十一條の規定によつて、聯邦議會は郵便・電信・電話業務の管理に關する法律制定の權限が與へられ、従來區々であつた郵便による新聞の送達及び電報の傳送に關する料金の統一は行はれたが、個々の植民州における書信・葉書・小包の送達に關する料金は改正されるに至らなかつた。

統計によれば一九三七年六月末現在における全濠洲の郵便局數は八、一九一で、一郵便局の二受けもつ平均地域は實に三六三平方哩である。が、逆に一郵便局を利用する平均住民數は八三四人にすぎない。

近年濠洲の電信業務の速度と質は非常に改良が加へられ、全電信系統は集約的に再組織されつゝある。通信経路の改善（大都市、小都市間の中繼局の廢止）搬送波方式の改善（單信式の電信搬送チャンネルは四萬哩が運用されてゐる）音聲周波數方式の改善（現在シドニーとタムワース間で二重指向性チャンネルが採用されてゐるが、採用計畫は大きい）長距離の大都市相互間電信系統は全て直通とし、その他、印刷電信方式の採用、電話託送業務の向上、小電力無線局の開設、寫眞電送業務の發展、私設テレプリンターの發展等は殊に著しい。

電話事業も、大體順調な比率で電話設置數が増加しつゝあり、電話機數と人口との割合は人口一、〇〇〇人に付、八七個となつてをり、電話機一個當りの電線の平均の長さは四・五哩である。

無線電信は無線法によつて規整されてをり——免許制になつてゐる——無線免許局數は放送聽取者用・試験用を除いて、六三〇を含めるときは九十四萬に達してゐる。

放送局には、官營が二十六局、私營が一〇〇局とメルボルンの短波放送局（官營）と濠洲合同無線會社經營の三短波放送局（私營）とがある。

(10) 外國貿易

濠洲の以上の様な國民經濟の特徴は貿易商品構成に一層明確に表示されてゐる。

即ち、小麥は總輸出額中一〇・五六%、小麥粉は四・二%、食用肉類は八・〇五%、バターは八・三二%、皮革類は三・一八%、羊毛は三一・一二%を占め、之を類別すれば、

1	粗生食料品	一五・二六%
	製造食料品	二四・九〇%
	食料品計	三〇・一六%
2	粗生原料品	三五・四二%
	製造原料品	九・四六%
	原料品計	四四・八八%

となつてゐる。即ち、輸出商品の七五%強は食料品・原料品で特に羊毛・小麥・バター・チーズ・肉が大部分を占める第一次産業生産物のみである。

之に反して、輸入商品は多種多様にわたり各商品の占める割合は一〇%以上のものはなく、殆んど全てが製造品であり、生産手段及び消費財が全部を形成してゐる。即ち、粗生原料品と

しての主要品はゴム、種子類、亞麻(羊毛表装用) 鍍及び石類、木材等で、製造原料品としての主要商品は染料、肥料、亞麻仁油、機械油、ベイント、ワニス、製紙用パルプ、木材、鉄鋼、釘、ブリキ板、毛織絲、綿織絲、人絹絲、絹絲等で、製造食料品としては酒類、ココア、チョコレート、コーヒー、魚類、罐詰、茶、タバコ等で、完成品としては靴、手袋、帽子、靴下、カンバス、綿織物、絹織物、毛織物、バッグ、サック、ローブ、紐、コルセット、シャツ、カラー、レース、耕作用機械、動力機械、電氣器具、自動車、時計、金屬製品、藥品其他化學製品、船舶、兵器、石油、タイヤ、ブラッシュ、硝子及同製品、陶磁器、マツチ、紙類、樂器、科學用器具、寶石類、等と多種多様に亘つてゐる。

このやうな輸出に於ける第一次産業商品の構成的優位性と輸入に於ける完成品(生産手段・消費財)の構成的優位性と云ふ商品構成上の特質が濠洲國民經濟と如何様に關聯してゐるかについては、輸出貿易に於ては前掲統計(經濟概況の序のところの統計)が明瞭に之を示すものと思ふ。

すなはち、濠洲における生産物の三一%は輸出されるのであるが、その内、第一次産業は四五%強を輸出し、第二次産業は僅かに三%を輸出するにすぎない。しかも、第一次産業部分中

酪農品は一五%を農産品は三六%を、鑛産品は五五%を、そして牧畜生産品は六六%を輸出してゐるのである。

適當な資料はないが、輸入における二、三の濠洲内生産商品と輸入商品との競争關係の例をとつて見れば次の如くである。

	輸入額	生産額
	1,000英貨磅	1,000濠貨磅
洋服	144	10.602
メリヤス製品	54	7.327
婦人用外衣	66	3.711
シャツ・カラー・パヂヤマ	5	4.312
コルセット	16	926
靴類	153	8.394
帽子	106	2.540
農業用機械及農具	153	2.528
動力機械(腹體)	150	7.041
ガス用器具	122	1.808
動力機械	1,829	2.714
石鹼	30	3.108
ペイント・ワニス	29	1.570
皮革製品	29	1.570
ビスケット	6	2.273
家具類	57	5.678
ブラッシュ	67	651
ガラス製品	62	1.175

英貨磅と濠貨磅との爲替割合は英貨磅一磅に對し濠貨磅は約二割五分程度低いから輸入額の

生産額に對する割合は一層大とならう。

以上の様に原料生産國であると云ふ濠洲經濟と關聯して貿易商品における第一次産業生産物と工業生産品との交換關係と云ふ特徴的な商品構成を有つ濠洲貿易の輸出入總額及び貿易バランスは次の様である。

年	輸出額	輸入額	出入超	總額
一九二八—二九年	一、〇〇〇、七〇〇	一、〇〇〇、二八一	一、〇〇〇、五七三	二、〇〇〇、九八七
一九二九—三〇年	九七、三七八	一三〇、七五五	(一)三三、三七七	二二八、一三三
一九三〇—三一年	七六、二七九	六〇、五六〇	(十)一五、七一九	一三六、八三九
一九三一—三二年	七五、一八四	四四、〇四二	(十)三一、一四二	一一九、二二六
一九三二—三三年	七七、七七〇	五六、八四二	(十)二〇、九二八	一三四、六一二
一九三三—三四年	八九、九五〇	五九、四三四	(十)三〇、五二二	一四九、三九〇
一九三四—三五年	八一、八五九	七二、四二一	(十)九、四三八	一五四、二八〇
一九三五—三六年	八八、〇六三	八三、五二一	(十)一四、五四二	一八一、五八四
一九三六—三七年	一一七、三四九	九〇、五九一	(十)二六、七五八	二〇七、九四〇

商品貿易は恐慌期を除き總額二億磅前後を示してゐる。その國際收支は一九三〇—三一年を

轉機として以前は入超、以後は出超を續けてゐる。このことは重要な特質であつて、それは濠洲が植民地として蓄積資本をもたず、カナダと共に巨額な資本輸入國で輸入總額七億磅を超え配當・利子支拂額は二四萬磅に達し、その額は實に國民所得（約六億磅）の五％に相當し、それが、金現送・商品貿易の出超によつて支拂はれるのである。その勘定を一九三〇—三二年度と一九三六—三七年度とにとつて見れば次の如くである。

	1930—31年				1937—38年			
	貸方	借高	残高	貸方	借高	残高		
商品・金・貿易外收支	77,748	63,013	(+) 14,738	119,894	92,990	(+) 26,904		
商 品	2,110	40,230	(-) 38,120	1,934	31,246	(-) 29,312		
利子及配當	9,109	5,862	(+) 3,247	8,435	7,919	(+) 516		
その他貿易	12,276	374	(+) 11,902	11,364	1,998	(+) 9,366		
外收支	101,243	109,479	(+) 8,236	141,127	134,153	(+) 6,974		
金								
計	39,441	36,393	(+) 3,048	5,179	28,802	(-) 123,623		
資本項目	140,684	145,872	(-) 5,188	146,306	162,955	(-) 116,649		
利息項目								

この關係は、更に、所謂缺狀價格差を現出し、濠洲貿易を通じて濠洲經濟を窮狀に追ひ込んでゐる。

この他に、國民經濟と貿易との關聯において他の特質として見逃してはならないものに高賃銀・保護關稅政策がある。これは特に濠洲工業の未發達・濠洲工業製品の外國商品との競争上における敗北を結果してゐるのであつて、すなはち、濠洲の傳統的な國策として白濠主義・有色人労働者——低賃銀労働者の移入禁止政策は労働貴族を生ぜしめる程の高賃銀政策とともに一般商品の生産費高を生ぜしめ、低廉な外國輸入商品と到底競走關係にたてず、また、他の國策として自國工業商品の保護の爲に保護關稅政策が採られ、それは濠洲國民の生活費を高め、高賃銀を來し、生産費を高めると云ふ相互關係を來してゐるのである。

最後に輸出商品の仕向國別表と輸入商品の輸入國別表とを掲示しておかう。
すなはち、濠洲貿易の相手國は殆んど英帝國（大東亞戰爭前）であつて、殊に英本國に對しては五〇％近くを依存してゐる。その他の諸國としては米國・日本・フランス・ベルギー等が主要相手國であるが、何れも一〇％以下を占めるにすぎない。

これを主要商品の仕向國・輸入國について見れば、次表の如く、小麦・パタ等の食料品は英

		輸 出 (1,000 噸貨磅)	
		價 格	%
小 麥	英 本 國	11.506	61.3
	日 本 國	679	3.6
	伊 塔 利 那	2.679	—
	支 那 其 他 共 計	319	—
		18.761	100
バ タ ー	英 本 國	8.059	—
	英 領 馬 來	44	—
	其 他 共 計	8.801	100
羊 毛	日 本 國	7.466	13.5
	英 本 國	19.871	35.6
	フ ラ ン ス	4.663	8.4
	ド イ ツ	3.110	5.6
	伊 塔 利 那	2.537	4.6
	ベ ル ギ ー	7.419	—
	米 國	6.767	—
	其 他 共 計	55.156	100
亜 鉛	日 本 國	533	40.5
	英 本 國	376	23.4
	印 度	384	—
	其 他 共 計	1.314	100
牛 脂	英 本 國	253	30.8
	カ ナ ダ	82	—
	印 度	110	13.4
	伊 塔 利 那	5	—
	日 本 國	32	3.9
	其 他 共 計	820	100

	輸出入總額 (單位1,000 噸貨磅)			
	輸 出 仕 向 國		輸 入 國	
	價 格	%	價 格	%
英 本 國	78.827	48.8	38.560	42.6
カ ナ ダ	2.264	1.4	6.071	6.7
印 度	1.086	0.3	2.975	3.3
英 領 馬 來	1.727	1.0	853	0.9
新 西 蘭	2.002	1.2	1.542	1.7
英 帝 國 プ ロ ッ ク	95.980	59.4	55.124	60.9
ベ ル ギ ー	9.423	5.8	ベルギー	0.8
支 那	842	0.5	821	0.9
フ ラ ン ス	7.932	4.9	865	0.9
ド イ ツ	4.239	2.6	3.596	3.9
日 本 國	9.505	6.0	4.004	4.4
米 國	18.763	11.6	12.959	14.3
伊 塔 利 那	5.331	3.3	410	0.4
オ ラ ン ダ	1.983	1.2	679	0.7
其 他 共 計	161.557	100	90.535	100

	輸 入				輸 入		
	價格 (1,000 磅)				價格 (1,000 磅)		
木 製 家具類	日 本	英 國	3	電 池 類	英 國	國 本	755
	日 共	本 計	24		英 日	國 本	9
			57		日 共	本 計	6
							811
刃 物 類	英 日	國 本	292	綿 織 物	英 日	國 本	3,792
	日 共	本 計	40		日 共	本 計	524
			355				9
							4,564
ゴ ム 製 品	英 日	國 本	40	絹 物 織	英 日	國 本	1,302
	日 共	本 計	13		日 共	本 計	38
			73				1,289
							19
紙 類	英 日	國 本	692	朝 子 及 帽 體	英 日	國 本	68
	日 共	本 計	139		日 共	本 計	19
							147
				綿 製 手 巾	英 日	國 本	110
					日 共	本 計	0.5
							24
							153
				施 盤 用 機 械	英 日	國 本	150
					日 共	本 計	32
							206

	輸 入				輸 入		
	價格 (1,000 磅)				價格 (1,000 磅)		
硝子製品	英 國	日 本	305	綿 絲	英 日	國 本	436
	日 共	本 計	91		日 共	本 計	15
			580				455
陶磁器類	英 日	國 本	453	生 絲	英 日	國 本	—
	日 共	本 計	129		日 共	本 計	390
			630				474
印刷用紙	英 日	國 本	417	人 造 絹 絲	英 日	國 本	377
	日 共	本 計	44		日 共	本 計	68
			5.71				33
							139
							629
文 房 具	英 日	國 本	426	玩 具	英 日	國 本	30
	日 共	本 計	40		日 共	本 計	29
			678				113
							14
							193
製 粉 機	英 日	國 本	22	茶	英 日	國 本	742
	日 共	本 計	32		日 共	本 計	149
			75				38
							13
							1,489
							2,434
直 流 電 動 機	英 日	國 本	120	水 産 物 織 詰	英 日	國 本	411
	日 共	本 計	21		日 共	本 計	121
			165				30
							48
							831

本國へ大半を仕向け、羊毛、亞鉛等の原料品は英本國・日本・フランス・米國・ドイツ・イタリ
 一等の工業國へ仕向けてゐる。之に反し、輸入相手國は前表の如く、英本國より主として輸入
 される商品は輸入商品の大部分を占め、綿絲・硝子製品・印刷用紙・文房具・電氣用具・綿織
 物・機械類等は殆んど獨占的地位を確保して居り、その他の國で英國以外の濠洲向輸出商品中
 獨占的地位を得てゐる商品と諸國は、生絲・玩具等の雜品類に於ける日本、茶に於けるセイロ
 ン・印度・蘭印、石油に於ける蘭印等であつて、これら商品中、綿製品・絹織物における日本
 と英國との對立は大東亞戰爭前において激烈な競争關係にたち、通商問題を巡る外交交渉は周
 知の通りであつた。

(註)

- 一 一九三九年九月、濠洲羊毛の輸出禁止の發令、アツブレージメント法の採用による。(一九三九年九月一三日)
- 一 一九三九年九月、稅關相は濠洲物産の全面的海外輸出の禁止を布告した(一九三九年九月二三日)
- 一 銅、錫、鉛、亞鉛等の輸出禁止(一九三九年一月二二日)
- 一 一九三九年一月一日以降スターリングブロック以外の諸國からの輸入に對し輸入許可なきものは

x

x

これを禁止することとし、一九三九年一月および一九四〇年一月の二ヶ月間においては輸入業者に
 對し一九三九年の輸入額の六分の一に相當する額だけ輸入許可を與へてゐたが一九三九年二月、三月
 の二ヶ月間も同様と決定した。(一九四〇年一月二七日)

- 一 輸入制限の強化を意圖すと政府は發表した。(一九四〇年二月二七日)
- 一 工業用ダイヤモンド、新聞用紙、ウオルフラム、灰重石の輸出を禁止す。(一九四〇年三月八日)
- 一 新關稅法を公布し輸入税およびプライマイエーヂ税を全面的に一律方引上げた。(一九四〇年五月三日)
- 一 一九三九年度基準の四分の一に輸入許可量を強化す。(一九四〇年七月五日)
- 一 一九四〇年度下半期の重要商品の輸出入量は左の如くである。

輸出	バター	£ A	45,543.657
	人造バター	£ A	73.570
	罐詰肉	£ A	797.306
	小麦	£ A	5,653.078
	小麦粉	£ A	3,915.672
	羊毛	£ A	13,592.088
輸入	煙草原料	£ stg	175.719
	木綿並リ物	£ stg	4,314.478
	自動車	£ stg	2,336.207
	機械・金屬製品	£ stg	18,780.123

- 一 輸出制限の強化。輸出禁止品目中に更に礦石、金屬、金屬製品、醫藥、化學製品、醋酸等を含む五十品目を含んでゐる。(一九四一年五月一日)
- 一 輸入制限の強化。絹織物、米、豆類、馬糞紙の輸入禁止。銕罐詰、セルロイド板、懐中時計機械、人絹織物、寫眞機は輸入制限を強化す。この結果年額二五萬磅が節約されると政府は發表してゐる。(一九四一年七月一日)

一 濠洲、新西蘭兩國は、戦時重要物資の共同貯蔵を行ふに決定、そして新西蘭は濠洲に對し砂糖、鐵鋼の積出し増加を要請し一方濠洲はこの代りに機械類を輸出することとなつた。(一九四一年十月二十四日)

(附) 濠洲貿易政策に關するメモ

濠洲貿易政策は輸出市場の確保(特に半ばを占める英國市場の確保)と國內製造工業の保護(特に労働者生活の維持)と又資本輸入の必要のために、一九〇九年の産業保護法に基く保護關稅及び一九二二年の特惠關稅とを中軸に置いてゐる。

(イ) 一九二九—三〇年前の主なる關稅法

- 1 英 特 惠
- 2 一九一四年法律第一八號を以て撰擇稅が設定され特定商品(多くは英特惠適用商品)に對し從價從量兩關稅を設け孰れか高き方を又は低き方を撰擇せしめた。
- 3 濠洲産業保護法は一九〇六年に制定されその内、關稅に關する部分はダンピング防止規定である。
- 4 産業保護關稅立法は一九二一年マルク暴落に伴ふダンピング防止を直接の目的として一般に制定されたもので、(一九二二年改正、一九三三年改正)ある。
- 5 停止 稅 法

(ロ) 世界恐慌後の主たる貿易政策

濠洲の恐慌對策は貿易委員會と労働賃銀調訂裁判所とによる供給力の調整と聯邦銀行委員會及び負債調整委員會とによる需要の調整にあつた。そして貿易對策は財政救済・産業保護・英國市場の保持の爲に一般稅率の廣汎な引上と英特惠の保持擴充が行はれ、更に左の如き新稅が附加された。

- 1 プライメイヂ稅。一九三〇年七月、特定の除外品以外の輸入に對し一律に二分五厘を賦課したるに始まり同年十一月之を四分に引上げ、更に一九三一年七月一日より本稅免稅品、今回追加する免稅品從來通り四分稅を賦課する指定品以外の濠洲輸入商品に對して全て從價一割を附加した。
- 2 爲替調整。産業保護法第八條の改正により爲替下落國よりの輸入品に對しては特別稅率を決定する方式を定めた。
- 3 販賣稅法。(一九三〇年八月制定)これは國內消費稅だが、一定條件のもとに輸入品に對し歳入増加の爲、稅率二分五厘が徵收されることとなつた。更に一九三一年七月には六分、一九三三年十月には五分に引き上げられた。

(11) 財 政

濠洲の財政の收入と支出とは次の如くで、

	収入額(磅)	支出額(磅)
一九二四―二五年	六七、六八七、一二四	六七、一七八、七四八
一九二八―二九年	七四、八九四、七九九	七七、三五三、七七四
一九二九―三〇年	七七、一四二、三八九	七八、六一四、三九二
一九三〇―三一年	六九、五六六、九二〇	八〇、三二四、五三九
一九三一―三二年	七一、五三二、二九八	七〇、二一八、二〇七
一九三二―三三年	七三、五一二、八〇九	六九、九六六、二〇一
一九三三―三四年	七三、九四一、九五三	七二、六四〇、三八三
一九三四―三五年	七七、三六九、一〇五	七六、六五七、九〇〇
一九三五―三六年	八二、二〇三、三四一	七八、六三五、六二一
一九三六―三七年	八二、八〇七、九七七	八一、五三一、四一九
一九三七―三八年	八九、四五八、一五四	八五、九六三、四二一
關稅	四三、一〇〇、〇〇〇磅	

財政支出収入は最近非常な膨脹を示してゐる。

その主要な収入源泉は關稅・賣上稅・間接國內消費稅及び所得稅で、次の通りである。
 (一九三七―三八年推定額)

賣上稅	八、〇〇〇、〇〇〇磅
土地稅	一、二〇〇、〇〇〇磅
所得稅	七、四八〇、〇〇〇磅
エステート稅	一、八〇〇、〇〇〇磅
その他共計	六一、六五〇、〇〇〇磅
郵稅	一五、七〇〇、〇〇〇磅
鐵道運賃稅	四〇〇、〇〇〇磅
其他	三、八〇〇、〇〇〇磅
總計	八一、五五〇、〇〇〇磅
國防費	二四、三七八、〇〇〇磅
養老年金	一三、九八〇、〇〇〇磅
その他	一〇、四〇八、〇〇〇磅

又、全聯邦の支拂期日に達した國債高は一九三七年において一二億五千萬磅に達してゐる。
 内、外國へ支拂ふべき額は六億磅、國內へ支拂ふべき額は六億六千萬磅に達してゐる。
 財政の歳出額別項目は次の通りで、國防費・養老年金・官營事業・對州政府支出等が主要歳出項目である。

小計	四八、七六六、〇〇〇磅
郵便事業費	一四、九八一、〇〇〇磅
鐵道事業費	一、二三六、〇〇〇磅
州政府支出費	一六、二一二、〇〇〇磅
第一次産業救済費	三一〇、〇〇〇磅
總計	八一、五〇五、〇〇〇磅

この様な財政の膨脹現象は、他の國と同様に、濠洲にも表はれてゐるのであるが、財政収入が、(1)公債により、(2)所得税・關稅により、人口一人につき、一九三七—三八年において、租稅負擔額は一三磅余、公債負擔額は實に六〇磅以上に達してゐると共に、財政支出は、同様に軍事費の増加・官營事業の擴大・公債の増加・有ゆる形態における社會政策費の増大に基くものである。即ち、濠洲は世界恐慌以後、社會政策費の増大を見、各國の帝國主義的活動にそなへて軍事費が増大し、國內に於ける國家活動の擴大の爲に官營事業費の増大を見、これらを基として財政収入を所得税・關稅・賣上稅等の擴大によつて求め、そのみを以てしても尙國防準備が出来ざるが故に一層の公債の増加を來たし、公債利子支拂・租稅負擔の増加は更に社會政策費の増大、外國に於ける同様の軍事費の増大は亦軍事費を増大せしめ等々と巡環して増

大してゐるのである。

濠洲では租稅の地位は極めて重要であつて、歳入總額の七七%以上は常に租稅により賄はれてゐる。租稅は間接稅中心で直接稅としては所得稅に於て稍完備せられてゐる。即ち、一九三八—三九年度において、歳入總額九千五百萬磅中租稅收入額は七千四百萬磅(七七・九%)で、うち、間接稅收入四二・一%、消費稅二二・三%、所得稅一六・〇%、賣上稅一二・六%等が主要財源を構成してゐる。

關稅	消費稅	賣上稅	穀粉稅	地稅	所得稅	遺產稅	租稅	歳入總計	租稅收入の歳入總額に對する%
三一、一六〇	一六、四七一	九、三〇二	一、八〇八	一、四八九	一、八八二	一、九一五	七四、〇三六	九五、〇七四	七七、九
四二・一	二二・三	一一・六	二・四	二・〇	一六・〇	二・六	一〇〇・〇	—	—

各租税の概要を適記しておかう。

(一) 所得税

- 1 課税標準 会社及個人の純所得
- 2 税率

イ 個人の勤勞所得——基礎控除額は二五〇磅、但し所得額二五〇磅を越ゆるものに付ては其の超額二磅毎に一磅を減ず。一磅より六、九〇〇磅迄の所得の税率は所得をAとせば一磅につき $\frac{23}{100} \left(3 + \frac{A}{100}\right)$ ペンス。六、九〇〇磅以上の所得の税率は六、九〇〇磅の税率一磅に付、超過額一磅毎に七六・五ペンスを加へたものとす。

ロ 資産所得——基礎控除額は二五〇磅とす但し二五〇磅を越ゆるものに付ては其の超過額二磅毎に一磅を減ず。所得五〇〇磅迄の税率には一磅につき $\left(3 + \frac{A}{100}\right)$ ペンスに。五〇〇磅——一、五〇〇磅迄の税率には一磅につき $\left(1 + A \times \frac{14}{1,000}\right)$ ペンスに。一、五〇〇磅——三、七〇〇磅迄の税率には一磅につき $\left(\frac{4}{4} + A \times \frac{23}{2,000}\right)$ ペンスに。三、七〇〇磅以上の場合には三、七〇〇磅の税率一磅につき $\left(\frac{4}{4} + 3,700 \times \frac{23}{2,000}\right)$ ペンスに、各々超過額一磅毎に九〇ペンスを加へる。

(二) 地租

- 1 課税標準 地價
- 2 税率

イ 所有者が在外者ならざる場合——課税價格七五〇〇磅迄の税率は一英磅毎 $\frac{1}{18,750}$ ペンス。七、五〇〇磅超過額に對する税率は一英磅につき九ペンスである。

ロ 不在地主の場合——課税價格五千磅迄一英磅につき一ペニイ。五、〇〇〇—八、〇〇〇磅迄の税率は一英磅につき二ペンスに $\frac{1}{18,750}$ ペニイを加へる。八、〇〇〇磅超過額に對する税率は各一英磅につき一〇ペンスである。

(三) 遺産相続税

- 1 課税標準 遺産の純價格
- 2 税率

イ 一、〇〇〇磅は免除、それ以上一%より一五%、一、〇〇〇磅及びその端數毎に〇・二%の率を増加す。

ロ 遺産が未亡人、子供及孫に屬する場合算出税額の三分の一を軽減す。

(四) 賣上税

- 1 課税標準 商品の價格
- 2 税率 從價五%

(五) 消費税

麥酒、葡萄酒、酒精、煙草、石油に對して課税す。

(六) 穀粉税

- 1 製粉業者により販賣業者により販賣又は引渡さるる穀粉に對して課税す。
- 2 税 率 一噸につき 四磅五志

(七) 關稅

- 1 課税標準 輸入商品の價格及重量
- 2 税 率 特惠税率と一般税率よりなる

x

x

(註)

一 一九三九年九月、失業救済税を含む一般税に對し大巾の増税案が議會を通過した。(一九三九年九月二二日)

一 政府の戦時豫算は今年度六千萬磅にしてこれは直接に十萬人の人々に職を與へることになり、そして約十一萬人が他の平和産業から轉職するであらうと言はれてゐる。(一九三九年二月八日)

一 濠洲政府は一九四〇年三月一日に第一回戦時公債千八百萬磅を發行、利率は三分八厘である。(一

九四〇年三月一日)

一 政府は五月二日(一九四〇年)今財政年度において二千萬磅の増税および五千萬磅の公債の發行を行ふ旨、發表した。

尙、今財政年度における濠洲政府の軍事費は一億一千万磅に上るが、このうち七千万磅が濠洲内で消費される戦費である。(一九四〇年五月二日)

一 政府は一九四〇年一月二日總額二億七千四百六十二萬三千磅に上る一九四〇—四一年度戦時豫算案を下院に提出した。うち、軍事費は一億八千六百萬磅で(うち一億四千三百萬磅が濠洲本土防備に充てられる)その他小麥資金の二七七磅である。そして、三千萬磅の増税、他は公債により賄ひ稅收入は個人所得稅一千七百七十萬磅、法人所得稅四百八十萬磅、販賣稅三百四十萬磅、關稅四百二十萬磅と見積つてゐる。(一九四〇年一月二二日)

一 一九四〇年一二月三十一日までの過去六ヶ月間の濠洲戦費は次の通りである。

稅收入より	九、八五二、〇〇〇磅
公債より	五四、九八六、〇〇〇磅
計	六四、七九八、〇〇〇磅

一 戦時緊急軍事費として、七千二百萬ドルを直接計上し、直接國稅の形で徵收することに決定した。

(一九四一年二月一六日)

一 一九四一—四二年財政年度における歳入不足を補ふため向ふ六ヶ月間に七千萬乃至八千萬磅の赤字

公債を發行することに決定した。(一九四二年一月八日)

(12) 銀行

濠洲では日本と異り民間商業銀行の勢力が強く、中央銀行たるコンモンウェルス・オブ・オーストラリア銀行は(一九一二年創立)普通銀行と同様の預金其の他の事務を行ひ、中央銀行としての機能の缺けるところが少くない。

民間の一般商業銀行の主要なものゝ資本金・準備金を表示すれば次の通りである。(單位磅)

銀行名	資本金	準備金
バンクオブニューサウスウェルス	八、七八〇、〇〇〇	六、一五〇、〇〇〇
コンマーシャルバンクキングコンパニーオブシドニー	四、七三九、〇〇〇	四、三〇〇、〇〇〇
ナショナルバンクオブオーストラレーシヤ	五、〇〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇
コンマーシャルバンクオブオーストラリア	四、一一七、三五〇	二、二五〇、〇〇〇
クイーンズランドナショナルバンク	一、七五〇、〇〇〇	八六〇、〇〇〇
バンクオブアデレード	一、二五〇、〇〇〇	六五、五七一
バンクオブオーストラレーシヤ	四、五〇〇、〇〇〇	四、四七五、〇〇〇

銀行名

資本金

準備金

ユニオンバンクオブオーストラリア
 イングリッシュコツティシユアンド
 オーストラリアンバンク
 バンクオブニュージールランド

四、〇〇〇、〇〇〇
 三、〇〇〇、〇〇〇
 六、八五八、一一三

四、八五〇、〇〇〇
 三、二〇五、〇〇〇
 三、五七五、〇〇〇

次表はこれら商業銀行の預金額・貸付額であるが、貸付額は一九三四年以來、回復の様相を示してはゐるが、尙一九三〇年の最高額には達してゐない。

	預金額 (濠貨磅)	貸付額 (濠貨磅)
1929	330.167.000	282.553.000
1930	310.564.000	299.395.000
1931	301.688.000	286.585.000
1932	319.241.000	260.918.000
1933	319.276.000	259.913.000
1934	344.035.000	262.715.000
1935	343.349.000	280.631.000
1936	343.752.000	291.911.000
1937	350.232.000	292.321.000
1938	353.212.000	294.333.000

預金額の少量の減少傾向は事業投資の増大により、この預金額中の貸付額の割合は一九三〇年は九六%、一九三二年は八二%、一九三四年は七六%と減退傾向を示したが、一九三六年には八五%と回復し、一九三八年には八六%となつてゐる。

この預金額には郵便貯金が含ま

れてゐない。郵便貯金総額は二億五千萬磅に達してゐる。

濠洲の貯蓄銀行の開業は一八一九年に始つてゐるが、州立貯蓄銀行に合併され、現在では中央銀行の貯蓄銀行部と州立貯蓄銀行との二種のみである。

(註)

- 一 爲替管理の公布、金の移動、資金輸出を禁止する。(一九三九年八月二十九日)
- 一 濠洲における外貨銀行預金並に將來累積すべき外貨預金は政府の管理下におくことに決定。それにかゝる銀行預金の移動は聯邦銀行の許可を要することとなり、商業銀行は正當なる取引に限り、この制限から除かれた。(一九四〇年一月十八日)
- 一 濠洲在住者所有のドル證券の一部買上を決意。(一九四〇年二月二日)
- 一 二〇種に上るドル證券の買上法令を公布す。その賣却価格は五百萬ドルに上ると見積られてゐる。(一九四〇年五月一日)
- 一 一九四〇年九月一二日、國內にある米ドル・カナダドル貨を現在の爲替相場で總てオーストラリア銀行に賣渡すべき旨の法令を公布した。(一九四〇年九月一二日)
- 一 濠洲人の所有する米貨金ドルの買上を行ひ、それが百五十萬ドルにのぼると見積つた。(一九四一年五月二十九日)
- 一 今後の英國政府の武器購入資金として濠洲内にて金錢の募集することを禁止した。(一九四一年六月六日)

(附) 濠洲の労働者と基本賃銀制

労働者人口は次表の如くである。

	労働者總數		組織労働者數		%	
	男	女	男	女	男	女
ニューサウスウェルズ州	475,208	101,189	241,614	25,685	52.8	25.4
ヴィクトリア州	310,582	93,391	165,368	40,681	53.3	43.6
クイーンズランド州	164,663	34,600	97,192	12,011	57.0	34.7
サウスオーストラリア州	101,712	23,094	54,240	6,546	53.3	28.3
ウエスタンオーストラリア州	76,190	14,333	37,537	4,782	49.3	33.4
タスマニア州	37,883	8,358	12,847	1,338	33.9	14.5
計	1,149,930	275,081	668,820	90,923	53.5	33.1

一九〇八年以來労働者數は農業においては小農經營(稠密移民制)に基いて減少し酪農業、牧畜業、工業において増大した。殊に工業に於ける官營企業(軍需工場)の最近の發展に伴ふ増大は著しい。

失業は僅かである。最近十年間における失業労働組合員のパーセントは五％―一〇％の間を動いてゐる。尙、濠洲では登録失業者には國家補助があるので、幽靈的失業人口のあることも留意すべきであらう。八時間労働制は、ニューサウスウェルス州においては既に一八五五年に實施せられ、ヴィクトリア州は一八五六年、以下之に従つて確立された。濠洲では一八八〇年代から濠洲労働者によつて「四箇の八」のスローガン、即ち、八時間労働・八時間休息・八時間睡眠・八志の日給のスローガンが主張せられ實施されてゐた。現在では、週労働時間は男子は四五・五時間から四七・三時間の間を、婦人は四三・六時間から四七・九時間の間を動いてゐる。また一週から三八日に至る年休暇が聯邦調停裁判所の規定によつて凡ゆる産業部分の労働者に實施せられてゐる。

労働立法が著しく發達してゐるために、労働者の法律的地位も同様に充分な程度に保證されてゐる。労働者は古くから政治上の諸權利を有するのみならず、また労働立法の領域においても、濠洲聯邦はその功績においても世界の首位を占めるものゝ一つとなつてゐる。だが特徴的な點は、立法者が主として労働者の物質的狀態の保證、即ち労働賃銀、労働日、災害疾病保險、養老年金等々にその注意を集中して、特に労働保護について考慮してゐなかつた

と云ふことである。婦人労働者、幼年労働者の保護は極めて不十分な状態を繼續して來てゐた。直接出産後の婦人労働者が労働休止を許容されたのはニューサウスウェルス州、ウエスターンオーストラリア州において一九二五年以來、初めて行はれたほどである。

他の特徴的な點は、この労働者對策が労働者と企業家との協調により行はれ來つたことである。この點社會平和に貢獻して來たことは大きかつた。このことは、寧ろ強制的調停の古典的形式でもあつた。労働者は法律によつて規定されたところの明確に獨立化してゐる諸機關（會議・工場勤務者委員會）等を有たず、之に反して一系の混成的機關にその代表者を出してゐるのである。これら協調的混成機關は、重要なすべての労働問題を調整する。又、労働會議の緩和にも役立つてゐる。又、各州によつてその組織を異にしてはゐるが、労働問題を共に同じ取り上げてゐるのである。

だが、労働者の經濟生活は歐洲の労働者の状態に比べて良好だと言はれてゐる。前述の四箇の八の實施のみならず、労働立法には「労働者の標準的必要程度に賃銀を適應せしむること」と云ふ原則が確然と定められて居り、また賃銀調停機關によつて決定された最低賃銀率は、純粹労働者のみならず、家庭使用人に對しても満足な生活水準を保證してゐる。たゞ都

市においては、賃銀の騰貴から僅かに立遅れてゐるにすぎない。

かうした濠洲労働者の経済生活を安固せしめてゐるものは基本賃銀制とか限界的賃銀制とか云はれてゐるものによるものである。それは各州において法律により強固に規定されてゐる許りでなく、濠洲における最も重要な経済政策の一つでもあり、又、濠洲の経済循環を制約し被制約する最も重要な要因でもある。

基本賃銀制の創成は、元來、濠洲史のうちで、白濠主義運動その他に關與して、複雑な發展における重要々因なのであるが、基本賃銀制創成運動の最初に表面化されたときは一八九〇年にクイーンズランド州のサミュエル首相の提出した法律案にあつた。だが、之は通過せず一九〇七年に濠洲聯邦の調停仲裁々判所判事ビツキンスがハーヴスト事件として一般に知られてゐる州對州の労働爭議に關して、生活費を基準とする基本賃銀制の採用を決定した時に——長い闘争の後に成立し、法律的效果をもつに至つたのだつた。

そして、現在では、この調停仲裁々判所が經濟狀勢に従つて賃銀率を變更せしめる權限をもち、賃銀率に自動的調整と應變的修正を加へるやうになつて以來、全ての賃銀率の構造は現在では非常に柔軟性をもつやうになつてきてゐる。

たしかに、恐慌前頃から濠洲の結婚率その他の資料によれば、濠洲は非常に高度な生活水準を示してゐる。この頃からの英國・米國・濠洲の實質賃銀指數の動向は次表の通りであつた。三國の基準年度（一九二九年）の實質賃銀は殆んど同じだつた。

年 度	英本國	米 國	濠 洲
1929	100	100	100
1930	99	85	92
1931	92	73	82
1932	91	62	82
1933	94	65	87
1934	100	72	96
1935	103	76	95
1936	107	88	100

元來、如何なる場合でも、標準的な生活が單一であることも、又幾何圖のやうに並列的な場合もあり得ないことは當然で、複雑で多岐に亘つて規定してゐる基本賃銀の中から標準的な生活との關聯において代表的なものを抽出することは困難なことである。だが、聯邦政府の統計局では、熟練工・不熟練工を平

均化した成年男子賃銀労働者の週賃銀は四磅五志であり、それは妻と子供と自分自身とよりなる家庭を維持してゐる生活費だと計算してゐる。勿論この週賃銀は「限界的」賃銀ではなく労働者の所得額の幅はこの平均所得額を中心として大きく殊により以上の所得額の幅は大きい。この幅は確かに大きい、その所得者數の構成比率から見れば、英國其の他の國よりも

比較的に少ないのである。一九三三年の國勢調査（濠洲ではこれが最新なのだが）によれば年五千磅以上の賃銀所得者は僅かに四百五十人にすぎず、年千磅以上の者は一萬二千七百人にすぎないのである。尤も一九三三年は世界恐慌直後或ひは終期であるためその影響も多分にあるが、前記國勢調査報告書にもとづき濠洲の賃銀取得者の所得額別構成を見れば次の如くである。（尚、次表の賃銀取得者總數三、一五五、六二二人の内には四八一、〇四四人の登録失業者で政府から救済金を得てゐるものと二六三、〇六四人の恩給生活者が含まれてゐる）

無収入者	348,568人	11.4%
52磅以下	875,503	27.6
52—103磅	573,611	18.1
104—155磅	375,686	11.9
156—207磅	307,199	9.7
208—259磅	240,280	7.6
260磅以上	331,737	10.5
不明	103,339	3.2

即ち平均週四磅五志の賃銀以下のものは少く見積つて八〇%はゐる。

× × ×
ところで所謂、第一次産業における小數の労働者を除いて、全労働日を働いた労働者の限界的賃銀は基本

賃銀制により三磅九志から三磅一八志と規定されてゐる——嚴密に言へば、限界的賃銀とは一産業が成年労働者に合法的に支拂ひ得る最低賃銀を意味するのであり、従つて基本賃銀と

等しいか、それよりも高額のものでなければならぬのであるが、現在、濠洲ではこの區別はつけられてゐない。また、基本賃銀とは文明社會の常態的生活をなすに必要な生活費を基準として不熟練労働者に支拂はれる最低賃銀を意味してゐる。——そして、熟練工は更に二次的賃銀とか熟練料とか云はれてゐる僅かな、數段階に區分された逐次的賃銀を得てゐる。従つて、労働者は「積荷労働」のやうに一つ一つの段階を昇つて行かなければならない。それは調停仲裁々判所で緊縛された段階である。

この賃銀を固定化する結果として、熟練工は他の國の熟練工とは異り、寧ろ低目の賃銀しか得られないのである。反面、基本賃銀は寧ろ他國に比して高目なのである。

そして、この基本賃銀は「平均」によつて決定される。平均とは夫、妻及び子供一人か二人の「圖化」された家庭に當てはめた常態的生活費なのである。従つてこの圖化された基本賃銀が規格家庭以外の労働者の生活に狂ひの生ずることも止むを得ないだらう。ニューサウスウェルズ州のみが、このことの對策として家族手当制を採用してゐるが、それは一四歳以下の子供一人に對して年一三磅が與へられる程度のものである。

産業狀勢の審判に關する全ての、この面における複雑な組織は産業の公道を基礎としてそ

の平和を得んとするものと、濠洲人は基本賃銀制について言つてゐる。濠洲における経験では、例へば恐慌中或ひは回復後でもこの方法で成功したのだと言つてゐる。また、争議は現在でも起きてはゐるが、既に恐慌當時の苦惱はすぎ去つてゐるし、争議の論争點は、彼等の平均實質賃銀が他の一等國のそれに比し少し許り低いと云ふ點の不滿に基いた争議なのだとも言つてゐる。だが、この「産業の公道を基礎とした平和の策」も前述の悪循環に常に逢着しなければならなかつたのである。

このために濠洲の一政治家はかう言つたことがある。

「我々の労働者は他の大部分の國の労働者よりも高度の生活を享受してゐる。だが、このことは國際貿易の場合に、より低度の賃銀とより低度の労働條件とをもつてゐる國々が濠洲と競争するとき、濠洲は敗北しなければならぬ。この故に、我々と競争的立場に立つてゐる國々が、生活水準を高めやうとする一切の方策は我國にとつて物質的利益を増大せしめることになるだらう」と。

だが、この政治家の政策に對して濠洲の評論家はかう答へた。

「若しそれ以上の方策乃至理論がないとしても、そのためには、聯邦政府は完全に組織化

された労働者の國際的聯合機關と協力する時機の來るのを待たなければならぬだらう」と。
また、基本賃銀制は充分な生活の保證にまでは立ちいたつてはゐない。計畫されない經濟を基盤とした濠洲である限り無數の複雑な賃銀の基本を決定しても、尙、追いつき得ないものが残つてゐる。

シドニー大學の一教授はこの基本賃銀制が國是となつてゐる事情——白濠主義政策・保護關稅制・社會立法についてもさうであるが——について次のやうに言つた。

「一八四〇年、流刑の人々の移住が止んで引きつゞく自由移民の時代に金の發見や何かで一攫千金を夢みた人も多かつたが、またその當時の歐洲の社會不安から逃れ來た人々も多かつた。かう云ふ人々は當然に新しい自由と秩序との社會の建設を望んだ、殊に英本國のチャーチズム運動に敗れた人達は、この新しい大陸に理想の社會を建設しやうとしたのです。だから濠洲は建國の當初から、いはば彼らの描く新しい世界の實驗室として發足し、特に社會立法は産業の統制と並んで完備したわけですよ」と。

基本賃銀制で、賃銀水準が生産行程における限界生産者の収益力によつて決定されるのではなく、濠洲の自然的富源の上に築かれた一つの理念に相當する生活程度を實現することにおかれた理由である。

四、白濠主義と土地問題

(1) 白濠主義

濠洲は最初の植民から現在までに約七百萬の人口を得たにすぎない。

初期の移住者は囚徒・自由植民者・金鑛探掘者・補助移民等であつた。そして流刑囚人は本國の狩獵法及結社法、チャーチスト運動の關係者及び盜賊等の智能的・道德的犯罪人等が多く、免役後はこの地に土着し、結婚して濠洲人となつた。一八五〇年以後には自由移民が増大した。だが、尙、七百萬人にすぎない。

この尨大な領土に小數人口のみに限られてゐる所以は、前に繰り返し述べてゐる白濠主義に基くもので、この政策のために現在、總人口の約九八％はイギリス人、九九％が白人より成つてゐる。

白濠主義とは濠洲をして白人の爲にのみの領域たらしめんとする人種的排他政策である。この政策が制定された一九〇一年における事情から、一般にその理由と考へられてゐる要因とし

ては、即ち、人種的優越の觀念を輿論化せしめた要因は、有色労働者が白人労働者に比較してより低廉な賃銀を以て苛酷な労働に堪え得ること、即ちそれが白人労働者の脅威であること、白人労働者の移入の妨害たることであつた。そしてそれを成立せしめた副次的要因として根強い濠洲の民主々義的政治形態^{II}投票制にあることも見逃してはならないだらう。

この白濠主義即ち一九〇一年に制定された移民法によれば「官吏が指定する歐洲語のうち五〇語から成る文章を官吏の面前にて書き得ざるものは」入國を禁止すると云ふのであつて、しかも歐洲語は何國語と限定されてゐないから事實上の移入禁止と何等えらぶところがないのである。そして、現在では國策と迄に根強い政策として發展し、高度な文化生活を享有し得、享有し續けて來たのだつた。

(註) 移民制限法は一九〇五年の改正において、ヨーロッパ語或はその他の國語のうち、どの國語かの試験に合格することを要件として入國を許可すると云ふことになつた。これは即ち、政府をして好ましからざる入國希望者は何時でも撃退出來ると云ふことを仕組んだものである。かくて濠洲はぶしつけでない方法でアジア系移民を禁止して白濠政策を打ち建てることが出来た。また、日本に關する限り一九〇五年移民制限法を若干修正して日本の旅行者、商人、學生の濠洲入國は許可することに諒解が成立した。

一九四二年に濠洲への避難者増大とともに、應急対策として傳統政策たる白濠主義を中止し、支那人および歐亞人混血兒の入國を當分の間許可することに決定した。

尙、最近、歐亞人との混血兒は有色人種の範疇から除外された。(一九四二年一月一三日)

(2) 土地問題

濠洲の土地問題は歴史的に二つの發展段階を経てゐる。最初の段階は、植民の開始以來一九世紀末迄であつて、この時期に大土地所有が完成された。この大土地所有は、土地交付(一七八一—一八三一年)と土地賣却及放牧地借用免許(一八三二—一八九〇年)とによるもので、所有者は自治制度實施前の支配者たる將校士官及び英本國の資本家であつて、現在においても次表の様に巨大な土地所有者がある。

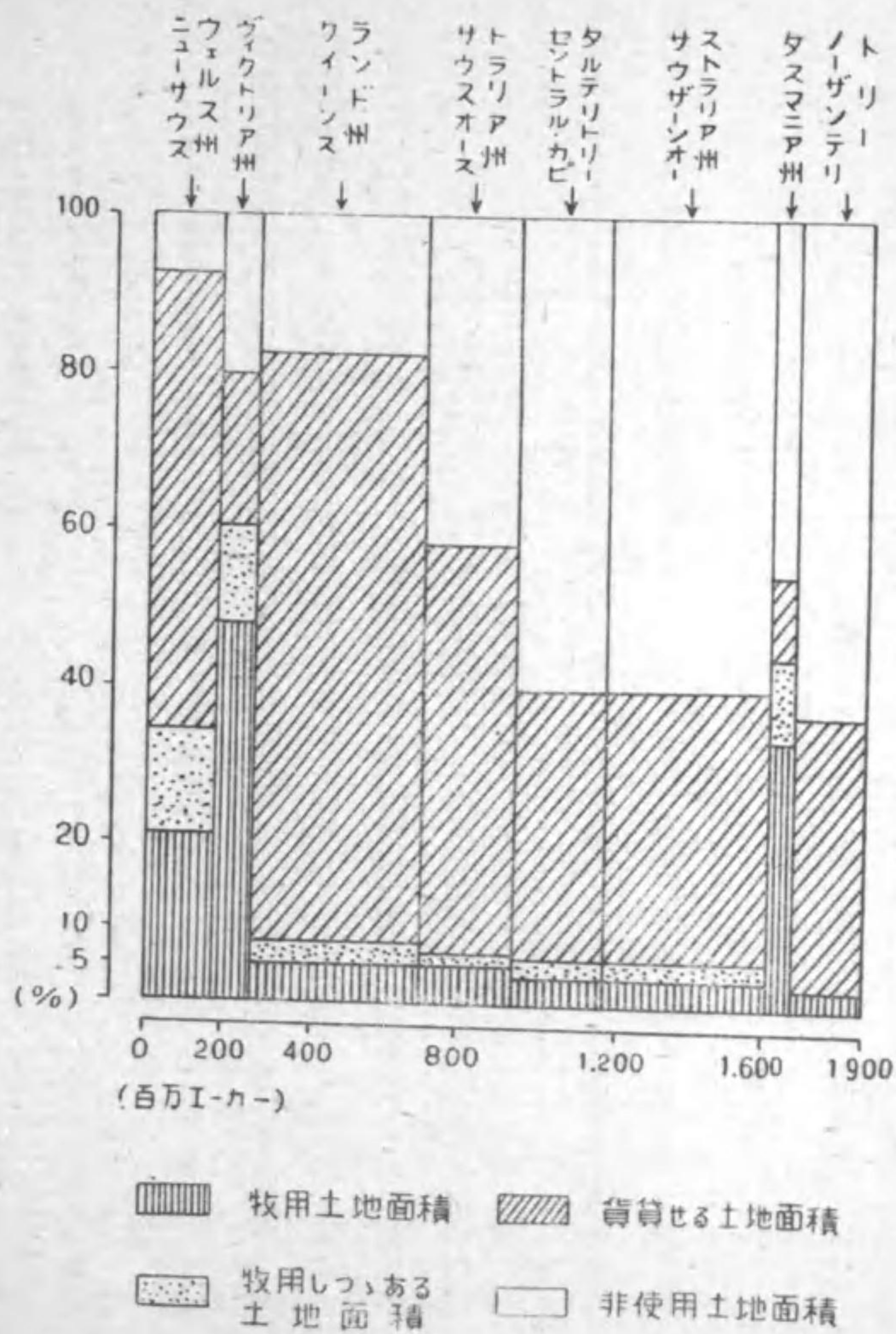
オーストラリア商業土地金融會社	百萬エーカー以上
オーストラリア羊毛會社	百萬エーカー
ポエトラ牧場會社	百萬エーカー以上
エルジーラ株式會社	百二〇萬エーカー
ニュージールランド・オーストラリア會社	百三〇萬エーカー

ジャニアニアン牧場會社	百二〇萬エーカー
ジャンドマ牧場會社	百一〇萬エーカー
ゴールドブリー・モート	百萬エーカー以上
オーストラリア農業株式會社	百萬エーカー

次の段階は都市における労働運動の發展と關聯してゐるのであつて、それは、農業労働者に反響を捲き起し、これら農民・労働者を地盤とする政治家をして小土地所有者を創設することを餘儀なからしめたものであつて、その主要政策は「稠密移住」政策であるが、この政策は大土地所有者をも參與せしめたのだつた。それは政府の土地買上により利鞘獲得が容易だつたからである。

現存する土地法規によれば土地所有を享有し得るものは濠洲に一年以上居住せる生來の英國臣民若しくはこれに歸化せる者である。二、三の州では、英語に堪能な個人に對し、三年—五年の間に歸化すべき義務を負はしめてその許可を與へてゐる。

公有地の一般的な配分状態は次の圖表の通りである。



公有地及びその管理は各州の限界内に於て「土地局」に屬してゐる。州を細分した各地方の耕地整理を指導しつゝある土地監督（州によつては、それは土地會議・土地委員・土地調訂委員等によつて行はれてゐる）は、土地局の管理するところで、これら諸機關は、土地の計算及び分類をなし、この分類の基礎の上に、土地の賃貸或ひは賣買の條件を決定するのである。この場合、直接的賣却方法と條件付賣却方法（年賦金等）賃貸及び特許によるものがある。土地を無報酬で、讓渡することは一九二二年以來廢止となつた。

一九二〇年における個人に對する
土地の賣却並びに賃貸（單位ヘクタール）

州	競賣による賣却	條件付賣却	賃借及び特許
ニューサウスウェルズ州	一、〇八七	七、四九九、九七二	四六、五五九、七三六
ヴィクトリア州	一、一七六	四一、五七六	五、五三三、四八五
クイーンズランド州	五八二	一二二、一九五	一、九四五、八四二
サウスオーストラリア州	二〇、六六〇	九、二七六	四八、〇五六、三七八
ウェスタンオーストラリア州	二〇〇	五二、一九九	七、七四七、九六〇

タスマニア州	四二	四一、三一	七五八、五一九
ノーザンテリトリー	一	一	五七、八八二、七二四

小農經營、特に稠密移民の發展に對する政府の奨励として次の様な範疇に屬する住民に土地の「特惠的」讓渡を行つた。

イ、第一次歐洲大戰參加兵士。その條件は割當耕地の賃借の第一年度の終りに土地の評價額の六・五%を拂込むことである。但し土地が灌漑され、また兩三年を通じてその所有者自身によつて耕地の灌漑が行はれる場合に限る。

(ロ) 農業勞働に従事することを希望せる勞働者。

以上の二範疇に屬するものは、五〇〇磅を超えざる限度において三二年の皆済期限を以て土地改良作業及び建築作業のための資金の貸付を受けることが出来る。

(ハ) 協同的原則に基き農業に従事しつゝある勞働共同團體、この場合には土地は二八年間無料で貸貸される。

(ニ) 植民村落。この場合土地は團體に永久貸貸の形で交付され、耕地は團體自身の手によつて配分される。

資料は古いが、一九二一年四月末迄に除隊兵士に貸貸せられた土地面積は二、〇二二、九五八ヘクタールで、また、その他の爾餘の三範疇に貸貸した土地面積は一、五九二、七七六ヘクタールであつた。

だが、事實、現在において、大土地所有者は、決してその勢力を喪失してはゐないのであつて、ニューサウスウェルス州においては、最近二〇年間に小土地所有者(五〇エーカー以下)の數は二八、一五五から一六、五五六に減少し、五萬エーカー以上の土地所有者も一四九から七一に減少した。反對にその數の増加したものは二萬エーカー以上五萬エーカー以下で二〇二より二二九に、一萬エーカー以上二萬エーカー以下が三五二より四八七に、等の狀況を示した。最も著しく増加したものは千エーカー以上五千エーカー以下(四、四六四から九、四六三に)五〇〇エーカー以上千エーカー以下(六、一〇五から一〇、七八九に)及び一〇〇エーカーから五〇〇エーカー以下(二〇、五〇四から二六、三七八に)であつた。同様なことはサウスオーストラリア州・ウエスタンオーストラリア州・タスマニア州においても見られるのである。たゞヴィクトリア州においてのみは小土地所有者數の激増(同期間内に七、五〇〇の増加)を示し、稠密移民が最も成功した唯一の州となつてゐる。

農民運動は、その言葉の本來の意義においては、濠洲には存在しない。前に述べたやうに（政治概況参照）民主々義國として、一方には農民黨の形において大小土地所有者と農業企業家とのプロツクが存在し、他方には小土地所有者の一部分と農業労働者とを包含する労働黨が存在してゐる。

五、軍隊と兵力

一九〇一年以前には、陸軍は六州各々別個に英本國から招聘した將校、下士官の下に、小軍隊があり、海軍は英國の小艦隊が濠洲と新西蘭とを防衛してゐたにすぎなかつた。一九一〇年に強制軍事教練制度と士官學校設立案とが聯邦議會を通過するに至つて、始めて自己の軍隊をもつやうになつたのである。

しかし、濠洲が眞剣に自己保安のために軍備擴張を實行し始めたのは比較的近年のことで、第二次歐洲大戰の直前からだつた。一九三七年末から、濠洲政府は戰時國防四ヶ年計畫を開始した。更に三八年四月からは逐加的な三ヶ年國防計畫を並行せしめた。トライバル級驅逐艦三隻の建造、米國ロツクヒード、ハドソン爆撃機百臺の購入、陸軍の機械化に百五十萬磅を投ず

ること等が計畫の主たるもので、一九四〇年末の議會で成立した軍事豫算は總豫算三億二千二百萬磅のうち、二億二百萬磅があてられた。

ところで、濠洲の現有陸軍兵力は海外派遣軍二十萬と國土防衛軍二十五萬とよりなつてゐる。三年前には僅かに四萬五千の常備軍しかなかつたのである。この急激な増大のために新兵は六ヶ月の訓練により行はれてゐると云はれ、一方將校下士官の不足をつけてゐるのもやむを得ないだらう。濠洲人口のうち約九十八萬二千人が壯丁の數であると言はれる。合計五十萬の兵は（更に六十萬たらしめんと陸相は聲明してゐる）所謂人的資源の不足の問題にも逢着する。機械化兵團の増強の企圖も未だ充分に具現されてはゐないやうである。

濠洲海軍も未だ微弱である。傳統的に英國海軍に依存して來た濠洲海軍は、戰艦を一隻もちたいと云ふ多年の念願さへも未だに實現せず、總トン數六萬トン程度と見積られてゐる。すなはち、一萬トン級巡洋艦二隻（オーストラリア號・キャンベラ號）輕巡洋艦五隻、驅逐艦十隻、砲艦二隻、掃海艇若干で、このほか、最近、總計百三十六隻の商船を武装し、新たに五十隻の掃海艇を建造中であると云ふ。

だが、空軍の發達は他に比して大きいやうである。政府もその補強に最も重點をおき、現有

勢力は第二次歐洲大戰前の廿倍に増大したと誇示してゐる。もつとも、ドイツ兵のポーランド進駐當時にやつと練習機の生産をはじめた程度とも言はれてゐる。だが最近では米國系のロツクヒードおよびダグラスの製作を主とするほか、ハドソン爆撃機、フェアリー戦闘爆撃機等も製作してゐる。また、一九三二年には僅か三十二臺の第一線機しかもたなかつた濠洲空軍も三九年には三百十一臺となり、現在では、メルボルンやシドニーの飛行機工場が各數十の分工場を統轄して各工場の日當り生産機數は一臺乃至二臺と言はれてゐるし、また、最近は英本國及び米國から數百臺の軍用機が到着してゐるから濠空軍の現有勢力は相當多數に達してゐると見られてゐる。なほ一九四〇年八月にクイーンズランド州に工費四百五十萬磅で練習機用飛行場、航空訓練學校、徴兵本部、航空技術學校等からなる航空訓練の中心地が創設されてゐる。

濠洲の軍需品生産力は、第二次世界大戰前に比較すれば數十倍に飛躍したことは注目さるべきであらう。即ち、彈藥生産量は十五倍、爆彈生産量は二十五倍、小銃生産量は十五倍、小銃用彈藥生産量は二百倍に増加し、政府當局は現在の濠洲軍需生産力はインドを凌ぎ、カナダとともに英帝國の大兵器廠であると誇稱してゐる。軍需工場労働者の總數は現在十五萬人であると見積られてゐる。

だが、右のやうな陸海空軍の國防力はなほ微弱と言はなければならず、第二次歐洲大戰・大東亞戰爭の進展とともに、また、英本國との連絡の困難性の増大とともに、米國依存傾向を増し、次の如き米濠協定の成立を見たと報ぜられてゐる。

- (一) 米國は濠洲の防衛を保證する。
- (二) 濠洲政府は濠洲本土及びオーストラリア諸島に米國守備隊の駐屯を認め、同時に海空軍基地を提供する。

(三) ポート・ダーウィンの海軍根據地を米海軍に讓渡する。

x x x

實にカーティン労働黨領袖(現首相)はすでに早く一九三六年十一月に次のやうに言つてゐる。「極東の諸國が濠洲の基本政策——白濠主義のごとき——の廢棄を求めんとするならばそれはイギリスが歐洲戰爭に捲きこまれるか或ひは捲きこまれる危険ある場合に行はれる可能性が多い。本國政府はこの場合、濠洲支援のため、その艦隊の相當部分を極東に派遣することを許すだらうか。濠洲が、その國防をイギリス本國政治家の軍隊派遣權限に依據することは餘りにも危険な冒険である」と述べ、イギリスがその海軍力をもつて濠洲を援助する能力に對し確信を

缺いた労働黨は「自ら恃む政策」の要を説き、濠洲は海軍よりも空軍を強化すべきだと強調したのである。

現在の労働黨治下の濠洲が、「自ら恃む」力を養ひ得ずに米國依存傾向の途を歩みつゝあるのも、また、止むを得ないのかも知れない。

六、國民教育・圖書館・博物館

(1) 國民教育

國民教育は悉く個々の州（地方國民教育局）の管理するところとなつてゐる。

學校政策の目的は主として一般初等教育及び技術教育の確保におかれてゐる。官立學校の殆んど大部分は初等學校か又は工業學校である。

聯邦州全部に亘る官立初等學校數は九、四四五校、教員數二六、一二〇名、生徒數八一九、〇四三名で、平均一校當り生徒數は八七名、教員一人當り生徒數は三一名である。

初等教育は七歳から一四歳迄の小供に對して義務的に無報酬で行はれる。住民の稀薄な地方

では初等教育を実施するために農場から農場へと移動してゆく「巡回教育」がおかれてゐる。これらの故に、成年人口の文盲人口のパーセントは極めて僅少である。

國立學校—これは必ずしも宗教的ではないが、個人的な學校であり、その數も多い。例へばニューサウスウェルス州では生徒數六五、二二二名を有する六八一の個人學校であり、ヴィクトリア州では生徒數六四、一九五名を有する四八九の個人學校である—は大多數が、諸種の宗教の僧正會、主としてローマン・カトリック教の僧侶の管理するところとなつてゐる。

だが、中等程度の官立學校の數が極めて少く（ニューサウスウェルス州では僅かに二八校、クイーンズランド州では一校、サウスオーストラリア州では二三校等々である）且つ又高等程度の學校は主として個人學校であつたために、その個人的宗教の影響が、中等校以上の教育において特に強く顯はれてゐる。英國に倣つてゐるところの、ニューサウスウェルス州及びヴィクトリア州の綜合大學に附屬してゐる高等學校は明白に宗教的性質を帯びてゐる。このうちカレツチ二校は英國々教徒に屬し、二校は長老教會派教徒に、二校はメソヂスト教徒に、そして他の二校はカトリック教徒に屬してゐる。

綜合大學としてはシドニー大學（生徒數三千人）メルボルン大學（生徒數二千五百人）が最

古にして且つ最大の大學である。その他の大學の聴講者数は少ない。高等工業學校には、シドニーの工業學校、バララツトの鑛山學校、アデレードの鑛業學校、同地の工藝學校等がある。下級工學校の数は州において一七校から二五校の間を動いてをり、夜間工業學校の制度が廣く發達してゐる。

學校數	教師數	生徒數
州立小學校	一〇、〇九七	三三、七六二
私立小學校	一、八〇六	九、九九五
大學校	六	七〇三
工業學校	二、一五〇	一、九五三
實業學校	七〇	四二三
		一六、六六九

(1)うち講師は五六六人にのぼつてゐる。

(註) ノーザンテリトリのヘルマンズブルグミツションステーションでは(私立小學校)土人或ひは混血兒の教育を行つてゐる。

X X X

シドニーの中央停車場の横を西へジョーシ街西をゆくこと暫くで清潔なシドニー大學の構内

に入る。シドニー自體が美しい街であるが、大學は殊に美しい。教授三十二名、準教授、助教十名、講師一八三名、學生二千七百名、州政府の豫算七萬四千磅位の大學である。その中央の塔には鐘樓がある。一九二八年のアンザック記念日に始めて鳴らされたこの鐘は、六十二の鐘の集りからなり、四オクターブの音程が鳴り響く世界最大の、そして最も美しい響をもつた鐘である。

もの靜かで美しい大學である。——他の大學、メルボルン大學(一八五三年創立)アデレード大學(一八七四年創立)ブリスベイン大學(一九一一年創立)タスマニア大學(一八九三年創立)ウエスタンオーストラリア大學(一九一三年)の各大學もいづれもの靜かで美しい大學と言はれる。

(2) 圖書館及び博物館

圖書館の設備は七百萬卷を藏して居り、これらの書物は一、八〇〇(概算)の圖書館に配置されてゐる。各州のすべての大都市(シドニー・メルボルン・ブリスベイン・アデレード・ホバート)には設備の完全な公衆圖書館がある。最も秀でたものはメルボルン圖書館で、シドニ

1のミツチエル図書館は特に濠洲に關する文獻を一〇萬卷以上藏してゐる。

最も圖書館數の多い州はニューサウスウェルス州及びヴィクトリア州であり、最も少い州はタスマニア州及びノーザンテリトリーである。

博物館には、シドニーには一八三六年に創立せられた民族學及び動物學に關するオーストラリア博物館、農林博物館、礦物地質博物館、ニコルス古代博物館、マツクレイ博物學博物館、病理解剖學博物館(大學附屬)植物標本室及び植物學博物館(シドニー植物園附屬)工學博物館(各都市に六支部を有してゐる)があり、メルボルンには國民博物館(民族學・地質學・博物學)國民工藝博物館、産業工學博物館、植物學博物館(植物園附屬)及び州立鑛山學校附屬の鑛業博物館がある。クイーンズランド州には、州立博物館、ブリベンとタウンズヴィルに支部を有する地質博物館があり、サウスオーストラリア州には博物館及び繪畫陳列館がある。タスマニア州にはホバートにタスマニア博物館、ラウンセストンにヴィクトリー博物館がある。

七、原住民民族

濠洲に住む原住民は、馬來・蘭印・比島等とは異り、勞働力としても、商取引の對象として

も歐人社會の機構の中にもはいりこむことなく、自己の社會と自己の生活を固守してゐる原住民である。人種學的な興趣が殘されてゐるにすぎない。また、その數も、英人植民當初の原住民虐殺(歴史年表參照)等のために激減してゐる。

原住民は大別して二種とするを普通とするやうである。大陸に住む原住民とタスマニアに住む原住民とである。言語學的にもタスマニア語は全くの孤立語である。

オーストラリア土人は多くの原始的特質を有ち、生活様式は舊石器時代のそれである。豊富な神話をもつてゐるが、數字の觀念に乏しく、三以上の數をもたない。インドの土人やカナツク族やネグロと同様な型式の籐繩の助けを借りて容易に樹上に攀ち上つてゐる。奥地では、今尙、柔木と堅木と擦り合はせて火を作る原始的なマツカテイラが行はれてゐる。病氣に對しては魔術者がをり、彼等の裝飾は鼻隔壁に木枝、骨類を貫いたり、皮膚に疵痕をつけたりする簡單なものである。彼等の武器はブーメラング或ひは槍であり、彼等の墓地は幼稚な人の形の畫かれた壁を有つたものであるが、そこには樹上にさらされた死體の肉がなくなつた時に入れられるものである。また、かれ等は代表的な狩獵民族で、一切の家畜飼育方法を知らない。果實の採集、野生植物の根の採掘等は女の仕事で、ピツリの葉を咬むことは廣く行はれてゐるが、

酒は未だ知らない。そして、原住民の多くは自然の岩壁の下に住み、或は葉のついた枝で造つた小屋——半圓形或ひは半卵形で屋根は極めて低い——に住んでゐる。そして彼等の言語は漆着語で、マレー人やバプア人が接頭語をつけるに反し、語形は接尾語をつけることによつて作られてゐる。また、身振言葉が發達し、特に部族間では表意的な通信が行はれてゐる。また、その結婚習俗は人類學者のよく例證するもので群團婚、個人婚の兩様がある。そして母系繼承である。また成年式は最も宗教化されてゐる。

このやうな断片的な例に見られるやうな生活・性質をもつてゐるオーストラリア土人の體質的特徴は、濃いチヨコレート色の肌、身長平均一・六七メートル、縮毛或は波状毛の毛髪、狭長な狭頭（示數は生態において七四・五、頭骨において七一・二を示してゐる）扁廣な鼻、凹んだ鼻梁、深く薄い鼻根、厚く凸出してゐる唇、小さな頭蓋容量等が掲げられ得やう。

純粹なタスマニア原住民は一九世紀後半に絶滅して終つた。現在残つてゐるのは雜種のみである。その體質・文化はオーストラリア土人と全く異り、寧ろメラネシヤに近似してゐる。だが、言語はメラネシヤ語とも縁遠く漆着語で、接頭語と接尾語とをもつてゐる。身長は一・六六メートルで顔は斜顔、頭型指數は七六乃至七七を示し、鼻は扁廣、毛髪は彎狀毛で、頭蓋容

量は男一三〇〇立方糎、女一一〇〇立方糎である。

東京外語の大谷教授が昭和十五年に南方を旅された時の旅行記（『南方共榮圈』三省堂發行）のなかに、濠洲について豊富な觀察を下されてゐるが、原住民について次のやうな體驗・觀察記を書かれてゐる。

「あこがれの濠洲大陸、いかに風光は明るく、人は美しきかと、胸おどらせて上陸したポトダイインで、我々の最初に見たものは肌の色は煤色に黒く、上肢下肢は軀幹とは不均り合ひに長く瘠せ、鼻はひしやげ、頭髮は長くぢれた、身に一物をまとはぬ人間であつた。そのときまで見て來た南海の土民らはカナカでもチャムロでもモルツカス諸島のマレー土人でも、ブキス人でも、とに角骨格は確つかりしてをり、鼻目は秀麗であつた。……またその文化も、今は滅びたとはいへ、何程かのを千年の昔には残したのである。しかるにこの濠洲土人は——フレスムン——叢人濠洲土人の、曠野の友は何だらう。いふまでもないカンガルである。」「私はカンガルを抱いた土人を何回か見た。」「彼等は一望際限なき大草原で」「石は風にさらされ砂となり、礫のかけに可憐なバラキリアの花が咲いてゐる」ところの「カンガルが群れ飛び」

「稀に見るガムの樹、ユーカリの樹に、可愛い、尾のない動物コアラ・ワラビーがきよとんとした眼で人を眺めてゐる」内奥地で「數週間、いや數ヶ月も蹄り狂つてゐる、そのあたりに草の根、木の實、とんぼ、蝶々、蛇、カンガルーの肉、鼠など、彼らの日常の喰べ物がなくなつて次の土地へ移り住むまでは蹄り狂つてゐると案内の土人がきかせてくれた。」

「眠れぬまゝに想ひ浮ぶ、先日グーイン滞在中に州長官の好意で奥地へ四五十哩、野牛の悠々たる草野に車を驅つたとき、一陣の風とともに、草叢の蔭から飛び出したカンガルーの群、そのあとから手槍を提げもつて飛び出した凄^{フツシヤン}い叢人の姿。あゝ私は、何と面白い然し凄まじい土地に居るのだらう。生き残つた最後の純血タスマニア人、ツルカニが、「妾を山の蔭に葬つて」との言葉を残して一八七六年五月八日、哀れ呼吸をひきとつた。その切なる願ひにもかゝらず彼の女の骨骸はいまホバートの博物館に陳列されてゐる。そしてそれと同時に世界の原人タスマニア人は絶えた。濠洲聯邦および各州政府は濠洲の各地に強制收容地を作つて、市の周圍に住む土人を收容してゐる。然しそれは文字通り收容であつて、その保護、教化は全く各種傳導團體に任せられてゐる——のみならず、中央濠洲、北濠洲にはまだ凶惡極まる土人も野犬の如く彷徨してゐる。」

【附】 歴史年表

A 創成期

1788年 最初の英國船隊のボタニー灣への到達。一月二六日ポートジャクソンを占領し、グレートブリテン植民地としてのオーストラリア（ニューサウスウェルス）の公式宣言が行はれ、最初の小麦播種、最初の葡萄栽培が行はれた。

（註）濠洲發見の歴史は一五世紀に始るが英人の最初の到達は一七七〇年のキャプテンタツクの探検旅行によつてであり、植民史の第一歩はアーサーフィリップがこの年（一七八八年）に七五〇名の囚人と糧食とをもつて上陸した時に始まる。この食糧と囚人とをもつてこの新しい流刑地が總督軍人の絶対專制政治の下に英國植民地として宣言されたのである。

1790年 第二回船隊の到達。濠洲大陸の探検始まる。翌年には最初の濠洲地圖が出版された。

1791年 第三回船隊の到達。

1793年 最初の自由移民の到達。

1794年 マックアーサー、ベンガルの羊を移入す。

1795年 シドニーに最初の印刷機械が据へ付けらる。

1796年 ニューキヤツスルにおける炭層の発見。

1797年 最初のメリノ種羊を南阿より輸入。

(註) 退役軍人マックアーサーによる輸入で、その牧場はラウンセストンに開設され、濠洲牧羊業、濠洲産業の端初となる。

1803年 タスマニア州に牧羊開始。この年、英本國に濠毛輸出を開始す。また、シドニーにはシドニー新報が発刊さる。

1804年 總督キングの無方針な土地賦與政策行はれ、移住地制限さる。

1812年 ニューサウスウェルスおよびタスマニアに大旱魃。

1813年 武装せる山賊 Bushranger の盜・掠奪が横行し社會不安を現出す。

(註) Bushranger とは囚人その他粗野な白人で奥地に逃げ込み原始的生活を営む者と呼ぶ。

1814年 民事法廷の開設。

1815年 ブルーマウンティンの突破。

(註) それは従來の分水嶺以東の海岸地帯に限られてゐた移民であつたのだが、この突破により豊富な自生牧草の密生する果しない牧野を発見し、牧畜業・農業の發展のための基底をなした。この新地に對しマックウヰリー總督は放膽な土地賦與政策を採つた。

シドニーにおける最初の蒸汽機關の設置。

タスマニアへの最初の自由移民の到達。

(註) この頃より牧場經營に權利なくして未開地・官有地に定住する放牧地借用人たる Squatter なる階層が生ず。(大體一八一五年より二五年頃迄存在す)

1817年 羊毛を中心とする急速な商業的活動に應じてシドニーにニューサウスウェルス銀行が設立される。

オックスレイの探検隊出發(二〇年にヂョーヂ湖に達す)

1820年 羊毛輸出高一萬封度。農業耕作地三五萬エーカーに達す。

タスマニアに於てマックアーサー牧場からの種羊の輸入により羊の改良が行はれた。

1823年 立法參議院・刑事法廷の開設。

(註) 總督絶對專制政治に對する積極的制限である(消極的制限は一八一四年の民事法廷の開設)が、尙、立法參議院の議員は總督の指名によつた。

1824年 立法參議院の議員の一部が民選制となる。

ニューサウスウェルスは英國王の植民地と宣言され、上級裁判所の設置、陪審裁判の施行、出版の自由が宣言さる。

現在のクイーンズランド州に第一回の植民が行はれる。

1825年 タスマニアがニューサウスウェルスから分離し、英本國の獨立的植民地として宣言され、總督制が布かる。

Van Diemen's Land Co. 及 Australian Agricultural Co. が設立さる。

1826年 ウェスタンオーストラリアへの最初の軍事的移民(屯田兵制)が行はる。タスマニアにて牛が飼育され初める。

この頃より一八三九年迄、土地ブームが発生し引續き金融恐慌を惹起す。

1827年 カニングハム探検隊がブリスベーン以西の沃野ダーリングダウンを發見。

1828年 第一回国勢調査。

最初の棉花播種。

新憲法定さる。

1829年 「ニューサウスウェルスに關する條令」の公布。

イギリスはオーストラリア全土の領有を公告す。

ウェスタンオーストラリアは獨立植民地として總督治下に設立さる。

(註) 「條令」は植民地條件の特殊性が容認し得る限りに於て全ての英本國法の適要を受くべしと規定せるものであつた。

1830年 パサースト、ブリスベーンに於ける流刑囚の暴動。土人の蜂起。(この時、土人の大半が絶滅する)

羊毛輸出高は三百五〇萬封度に達す。

(註) 「一八三〇年代」は牧畜業者、官吏、退役軍人、ロンドン商人等による第一次土地投機時代である。この當時の土地獲得は警察権不備な當時に銃彈による匪賊的土地獲得方法より土地占有であり銃彈による土地維持であつた。

1832年 一八三二―三四年に亘りニューサウスウェルス州において大量の土地賣却が行は

れる。土地賣却費は移民誘致費にあてらる。

最初の牛展覽會がひらかる。

1834年 サウスオーストラリア州が獨立の植民地として總督治下に設立さる。

ビンジャラにて土人に對する苛酷極まる彈壓が行はれる。

1835年 メルボルン市の創立。

ウエスタンオーストラリアに於ては、スワンリヴァーの發見と共に、共同の利益のために Western Australian Association が設立さる。

(註) この頃から四〇年にかけて沃野の發見とともに多くの牛・羊の牧場が設定さる。

1839年 サウスオーストラリアにおける土地拂下は第二次ブームを惹起す。

クライド河谿谷に金鑛發見さる。

ニューサウスウェルス州に早魃あり。

1840年 ニューサウスウェルス州への囚人送付は中止され、流刑地はタスマニア州に限定さる。

(註) この年、前年來の無制限な土地投機並に過度の價格膨脹・早魃等のために金融恐慌を惹起す。

この年における家畜頭数は馬八八、二四五頭、牛一、一六二、一七四頭、羊五、五二二、六四三頭で、耕作面積は五十萬エーカーに達してゐる。

1841年 ニュージールランドの分離。

ヘンリー・オブライエンは恐慌對策の一としてタロー生産を創む。(タロー生産工場は一八

四四年には四四工場を數へた)

1842年 カボンダに於ける銅の發見。

立法評議會の強化。破産法の成立。

1843年 ニューサウスウェルスの植民地立法機關において代議制原則を部分的に實施す。

1845年 パラーにおける銅の發見。

1846年 グラッドストーンの提案によりニューサウスウェルスへの流刑の復活。

1847年 ニューサウスウェルス・ウエスタンオーストラリア其の他の王領地の賃貸に關する法律の制定。

製鐵工業の開始。

1848年 ニューサウスウェルス州における支那人契約移民の殺到。

チャンピオン灣における銅及び鉛の發見。
肉取引恐慌は底をつく。

B 確立期 (一)

1850年 濠洲大陸への流刑の決定的廢止。
最初の鐵道線の開通。

1851年 ニューサウスウェルスに最初の電信が設立さる。
ヴィクトリア州が獨立植民地として總督治下に設立さる。
この年、一系列の金産地が發見さる。

(註) この頃からゴールド・ラッシュが開始され、それは勞働力不足のこの地の諸企業に活を與へるとともに、他方、低賃銀勞働者たる有色人勞働者と歐人勞働者との對立を生み始める。
他方、家畜改良が大量に行はる。

亦、この頃から家畜飼育様式に變化を來し、所謂 *Long fence* と *Dingo* 犬とによる飼育形態が一般化し、それとともに、市場組織も從來の委託販賣制から競賣制へと轉化し始めた。その各州に於ける轉化期は次の如くである。

ヴィクトリア州

1850年頃から

ニューサウスウェルス州

1860年頃から

クイーンズランド州

1870年頃から

ウェスタンオーストラリア州

1880年頃から

1853年 タスマニア州への流刑の廢止。

1854年 低賃銀有色人勞働者に端を發するバララット金鑛山における暴動。

(註) 一八五五―五七年に亘り四植民地に責任内閣設立さる。

1855年 最初の排支立法の設定。

1856年 ヴィクトリア州及びニューサウスウェルス州に投票制度が設定さる。

1859年 クイーンズランド州が獨立の植民地なりと宣言せられる。

海定電線の敷設。

1861年 金鑛地帯における支那人の虐殺が大量に行はれる。支那移民の規整。

(註) ニューサウスウェルス州において發布されたロバートソン土地法は民主々義者對牧羊者ニ大土地所有者との争ひの端緒となる。

1862年 教會に對する國家の補助金の廢止。

1866年 ニューサウスウェルス州における國民學校法の制定。

(註) クイーンズランド州に端を發した金融恐慌は、肉生産、タロー生産の發展をうながした。

1867年 ヴィクトリア州において最初の保護關稅が實施せられる。

1870年 イギリス本國兵の濠洲よりの撤退。

(註) この頃より副業的地位にあつた畜産業が單一的に經營され始める。

1871年 ニューサウスウェルス州において、常備軍が創設される。

保護關稅が引き上げられる。

(註) 一八七三—八三年に亘つて「聯邦」創立に關する各州間の商議が行はれる。

1874年 ニューサウスウェルス州において、新議會法の制定を見る。

1875年 サウスオーストラリア州において、初等義務教育が實施さる。

1877年 ビーコンスフィールドにおける豊富な石英金屬の發見。

1878年 海員の同盟罷業。

「暗黒の水曜日」と云はれるヴィクトリア州における一般使用人の大量的解雇が行はれる。

勞資の對立激化す。

1879年 各州勞働組合の聯合會議開かる。

1881年 支那移民に對する新しい制度。最初のオーストラリア全州に亘る國勢調査行はる。總人口二、二五〇、一九四人。

冷凍綿羊肉の輸送の開始。羊毛の輸出量は百萬俵に達す。

(註) 一八八〇—八九年代は羊毛價格の低落期であつた。

1883年 ブロックンヒルにおける銀の發見。

帝國政府より抗議を醸したるクイーンズランドへのニューギニアの併合行はる。

1884年 ニューギニアは英常國の保護の下に在りとの宣言行はれる。ドイツはニューギニアを併合し、イギリスはパプアを併合す。

濠洲の「聯邦制」に關する法律案はヴィクトリア州においては承認せられたが、ニューサウスウェルス州においては拒否せられた。

1885年 聯邦會議の開催。

1886年 ニューサウスウェルス州における産業の不況。

一月二六日、ホバートにおいて第一回聯邦會議開かる。

1887年 バリー炭坑における大惨事。

ロンドンにおけるオーストラリア會議。オーストラリア海軍に関する法律が討議さる。

1888年 支那移民の制限に関する法律が發布さる。

シドニーにおいては支那移民の問題に関するオーストラリア聯合會議が開催さる。
帝國の防衛に關する法律の承認。

1890年 ブロークンヒルにおける同盟罷業。

海員及び羊毛の剪毛に従事する労働者の同盟罷業。

メルボルンにおけるオーストラリア聯邦會議。

1891年 ニューサウスウェルズ州の州議會における最初の労働者代議員の選出。

オーストラリア救援分艦隊の到着。

ニューサウスウェルズ州における移住に對する政府補助金の廢止。

マーチソンにおける金の發見。

シドニーにおける聯邦會議。

第二回オーストラリア全國々勢調査。

1892年 ブロークンヒルにおける鑛山労働者の同盟罷業。

1893年 ニューサウスウェルズ州において、新選舉法制定さる。

銀行恐慌。

1894年 ニューサウスウェルズ州における羊毛の剪毛に従事する労働者の同盟罷業。

經濟不況深まる。

1895年 ニューサウスウェルズ州における王室御料地に關する新法の制定。

ニューサウスウェルズ州において地租並に所得稅徵收し始む。

1896年 バサーストにおける國民聯邦會議。

1897年 濠洲北部に地震・颶風あり、パーマーストン市は崩壊す。

1898-1900年 シドニー、メルボルン及びアデレードにおいて聯邦會議開催さる。

1898年 小麦輸出の開始。

ニューサウスウェルズ・タスマニア・サウスオーストラリアにおける「聯邦憲法」案に對する投票を行ふ。だが、ニューサウスウェルズ州においては、法律案は必要投票數を得ることを得なかつた。

1899年 サウスアフリカの戦場に對してオーストラリア陸軍一部を派遣す。

「聯邦憲法」に關する法律案の修正問題に關して、メルボルン市に各州内閣の首相會議を開催。憲法は、ニューサウスウェルス・ヴィクトリア・クイーンズランド・サウスオーストラリア・タスマニアの各州における國民投票により採擇せられる。

C 確立期 (一)

1900年 七月九日、「聯邦憲法」は英國王によつて批准せられる。最初の聯邦内閣の組織(バートンによる)

支那に對して海軍の一部を派遣。

1901年 シドニーにおけるオーストラリア聯邦の宣布。メルボルンにおける第一回聯邦議會の開催。

全國同一日における國勢調査の實施。

各州間の自由貿易の確立。

1902年 マウントケムブラー炭坑の爆發。最初の聯邦關稅々率の決定。

稀有の大旱魃あり。

1903年 鐵道同盟罷業行はる。

1905年 オーストラリアへの移民に對する政府補助金制度の復活。

1906年 最初の無線電信局設置さる。

1907年 ロンドンにおける英帝國會議開かる。

新關稅の實施。

1908年 濠洲聯邦政府の首府としてカンベラが選ばれる。

1909年 ブロックンヒル及びニューキャッスルにおける鑛山労働者の同盟罷業。

ロンドンにおいて英帝國々防會議開かる。

オーストラリア聯邦は海軍艦隊の建造に着手す。

1910年 オーストラリア聯邦における最初の紙幣の發行。

1911年 最初の全聯邦國勢調査。

ノーザンテリトリーの聯邦への併合。

義務的軍事訓練の實施。

獨占及び産業に関する二法律案についての聯邦國民投票を行ふ。二法律案ともに拒否せらる。

1912年 聯邦銀行の開設。

1914年 聯邦議會の再度に亘る解散。

オーストラリア、第一次世界大戰に参加す。

太平洋におけるドイツの植民地はオーストラリアの武力によつて占領せらる。

1915年 聯邦中央政府の全權擴張に関する法律案は國民投票によつてせられる。
海軍省の創設。

1916年 未曾有の小麥收穫。一八〇百萬ブツシエルに達す。

特別募兵制運動の實行。兵役に関する法律案は國民投票によつて拒否せらる。

オーストラリア軍隊のヨーロッパへの輸送。

オーストラリア産羊毛を英國政府で買上ぐ。

1917年 國民内閣の組織。

強制兵役義務に関する第二回の國民投票行はる。

總同盟罷業行はる。

1918年 移民省の創設。

アメリカ合衆國によるオーストラリア獨立政府の確認。

平和會議におけるオーストラリア代表としてのヒューズ首相、歐米旅行にたつ。

1919年 海員の同盟罷業。ブロークンヒルにおける鑛山労働者の同盟罷業。

1920年 平和時における第二回公債、二六、六一三、〇〇〇磅發行さる。

1921年 ロンドン會議における英帝國會議へヒューズ首相出席。

第二回全オーストラリア聯邦國勢調査。

ドイツ賠償金におけるオーストラリアの割當額決定。

ワシントンにおける軍備縮少會議に對するオーストラリアの参加。

マウントマリガン炭坑に於ける大慘事。

太平洋におけるドイツ領植民地の一部は、委任統治地となる。

羊毛價格の大暴落を見る。

第二編 新西蘭

面積 約十萬平方哩

人口 約百五十萬人(密度一平方哩當り十五人)原住民マオリ人の數は現在七萬人

首府 ウェリントン(人口十三萬人)

都市 北島||ウェリントン・オークランド(人口二十萬人)・ティムス・ギスボルン・ワン

ガニー・南島||ネルソン・ウエストポートグレイマウス・クライストチャーチ・テイ

マル・オーマル・ダンデイン・インヴァーカール

新西蘭は、濠洲大陸の東南千二百哩の彼方に横たはる北島(ウェリントンとオークランド市がある)と南島(クライストチャーチ市がある)とより成つてゐる。其處には雪に覆はれた山や冷たい湖沼があらうと誰が豫期し得やうか。豊富な温泉地とともに、登山がヨーロッパやカ

ナグと同様に盛んで、人々はスキーに行き、實際あらゆる點で娛樂を求める人の樂園であることを知つてゐる人はヨーロッパにもアジアにも非常に少い。鱒も鮭も、八〇封度もある魚が捕れる。島は鹿、麋、孔雀其他狩獵向の獸が充満してゐる。

一、小史

新西蘭の原住民族は、濠洲とは異り、相當程度の文化をもつたマオリ族であつた。元來マオリ族は人種的には一のボルネシア種族に屬し、カナカ族に近似してゐるが、溫暖な氣候の下に既に詩情豊かな各種の神話傳説、彫刻入墨等に見られる様に、彼等の文化的能力は他世界と全然孤立して獨自の發達を來して居たことが明らかである。だが、農耕民族である彼等は、従つて、自然現象を神として尊崇し、各種族は別れて自己の勢力範圍には嚴格なタブーをもつてゐたが故に、生活は必ずしも平和ではなく、その性格も寧ろ好戰的で、捕虜人肉を食ふ蠻習を持つてゐた。

英國人の發見當初にはマオリ族は南北兩島に約十萬人、彼等は南島をテ・ウアイ・ボウチム(綠玉石の意)北島をテ・イカ・ア・マウイ(マウイの魚の意)と呼んでゐたのである。

新西蘭は一六四二年一月三日に當時、和蘭の航海王と呼ばれてゐたタスマンに始めて發見されたのだつた。だが、その後百二〇年の永きに亙つて抛棄されてゐたのであるが、一七六九年に英人クックがタヒチ島より西航して東海岸に至り歐人最初の足跡を印したのである。だが、新西蘭に植民と稱すべきものが開始されたのは一八一四年であつて、同年一月既にシドニーに植民してゐるマースデン、ケンダル一行が宣教師、勞働者、家畜を率ひて帆船で新西蘭に渡つたのが集團移民の嚆矢であつた。この頃、歐人から學んだ銃砲はマオリ族をして益々好戰的たらしめ、自己の種族を滅じつゝあり、他方、英人移民は次第に増加し、一八三〇年には英國政府はジェームス・ブスピーを駐在官に任命した。彼は基督教を宣布して諸酋長を懐柔し一八三五年には北島の全酋長を集めて新西蘭合衆種族と云ふ聯邦制度を樹立した。

一八三七年に英人ウィークフィールドは組織的植民計畫を樹て新西蘭協會を組織して、これに行政權を附與されんことを求めたが、政府の拒絶するところとなつたので、彼は純粹な私的會社たる新西蘭會社を組織して移民を募り、クック海峡兩岸地方一帯を土人酋長の垂延して置かぬ銃砲と交換し、その土地を新移民に分配した。

この頃からフランスが着目し始め、佛人移民を奨勵し、佛國會社ナント・ボンドレース會社

は特使を派遣して新西蘭の占領を企圖し、クック海峡兩岸地方以外に佛人囚徒を送つて植民地を開設すべしとした。これに對應して英國でも、ホブソンを新西蘭總督として派遣して同島の英人を監督せしめることとなつたのである。そして、一八四〇年二月ボブソン總督はワイタングにマオリ族諸酋長百二十余名を集めて宣教師の仲介により所謂ワイタング條約の締結に成功した。それは、酋長等のもつてゐる一切の統治權を英國女王に讓ることを決定したものであつて、ついで新西蘭は英領となつたのである。その條約は第一條、酋長等のもつ一切の統治權を英王に讓ること、第二條、土地所有の不可侵たること、若しこれを買却する場合は英國政府に提供すること、第三條、マオリ族に對し英國臣民たる一切の權利を與ふことの三ヶ條より成つてゐた。この條約によつて新西蘭の主權を獲得した英國は翌一八四一年五月、これをニューサウスウェルス植民地から分割して獨立の植民地とし形式的ではあるが英國屬領の一となつた。が、他方、ホブソン總督はウィークフィールドの新西蘭移民會社と常に反目せざるを得なかつた。總督が酋長と前述の條約締結の交渉しつゝある間に會社は武器を土人に賣つたことは遂に紛議を起し、本國政府にまでもちこまれたが、政府は却つて會社に國王の名において特許狀をさへ交付したのである。この紛争はフィッロイが後任總督に任ぜられるまで續いたのだつ

た。また、英人とマオリ族との間の紛争も、實に、一八七〇年迄続き、その間にマオリ族は半減するに至つた。とともに、植民の事實も進み、一八四〇年に英人移民は二千五〇名にすぎなかつたが、一三年後の一八五二年には二萬七千六百人に上り、一八七〇年には實に二四萬八千人に達した。

この發展の爲には次の様な諸要因があつた。すなわち、一八五五年のマオリ族の鎮壓とその地域の買収と本國政府の財政援助及び一八五七年のゴールドラッシュである。前者は牧羊業の發達をうながし一八五一年には二五萬頭、一八六一年には七百萬頭、一八七一年には千萬頭と増大し、羊毛の輸出は一八五三年の六萬磅から一八六三年には八三萬磅、一八七三年には二七〇萬磅と躍進的發展を遂げた。農産品も平行して増大して行つた。

後者は多數の移民を流入せしめ、この點、濠洲と同一過程をとらしめたものであつた。そして、一八七〇年以後の砂金も掘りつくされた後の不況と失業とのために、遂には支那人移民の排斥となり嚴重な移民制限となつたことも濠洲と軌を一にしたのである。

政治組織も、一八五二年迄は總督專制政治形態であつた。だが、この年に、憲法の制定を見翌年には早くも立憲政體が採られた。即ち總督の下に上下兩院が置かれ、議會は英國法に反せ

ざる限り、完全な自治權を附與せられた。そして一八五六年には責任内閣制度が樹立せられたのである。マオリ族も亦參政權を與へられ、一八七六年には中央集權制政府の確立も見られた。

二、自然條件

(1) 地形

新西蘭の高地は殆どすべて地塊山地と云ひ得るが、他に北島の中央部、南島のバンククス半島等には火山がある。低地は軟弱な第三系地域に生じた準平原（僅かに隆起してゐる）であるか沖積平野であるか、または火山物質の堆積によるものである。

河川は殊に山勝の南島では一般に急流をなし、船運よりも火力發電に適してゐる。北島のワイカト河等は小汽船の航行も可能であるが、河口は砂洲によつて塞がれてゐる。

なほ沿岸の諸所には最近の沈降に因る溺れ谷があり、その或るものは良港をなしてゐる。

(2) 氣 候

その特徴は同緯度の他の地域に比し、多雨である。大部分は年六〇〇—一、五〇〇耗である。しかも雨は比較的に一樣な年分布を示してゐる。従つて、植物の雨不定は全然なく、年中、美しく茂つてゐる。

第二の特徴は氣温の變化の少ないことである。稍々専門的に言へば、日較差・年較差・絶對年較差・南北差についても言ひ得るのであつて、こゝでは寒暑共に著しい氣温は現はれない。また、空氣は澄み、日光は強烈である。従つて、その植生を常緑たらしめ、事實落葉樹は甚だ少ない。

これらの條件が放牧を可能ならしめる。

三、政 治

新西蘭で憲法の制定されたのは一八五三年だつた。カナダや濠洲と等しく英國の統治下にゐる立憲君主國となつた。現在は自治領である。

立法部は上下兩院から成り、上院議員は全部總督の任命であつて、一八九一年まではその任期は終身であつたが、以後、七ケ年を期限として再選を妨げぬこととなつた。議長は一八九一年までは官選であつたが、現在では議員中から互選し、任期は五ケ年である。

下院は現在八十余名の議員から成り、その中數名のマオリ人がゐる。

總選舉は三年毎に行はれ、一八八九年以來一人一票主義である。女もまた一八九三年以來選舉權を與へられた。婦人參政權はこれが世界の嚆矢であつた。

行政部は英國皇帝を代表する總督の下に、責任内閣がある。内閣の決議が總督の決裁によつて效力を發生し、總督が否認權を有するも國家の權威に重大な關係あるものゝ外は、事實上、内閣の決議を否認することのないのは濠洲の場合と同じである。

閣員以外の官吏は全部事務官であり、事務官たる官吏は一切政黨に加入するを得ず、その代り終身官で、閣員も官吏を任免することを得ない。任免は政黨に關係のない他の獨立機關がこれを司つてゐる。

政黨には革進黨、自由黨、勞働黨がある。新西蘭では前二者の自由主義的政黨の勢力が長年大きい。

(註) 一九三五年十一月二十七日の總選舉に労働黨が議席五三を占めて歴史的勝利を収めてから新西蘭最初の労働黨内閣が出来た。その首班として活躍してきたミカエル・デュー・サヴェーチ首相は病臥中であつたが、近年逝去したため、ゴールウェイ總督はサヴェーチ首相の病臥中、首相代理を兼ねてゐたフレージャー文相を首相に任命したのでフレージャーは故ヴェーチ労働黨内閣を先づそのままにして首相の任につかしたため、議會労働黨も絶對多數を以てフレージャーを後繼黨首として選んだので、同氏は正式に労働黨内閣後繼首相として任につくこととなつて、現首相として活躍してゐる。

四、産 業

(1) 人 口

現在の人口は一六〇萬四七七九人、その殆んど總ては英國人系統である。人口密度は、本州九州を合せた程の面積に對し略々鹿兒島縣と同等の人口で、開拓地は海岸地帯に限られ、しかも約六〇%は都市に集中してゐる。

(2) 農 業

新西蘭の三分の二は農牧に適當な地域である。しかし總面積の六〇%近くは自然のままに放置されてゐる。

しかも栽培面積の大部分は牧草を仕立てるに當てられて居り、農作物の占める面積は總面積の三・四四% (一九三七—三八年) にすぎない。だが、島内の需要は充たしてゐる。

主要農作物は小麦及び燕麥で、小麦は主として南島東岸に栽培され、(主産地カンタブリー平野、オタゴ地方)、燕麥も同地方を主産地としてゐる。しかし北島では麥類は少く、タウモロコシが商業的に栽培されてゐる。

ニュージーランド亞麻は濕地に野生する植物で(栽培も一部で行はれてゐるが)ある。

林檎・梨・プラム・桃・杏等の落葉果樹栽培は新西蘭の北端から南端まで行はれるが、就中北オークランド・ネルソン・オタゴ・カンタブリー及びホーク灣沿岸等の溫暖な地域、或は風蔭に當る地域に發達し、林檎は相當の輸出額に達してゐる。また北島は柑橘類にも適し、葡萄も溫暖な地域では露地栽培が可能である。

項目	單位	實數
農業用 トラクター	臺數	5,710
小麥	エーカー	222,000
燕麥	エーカー	295,600
大麥	エーカー	25,300
玉蜀黍	エーカー	17,126
馬鈴薯	エーカー	23,300
牧草	エーカー	918,442

(3) 牧畜業

一九三九年に於ける新西蘭の家畜頭数は次の通りである。

馬

二七四、八〇三

四、五六四、九四八

豚

六八三、四六三

三一、八九七、〇九一

新西蘭は牛の頭数から云へば世界の二十位以下にあるが、人口一〇〇人當りの牛頭数は、二六八頭であつて世界第二位である。(アルゼンチンが二七六頭で世界第一位、オーストラリアが二〇九頭、カナダが八一頭)そして、毎年の屠殺数は三七萬頭に上り、肉は三千萬貫余を得て、その約三分の一が輸出されてをり、また、その内、約二百萬頭は酪農用牛で、バター生産一五萬噸、チーズ九萬噸を産してゐる。牛にはゼルシイ種の血統をひく交配種が最も多い。羊は頭数において世界第七位、人口一〇〇人について一八一七頭と云ふ數字を示し(オーストラリアは一六八七頭、アルゼンチンは三五一頭)世界第一位である。だが、その品種は多様で、地方によつては羊毛を主眼とし、他の地域では輸出向の羊肉及び羔を専門としてゐる。一般に、南島の丘陵地・カンタブリー平野外縁のダウンランドでは毛用種たるメリノ種を主とし、カンタブリー平野ではコリデル種が多く、その肉は英國でカンタブリーラムとして知られ、その毛も良質である。北島の比較的濕潤な地方には、毛肉兼用のロマネーマーシユ種が多く、南北兩島に互つて飼はれてゐるサウスダウン種は純粹な肉用種であつて、脂肪分に富んだ

羊肉が得られる。

羊毛の生産量は世界第三位で、三億三千万封度に達してゐる。輸出量は三億二千万封度で、英本國・佛國・ドイツ・日本等の羊毛工業國に分散してゐる。また、精細な數字は得られないが、羊肉の輸出量は世界第一位であると云はれ、毎年輸出される冷凍肉四五萬英噸の大部分は羊肉または羔であると云はれる。

馬は役畜用として廣く用ひられてゐるが、一九一一年以來、自動車の普及・農場の機械化のために減少しつつある。

他に見逃し得ないものに、農家兼副業としての豚の飼育・家禽飼育・養蜂等がある。蜂蜜の輸出量は百萬封度以上、ソーセイヂ・卵等の輸出量も多量に上つてゐる。

(4) 其の他産業

各種の鑛物資源は各地に存在するが、商業的價値を有するものは尠だしい。

石炭は南島北西岸のグレイマウスウエストポート附近に幾つかの瀝青炭の小炭田があり、又南島最南部その他に稍、廣範圍にわたる褐炭層がある。年産二一五萬噸に達してはゐるが、島

	1937年		1938年	
	量	價格	量	價格
金及び銀	612,468オンス	1,319,743	509,759オンス	1,214,054
白金	55オンス	423	1 ⁶ / ₂₀ オンス	7
鐵礦	571トン	880	1,218トン	3,666
石炭	2,277,799トン	2,277,799	2,222,088トン	2,222,088
タングステン	24トン	6,468	46トン	8,604
マンガ	5トン	50	90トン	450
珪砂	164トン	236	1,459トン	1,126
票布粘土	1,344ポンド	336	760ポンド	190

内需要を満し得ない。

現在の金生産額は五〇一六〇萬オンス（一九三八—一九九年）で、昔日のゴールドラッシュの面影もないが、そしてまた砂金を求めて得る採金方法もその後を絶ち、大部分は北島北部のコルヴィ半島の石英鑛脈から得てゐる。それにはまた多くの銀をも含んでゐる。

鐵鑛は南島のネルソン州邊りに多いが、未だ年産一、〇〇〇トン程度で、最近、發展しつつあるやうである。また、注目されてはゐないが、砂鐵が多く、五千萬噸はあるものと推定されてゐる。

その他、鑛物としてはタングステン・銅・

マンガン・錫等を産してゐる。

製造工業は未発達である。その要因は濠洲の場合と同様である。勞力・資本・本國商品との競争等について同様の条件下におかれてゐる。

主要工業は農牧生産品の簡単な加工々業にすぎず、總工業生産高中、冷凍工業生産品及びバター・チーズ生産高を以て六〇%余を占めてゐる。その他、練乳・製粉・製材・製革等を加算すれば殆んど全工業を説明したことに非ならう。工場總數は六千弱であるが、労働者數は一〇萬人余にすぎず、原料使用量は千六百萬磅、賃銀支拂高九百萬磅で、平均一工場當り使用労働者數一六人、原料費一〇、八二〇磅、賃銀支拂高二、六八一磅である。だが、動力使用は高度化してをり、殊に、電力は豊富である。コールリツチ湖發電所、ワイカト河發電所、マンガホエ發電所等は大きい。

五、外國貿易

新西蘭の外國貿易の總輸出入額は近年増大し總額一億磅余となつた。その絶對數は決して大きくはないが、人口一人當りの貿易額は世界のどの國よりも大きい。このことは新西蘭の生産

力がどの國よりも大きいことを意味するものではなく、寧ろ新西蘭經濟の樞點が貿易にあること、新西蘭經濟が貿易を經濟循環の重要な方法としてゐる一の表示と見られる。そしてこの循

	輸出額		輸入額	
	總額	人口一人當リ	總額	人口一人當リ
1910	22,000	21.0	17,000	16.7
1920	45,500	36.15	43,000	33.12
1930	46,969	30.0	46,479	28.10
1931	36,943	23.1	49,295	17.10
1932	34,668	23.6	24,655	16.1
1933	37,470	26.12	25,290	16.12
1934	49,141	30.10	26,703	20.4
1935	42,953	29.15	34,301	23.4
1936	53,659	36.0	39,509	28.1
1937	64,621	41.19	50,076	35.6
1938	61,919	36.6	57,542	34.9
1939	57,851	35.12	56,499	30.6
1940	65,858	不明	46,070	不明

(註) 總額の單位は 1,000 新西蘭貨磅、一人當りの單位は・印磅、以下志。
各年度は 7 月より 6 月末現在迄を一年とす。

環における商品交換は常に輸出超過の形を示してゐる。だが、この輸出超過は新西蘭本土へ資本蓄積を齎さず、寧ろ新西蘭で營業してゐる英本國の商業銀行・貿易會社への利潤送付・資本

主要商品の輸出額

	1937年	1938年
羊毛	19,070	12,185
冷凍肉	14,689	15,092
バター	16,986	16,520
チーズ	5,371	5,935
ソーセージ	760	742
タロー	647	524
皮革	3,873	2,383
金	1,435	1,296
林檎	452	719
小計	63,283	55,396

(註) 単位 1,000 新西蘭貨磅

産業別輸出額

	輸出額(磅)	%
牧畜生産品	54,285,435	93.9
農業生産品	1,252,241	2.2
林産生産品	285,641	0.5
鑛産生産品	1,420,661	2.4
その他	556,648	1.0

貿易の相手國は輸出入ともに英本國が大きく、殊に輸出部分においては英本國が殆んど唯一の相手國で第二位の米國とは實に四千七百萬磅(輸出總額の八三%)の差違を示し、新西蘭が「英本國の巨大な郊外的宰領」と言はれる所以でもある。輸入部分においても英本國は五〇%近くの相手國で次位は濠洲の一四%、米國の一三%である。このやうに英本國と米・濠とに貿易相手國を殆んど集中してゐる事實、殊に英本國を唯一の巨大な相手國としてゐる事實は、また、重要な特質である。

新西蘭の國別貿易額(1938年)

	輸 出		輸 入	
	1,000磅	%	1,000磅	%
英 本 國	48,897	85.20	26,886	48.51
カ ナ ダ	1,127	1.93	4,834	8.72
印 度	137	0.24	555	1.00
セ イ ロ ン	0.3	0.00	802	1.45
南 阿 聯 邦	19	0.03	90	0.16
濠 洲	2,189	3.75	7,468	13.47
フィジー諸島	98	0.16	142	0.25
ナウル島	4	0.00	140	0.25
その他英帝國	248	0.42	488	0.88
小 計	52,722	90.31	41,409	74.71
ド イ ツ	890	1.52	1,003	1.80
フ ラ ン ス	1,015	1.73	198	0.35
ベ ル ギ ー	363	0.62	487	0.87
イ タ リ ー	6	0.00	142	0.25
ス エ ー デ ン	84	0.14	375	0.67
日 本	592	1.01	1,197	2.15
蘭 印 國	7	0.00	2,159	3.89
米 國	1,421	2.53	6,647	11.99
そ の 他	989	1.69	1,802	3.25
小 計	5,371	9.20	14,013	25.28
計	58,376	100	55,422	100

利子支拂等との交換により相殺される部分となり、新西蘭の國富の増加とはならない部分の大きいことを留意すべきであらう。

輸入商品類別表

	飯食料品		原料品		完製品及び半製品		その他計
	總額	%	總額	%	總額	%	總額
1930	6,066	13.68	1,889	4.26	36,121	81.46	44,339
1935	5,038	13.87	1,564	4.30	29,497	81.22	36,317
1936	5,472	12.36	1,691	3.82	36,848	83.25	44,258
1937	6,701	11.93	1,953	3.48	47,203	84.05	56,160
1938	7,132	12.86	2,243	4.04	45,808	82.65	55,422
1939	6,516	13.19	2,450	4.96	40,171	81.34	49,387

(註) 總額は單位 1,000 新西蘭貨磅

そして、その輸出入商品の構成は上表の如く輸出部分では牧畜生産品が殆んど唯一の商品(羊毛・冷凍肉・バター・ソーセイヂ・タロー・皮革)であり、輸入部分では多様にわたる完製品乃至半製品及び食料品が大部分を占め(殊に砂糖・茶・タバコ・農具・電気用具・機械類・繊維製品・紙類・ガソリン等)であり、この兩者の交換関係をなしてゐる。

このやうに殆んど唯一と見られる肉・羊毛・バター・チーズ等の牧畜生産品を輸出し多様にわたる完製品・半製品を買つてゐる貿易關係、しかもこの貿易關係を決定的要素として生計を営んでゐること、このこ

とは最も危険な情態であらう。しかも、他面において貿易關係が大きな輸出超過であるにも拘らず資本蓄積が不可能であり、工業投資・農業投資が見られ得ないことは更に危険性を加重してゐる。

六、移民制限・社會立法

(1) 移民制限

新西蘭の移民法は「白濠主義」ほどではなく單なる制限法である。制限的移民法とでも云ふべきだらうか。新西蘭の在住者が移民を必要とする場合、その人數を指定して政府に請願すれば、政府はその請願を基礎として年々の移民數を査定する仕組になつてゐる。たゞ支那人に對しては英語の試験と入國税一人千圓を徴收することゝなつてゐる。支那人はこの關門をくゞつて年に約二百人ぐらゐの移入者を見てゐる。日本の移住者は絶無である。

(2) 社會立法と社會施設

新西蘭には社會機構の矛盾からくる貧困がないと言はれるが、それは完全な社會立法があるからだと言つてゐる。

一八六九年に先進國に先んじて國立の生命保險會社が設立されてゐる。一八七三年には國立の信託會社が設立されてゐる。また一八八四年には病院及び社會施設保護法が改訂されたが、これによつて中産以下の民衆は生活の脅威を受けざる程度で有料・無料の治療を受けることが出来るやうになつた。更に一八九二年には所得稅累進法が、一八九四年には産業調停仲裁法が、一八九八年には養老年金法が、一九〇三年には國立火災保險法が、一九〇五年には勞働者住宅法が、一九〇八年には土地法が、一九一一年には母子扶助法が、一九一三年には勞働爭議調査法が、一九二六年には家庭扶助法が、制定されてゐる。これら重要社會立法はどの國よりも率先して制定されてゐる。

養老年金法の内容は新西蘭國民で男六五才、女六十才に達し一人の場合年收七百八十磅、二人の場合、年收七百八十磅、二人の場合年收千三百磅以下のものならば、年金を受け得ると規定し、無收入者に對しては一週一人十磅、一年五百二十磅までの支給を受け得ることとなつてゐる。現在、この法律によつて保護を受けてゐる人員は二萬五千人、その金額は一千萬磅である。

る。

家庭扶助法は、基本賃銀法の合理化のための一方法である。新西蘭の基本賃銀は一家庭の平均員數を四人と定め一率に賃銀を支拂ふ仕組になつてゐる。この圖化された平均家庭よりも多い家族、即ち二子以上をもつてゐる勞働者の家族に對しては、國庫から毎週補助金が支給されてゐる。現在、この法律の適用者は三千人余に達してゐる。

七、原住民

新西蘭の先住民族は「マオリ」と呼ばれてゐる。人種的にはポリネシアに屬する。

ハワイの原住民に似て、マオリは頬骨高く、茶褐色の皮膚をもち、鼻も高く、背も高く、體格、容貌は比較的整つた人種である。その性質は是非を辨へてはゐるが、敵愾心に富み、精悍勇猛、好戰的でもある。

マオリは主として北島と南島の北部に住んでゐる。その住居地帯はまた溫泉地帯でもある。

マオリにとつて、戰爭は一種の娛樂であつた。敵が餓へれば食物を送り、交戦中收穫期となれば敵の準備の整ふまで攻撃を延期する。武器は主として石器または獸骨で、むかしは敵の死

屍を食ふのを常としてゐた。

マオリは、萬物は盡く神であるとの信仰をもつてゐた。彼等の社會は祭司、酋長、中等階級平民、奴隸と區分されてゐるが、祭司が最高位におかれるほど、宗教はマオリにとつて重要なものである。だが、マオリの信仰は汎神的ではあるが、偶像禮拜ではなかつた。

マオリのタブーには二種ある。一は一定の人民及び財産に附屬する神聖な性質で、他は反對の呪咀の性質である。例へば、或る種の樹木は神聖なものとされ、それを汚すものは殺害され復讐される。また、死體に手を觸れ若しくは埋葬に關係した者は、或る期間呪咀されたものである。従つてその人間が物にふればその物が呪咀され、また他人の家に入ればその家が呪咀される。この物でも家でもすべて破壊せねばならぬのである。

マオリは男女ともに入墨をしてゐた。しかし現在では男の入墨は殆どなく、女の中には時々唇の下にこれを見る程度である。だが、マオリの入墨は彫刻と同様の極めて藝術的な曲線によつて構成されてゐるものだつた。またマオリの彫刻は美しく、家屋の内外、獨木舟の船尾その他に施した彫刻は、いづれも微妙な、怪しいまでに美しい曲線によつて構成されてゐる。

x

x

x

現在、新西蘭に棲む七萬余人のマオリ族はユーモアやスポーツを理解し好む原住民となつてゐる。彼等は白人と同等の待遇を受けてゐる。教化された多くのマオリ族は、かつて先祖がイギリス人を食べたから我々の血管の中にはイギリスの血が流れてゐるなど、洒落てゐる。事實新西蘭はイギリス人が原住民に對して、有色人に對する障壁をきづかなかつた唯一の地であつて、マオリ族は政治的にのみならず社會的にも白人と同一の立場に立つて居り、マオリ族代議士も居れば、大臣もをり、「サー」の稱號を有つた原住民もゐる。

白人の對原住民政策に關する詳細な注意は土地法によく見られる。かつての北米人のインディアン處理についての失敗を繰り返さないために——即ちマオリ人から直接に土地を購入することを去けて、總ゆる土地處理問題を「土人土地法院」に監督せしめてゐる。従つて多くの土地は種族財産として残つたのである。この注意は彼等を有能な農民とし、やがては醫師・法律家・牧師から大學教授を生み、第一次大戰には派遣軍としてカリボリ及びフランスで殊勳を立てたのである。

だが、元來、民族意識と感受性の強いマオリ族は刑法上の犯罪による刑罪に對しても強い民族的編見をもつことが多い。そして、統治上の深刻な問題となるものは常に土地問題であつ

た。土地問題は一九世紀後半に大量に割譲した土地に原因してゐる。彼等はこの割譲を極度に破廉恥と考へてゐる。教化された一群のマオリ人の指導のもとに、マオリ人は種族の共同の利害に眼覚め民族的意識をもつに至つた。そして、自己の同族の農民に近代的農耕方法が教へられるとともに「土地に再定住」し始めたのである。白人と原住民との権利上の同化政策も、この點に原因して、逃れることの出来ない、そしてまた同化し得ない對立を生んでゐるのである。

◇ 参 考 文 献 ◇

1. Commonwealth Bureau of Census and Statistics ; Official Year Book of the Commonwealth of Australia, Annual.
1. Commonwealth Bureau of Census and Statistics ; Production, annual.
1. Commonwealth Bureau of Census and Statistics ; Finance, annual.
1. Government of the State of Victoria ; Victorian Year-Book, annual.
1. Government of the State of New South Wales ; New South Wales Year-Book, annual.
1. Government of the State of Queensland ; Queensland Year-Book, annual.
1. Wadhams and Wood ; Land Utilization in Australia, 1939.
1. International Labour Office ; Social Problems in Agriculture, 1938.
1. Walker ; Australia in the World Depression, 1933.
1. G. Anderson ; Fixation of Wages in Australia, 1929.
1. Wood ; Borrowing and Business in Australia, 1930.

1. J. M. Garland ; Australian Land Taxation, 1934.
1. Bland ; Budget Control, 1938.
1. S. mills ; Taxation in Australia, 1925.
1. Wood, Fitzgerald, etb ; Problems of Industrial Administration in Australia, 1938.
1. Shaun and Copland ; The Crisis in Australian Finance, 1931.
1. H. L. Wilkinson ; The Trust Movement in Australia.
1. S. Smith ; Economic Control.
1. W. M. Smith ; Marketing of Australia & New Zealand Primary Production, 1936.
1. Harris ; Australia's National Interests and National Policy, 1938.
1. Shann ; Economic History of Australia, 1937.
1. Dalgety and Co. Lth. ; Dalgety's annual Wool Rereview for Australia and New Zealand, annual.
1. Report on Economic and Commercial Condition in New Zealand.
1. Report on Economic and Commercial Condition in Australia.

1. Institute of pacific Relations ; Studies in Australian Affairs, 1938.
1. J. G. Latham ; Australia and British Commonwealth, 1937.
1. L. C. Jamney ; Australia's Government Bank, 1933.
1. D. B. Copland ; Australian Economy, 1931.
1. Imperial Ecomic Committee ; Wool production and Trade, annual.
1. Imperial Ecomic Committee ; Dairy production and Trade, annual.
1. J. A. Lee ; Socialism in New Zealand, 1938.
1. Webb ; Government in New Zealand, 1940.
1. W. P. Morrell ; New Zealand, 1935.
1. W. B. Saton ; Recent Economic Changes in New Zealand, 1936.
1. Official Year Book of the New Zealand, annual.
1. Hawkesmorth ; Australian Sheep and Wool, 1920.
1. Copland and Janes ; Australian Trade policy, 1937.
1. League of Nation ; Statistical Year Book of the League of Nation, annual.

1. A. W. Jose and H. J. Carter : Australian Encyclopedia, vol 2, 1926.
1. W. K. Hancock : Australia, 1933.
1. G. Taylor : Australia, 1935.
1. G. Taylor : Australian Und Neuseeland, 1932.
1. 井島重保著「羊毛の研究と本邦羊毛工業」 昭和四年
1. 慶應義塾各國經濟研究會「大英プロツク經濟及び經濟政策」 昭和十一年
1. 日濠協會「濠洲一般事情」 昭和九年
1. 大谷敏生著「南方共榮圈」 昭和十五年
1. 小山榮三著「人種學(各論)前編」 昭和六年
1. 太平洋協會編「大南洋」 昭和十六年
1. 河出書房版「世界地理大系」第十卷

昭和十七年十二月二十日 印刷納本
昭和十七年十二月二十五日 發行

(定價 金壹圓)

(送料 六錢)

東京市小石川區春日町一ノ一
日本拓殖協會
發行者 柴山武德

東京市神田區旅籠町二ノ十二
印刷者 青田伊祐

東京市神田區旅籠町二ノ十二
印刷所 廣業館

東京市神田區淡路町二ノ九
配給元 日本出版配給株式會社
日本出版文化協會會員番號三三二一八三號



917
165

拓殖叢書

B六判 各篇 約二〇〇頁
定價 一・〇〇 送料 〇・一二

各篇 口繪寫真數十葉入り 附録 六色刷最新地圖

(刊 既)

篇四第	篇三第	篇二第	篇一第
印	比	海	佛
	律	南	領
度	賓	島	印
			度
			支
			那

(刊 近)

濠	ニ	ボ	東	馬	泰	緬
	ユ	ル	印			
	ー	ネ				
	ギ	オ	度	來		甸
洲	ニ	ヤ				
	ヤ					

○書店に品切れの節は直接發行所に御注文下さい
○當協會刊行圖書目錄御入用の方は郵券四錢お送り下さい

一ノ一町日春區川石小市京東

會協殖拓本日財團所行發

番七七四四 番一九八三 川石小話電
番〇五三三四一 京東 座口 替振

917
165

終